

# 目次

<b>第1章 ビジョン改定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1. ビジョン改定の背景 .....	1
2. 対象となる文化芸術の範囲 .....	1
3. ビジョンの位置づけ .....	2
4. ビジョンの期間 .....	2
<b>第2章 姫路市の現状と課題</b> .....	<b>3</b>
1. 姫路市の文化特性 .....	3
2. 姫路市の文化を取り巻く環境の変化 .....	7
3. 市民意識調査の結果 .....	17
4. 文化芸術振興のため取り組むべき課題 .....	24
<b>第3章 文化芸術振興の基本目標と基本方針</b> .....	<b>27</b>
1. 基本目標 .....	27
2. 基本方針 .....	28
<b>第4章 文化芸術振興の具体的施策の展開</b> .....	<b>30</b>
1. 計画体系図 .....	30
2. 具体的施策の展開 .....	31
<b>第5章 ビジョンの推進</b> .....	<b>46</b>
1. 進行管理等 .....	46
2. 庁内関係部署の協力体制の構築 .....	46
3. 文化国際交流財団との連携の強化 .....	46
<b>参考資料</b> .....	<b>47</b>
1. 姫路市文化振興ビジョン検討懇話会開催要領 .....	49
2. 姫路市文化振興ビジョン検討懇話会委員名簿 .....	50
3. 文化芸術基本法 .....	51
4. 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 .....	58
5. 姫路市の主要な文化施設の利用状況推移 .....	62
6. 市民アンケート調査結果 .....	63
7. 文化団体アンケート調査結果 .....	80



## 1. ビジョン改定の背景

### (1) 文化芸術基本法の改正や社会情勢の変化

姫路市では、平成27年（2015年）に「姫路市文化振興ビジョン」を策定し、「歴史文化の継承と魅力ある市民文化の創造」を基本目標に掲げ、施策に取り組んできた。その間国では、「文化芸術基本法」が平成29年（2017年）に改正、また、平成30年（2018年）には「文化芸術推進基本計画（第1期）」が策定され、文化芸術の本質的価値のみならず、社会的・経済的価値の活用が明記された。

一方、令和2年（2020年）当初から新型コロナウイルス感染症が世界中で感染拡大し、文化芸術は大きな影響を受けている。公演の延期・中止だけでなく、「3密」を避ける必要から、練習や稽古すら出来ず、活動の場が失われ、収入が途絶えるアーティストや文化芸術団体も出ている。

このような状況においても、インターネットを活用したオンライン配信の取り組みをはじめとした、「新しい生活様式」を取り入れた新たな表現方法も生まれるなど、生きる希望を持てる心豊かな社会の形成を目指し、市民が文化芸術に触れる機会を提供するための試みは継続されている。

市民や地域に活力をもたらす文化芸術が、今ほど求められている時はなく、行政の果たす役割も大きくなっている。

### (2) 姫路市文化コンベンションセンター（アクリエひめじ）の開館

令和3年（2021年）9月に、ホール機能と展示機能を併せ持つ姫路市文化コンベンションセンターが開館する。他の文化施設との連携・役割分担の下、同センターが鑑賞や交流機能はもとより、文化芸術の創造・発信拠点となるよう、その機能を活用した施策を展開する。

### (3) 公益財団法人姫路市文化国際交流財団との連携

公益財団法人姫路市文化国際交流財団（以下「文化国際交流財団」という。）は、本市の文化振興施策を体現する中心的な存在である。姫路市文化コンベンションセンターが開館する等、本市の文化芸術を取り巻く環境が変化する中で、同財団が持つ経験やノウハウを活かし、市との協力・連携の下、既存の枠にとらわれない幅広い事業を積極的に展開する。

## 2. 対象となる文化芸術の範囲

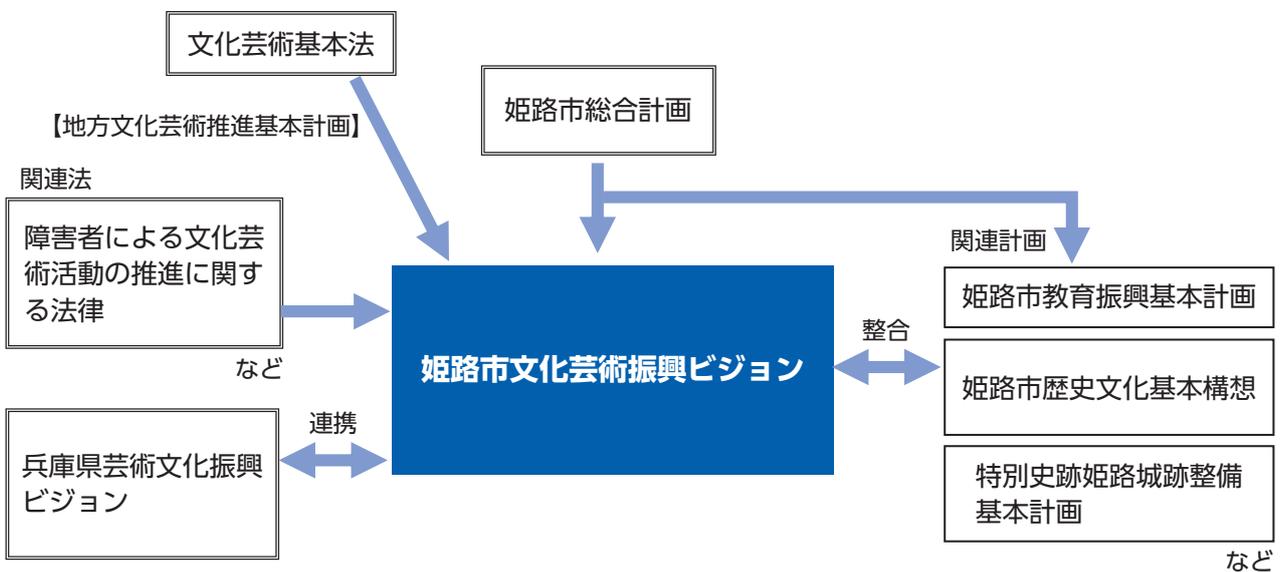
本ビジョンでは、文学、音楽、美術等「文化芸術基本法」が対象範囲としているものを基本対象とする。また、文化芸術は新たな創造活動により常に変化していくため、新たな分野についても配慮する。

## 【参考】文化芸術基本法の対象範囲

分野	例示
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽及び出版物等	囲碁、将棋その他の国民的娯楽、出版物、レコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術

## 3. ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、「姫路市総合計画」を上位計画として、その理念と方針を踏まえ、「姫路市教育振興基本計画」等の関連計画との整合を図りながら策定する。また、「文化芸術基本法」に基づく地方文化芸術推進基本計画として位置付けるほか、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」等の趣旨も踏まえる。また、「兵庫県芸術文化振興ビジョン」との連携により、効果的な文化芸術振興を進める。



## 4. ビジョンの期間

姫路市総合計画の計画期間は令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間であるが、本ビジョンでは社会情勢や国、県の動向等の変化を鑑み、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間を計画期間とし、必要に応じて見直すこととする。

## 1. 姫路市の文化特性

### (1) 世界遺産姫路城や地域に伝わる歴史文化遺産の存在

白鷺城とも呼ばれる姫路城は、国宝8棟、重要文化財74棟の建造物を有する、日本に現存する城郭遺構の代表的な存在であり、本市のシンボルとして市民に愛されている。また、平成5年(1993年)の世界遺産登録により、名実ともに世界に誇る貴重な宝となった。西御屋敷跡には池泉回遊式庭園の好古園も整備されており、毎年多くの観光客が訪れるとともに、姫路城三の丸広場では姫路城薪能等の伝統的文化イベントが開催される等、文化交流の拠点施設ともなっている。

本市には、寺社や古墳に代表される貴重な歴史文化遺産が多数存在し、中でも書写山圓教寺は、千年の歴史を持つ天台宗の別格本山であり、西の比叡山とも呼ばれる名刹である。また各地域においては、祭り等の伝統行事や工芸技術が人々の暮らしの中で今日まで継承されており、松原八幡神社の秋季例大祭は灘のけんか祭りと呼ばれ、播磨を代表する祭りとして知られている。

### (2) 文化施設

#### ① 充実した劇場・ホール

本市内には大小さまざまな劇場やホールがあり、音楽や演劇のほか、講演会や各種式典等も行われており、毎年、多くの市民に利用されている。本市の文化拠点である姫路市文化センターを始め、パイプオルガンを備えたシューボックス型の音楽専用ホールであるパルナソスホール(姫路市立姫路高等学校音楽ホール)、能楽・邦楽にも対応でき、本市出身のデザイナー故高田賢三氏がデザインした緞帳「黎明」を有する姫路キャスパホール、音響映像設備を備えたあいめっせホール等がある。また、ホールを備える地区市民センターや図書館分館も多い。

	施設	席数
1	姫路市文化コンベンションセンター 大ホール <sup>*1</sup>	2,010
	// 中ホール <sup>*1</sup>	693
	// 小ホール <sup>*1</sup>	164
2	姫路市文化センター 大ホール <sup>*2</sup>	1,657
	// 小ホール <sup>*2</sup>	493
3	姫路キャスパホール	331
4	パルナソスホール	804
5	姫路市市民会館 大ホール	800
6	花の北市民広場 大ホール	500
7	姫路市北部市民センター 大ホール	609
8	あいめっせホール	280
9	姫路市民プラザ アートホール	121
10	香寺健康福祉センター集会室(ホール)	290
11	図書館飾磨分館ホール	269
12	図書館広畑分館ホール	300
13	図書館網干分館ホール	256
14	ネスパルやすとみホール	372



文化センター 大ホール



パルナソスホール

<sup>\*1</sup> 令和3年(2021年)9月開館予定。

<sup>\*2</sup> 令和3年(2021年)12月廃止。機能は姫路市文化コンベンションセンターに引き継がれる。

## ② 美術館・博物館等

姫路市立美術館は、昭和58年（1983年）に旧日本陸軍の煉瓦造りの建物を器として開館し、郷土ゆかりの美術をはじめ、国内外の近現代美術の名品を収集しており、前庭には13点の屋外彫刻、常設展示室ではコロー、ピサロ、モネ、ルオー、ユトリロ、マティス等のフランス近代美術の名品を常設展示している。建物は、平成15年（2003年）に国の登録有形文化財に登録されている。

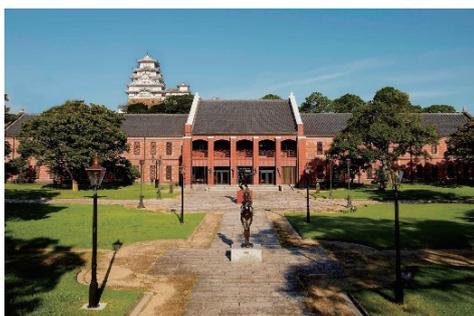
姫路文学館は、播磨ゆかりの文人たちを顕彰し、あらゆる文学活動の拠点とすることを目的に、平成3年（1991年）に市制百周年事業の一環として、安藤忠雄氏の設計により建築・開館し、和辻哲郎文化賞により優れた功績を挙げた研究者等を顕彰し、市民の文化水準の向上を図っている。また、敷地内にある望景亭は、平成21年（2009年）に国の登録有形文化財に登録されている。

書写の里・美術工芸館は、自然に親しみながら伝統文化を学び、体験できる施設として平成6年（1994年）に開館し、郷土ゆかりの工芸品、郷土玩具等を収集・整理・保管し、展示するとともに、参加体験型の事業を数多く展開している。平成11年度からは、小学生の野外活動や中学生のトライやるウィーク等の受け入れを行い、学校連携にも注力している。

姫路市埋蔵文化財センターは、市内における埋蔵文化財の発掘調査、出土品の整理及び保存を行うとともに、埋蔵文化財に関する情報の収集・提供、調査成果の公開展示及び学習の拠点をめざし、平成17年（2005年）に開館した。発掘調査の成果を広く市民に公開し、郷土の歴史に対する理解を深めるための企画展のほか、体験学習、史跡見学会、講演会等を随時開催し、埋蔵文化財に対する関心を育て、考古学を学ぶ機会の創出に努めている。

県立の施設としては、昭和58年（1983年）に開館した兵庫県立歴史博物館がある。郷土の歴史に関する県民の理解を深め、教育・学術及び文化の発展に寄与することを目的としており、故丹下健三氏が姫路城をイメージして基本設計を行った。

また、民営の博物館も多数あるが、一例として、日本玩具博物館は、世界160の国と地域の玩具資料、約9万点を所蔵する私立博物館で、日本を代表する玩具博物館として世界に知られており、海外で開催される多数の企画展へも出品協力を行っている。また、圓山記念日本工藝美術館は、漆工、陶芸、染織、和紙等多彩な分野にわたるわが国の伝統工芸美術品を展示しており、貴重な日本独特の工芸について研究、技や精神の保存、またその継承、発展の道を模索するため、優れた作品の収集、展示に努めている。この他にも、播磨の地域文化の向上に資したいという思いから、日本の近代美術を対象に、陶芸、日本画、洋画作品を中心に約1,000点にのぼるコレクションを長年にわたり収集し、これらを広く公開する三木美術館等がある。



姫路市立美術館



三木美術館

### ③ その他

姫路市音楽演劇練習場（令和3年（2021年）12月廃止。機能は姫路市文化コンベンションセンターに引き継がれる。）は、音楽・演劇の練習施設で、市が所有する和太鼓も使用可能である。

また、主に小学校区を基本単位として、各地域の文化芸術活動等の拠点ともなる市立公民館を整備している。

## （3）主な文化芸術事業

### ① 文化振興イベント

「ル・ポン国際音楽祭 赤穂・姫路」は、赤穂・姫路にゆかりのある世界的ヴァイオリン奏者・榎本大進氏の提唱により、平成19年（2007年）から赤穂市と本市で開催されている。市民が気軽に楽しめるよう低料金で開催しており、運営には多くのボランティアが参加し、さまざまな交流の機会を創出している。

平成28年（2016年）からは「音楽のまち・ひめじ」プロジェクトとして、市民や観光客が身近に音楽に触れる機会の提供や子どもたちへの音楽の普及等、音楽をテーマにした一連の事業を展開している。

また、「こころの祭姫路」は、姫路の文化的土壌を更に掘り下げ、市民相互の交流を進めるため実施協力者を募り、自宅、工房、神社、仏閣等を無料で開放してもらい、協力者各自の企画で催しを実施するもので、平成4年（1992年）から毎年11月11日に開催されている。「姫路市民文化祭」は、地域の代表的な団体が参加し、市内各施設を会場に日頃の練習の成果を披露して市民に鑑賞してもらう文化の祭典として、毎年11月に実施されている。



まちかどコンサート (H30)



こころの祭 姫路 (R1)

### ② 文化芸術活動への支援

本市では、豊かな市民文化の振興、普及のため、自発的に実施される文化活動に対してその費用の一部を助成する「文化活動助成事業」や、市施設使用料の一部を補助する「姫路市文化芸術事業会場費補助金」、各連合自治会が行う文化的な活動や地域資源を利用したイベント活動等に助成する「コミュニティ活動助成事業」等の助成制度を整備し、文化芸術活動に対する支援を行っている。

また、市が設立に関与している音楽団体として、姫路市吹奏楽団や姫路市児童合唱団、面白山ヴァイオリン教室等が以前より活動を行っており、青少年に文化芸術活動への門戸を開いてきたが、令和2年（2020年）には文化国際交流財団の主導により、新たに姫路市ジュニアオーケストラが創設され、音楽の素晴らしさ、演奏の楽しさを体験する機会を提供し、文化芸術のより一層の普及に努めている。

### ③ 人材育成・顕彰

パルナソス育成普及事業として、「姫路パルナソス音楽コンクール」や「上田晴子ピアノスクール『マスタークラス』」、「室内楽演奏会」等を実施している。

他にも、音楽や楽器の素晴らしさを伝えるワークショップや、中学生から25歳までの若者が自身で演劇製作を行う「キャストシアタープロジェクト」等の事業を通じて、人材育成に努めている。

また、「和辻哲郎文化賞」、「姫路市芸術文化賞」、「姫路市美術展」、姫路地方文化団体連合協議会主催の「姫路文化賞」等、学術研究や文化芸術活動に対する顕彰に取り組んでいる。文化の支え手の育成については、「文化ボランティア登録制度」を実施している。

### ④ 情報発信

情報発信については、文化国際交流財団が播磨の文化雑誌「BanCul（バンカル）」を平成3年（1991年）から年4回発行し、播磨の文化力とその魅力や新たな発見を全国に発信している。同様に、同財団が編集し本市が発信する「文化情報姫路」では、播磨圏域で開催される文化芸術事業の情報を収集し、掲載している。また、「音楽のまち・ひめじ」の季刊リーフレットを市内全小学生へ配布しているほか、ホームページやSNSにより市内の音楽情報を配信している。



「音楽のまち・ひめじ」ホームページ



播磨の文化雑誌「BanCul（バンカル）」

## （4）文化国際交流財団の存在

平成元年（1989年）、市制施行100周年を機に、姫路市文化センターの管理運営と文化高揚のための舞台公演等の事業を実施していた財団法人姫路市文化センター（昭和47年（1972年）設立）と、文化に関する研究発表の援助、優れた文化芸術活動に対する顕彰や奨励、刊行物の発行、文化サークル活動の育成等を担っていた財団法人姫路市民文化協会（昭和52年（1977年）設立）の発展的解消を図り、財団法人姫路市文化振興財団を設立した。このような経緯から、同財団は、文化の拠点施設の管理運営及び他の文化施設との連携だけではなく、本市における文化芸術活動推進の中心的役割を担っている。また、平成22年（2010年）に財団法人姫路市国際交流協会を統合し、現在の文化国際交流財団となってからは、国際交流にも取り組んでおり、文化芸術振興と国際交流の相乗的効果を発揮している。

更に同財団が設立30年を迎えた平成30年（2018年）には、事業企画運営力向上を目指し、日本を代表する作曲家で、姫路市にも縁の深い池田晋一郎氏を芸術監督に迎えるとともに、音楽プロデューサーを配置し、より質の高い舞台芸術公演の実施と個性ある文化芸術の振興を図ってい

る。姫路市文化コンベンションセンターにおける文化振興事業の展開においても、市の文化振興施策の実施組織として、市や指定管理者との役割分担により、大きな役割を担うことが期待される。

## 2. 姫路市の文化を取り巻く環境の変化

### (1) 姫路市の文化を取り巻く6年間の動向

#### ① 国の動向

国は平成29年（2017年）に「文化芸術振興基本法」を改正し、法律名も「文化芸術基本法」と改めた。また、平成30年（2018年）には「文化芸術推進基本計画（第1期）」を閣議決定した。この中では、施策の推進に当たり、文化芸術固有の意義と価値を尊重しつつ、社会的・経済的価値も含めた多様な価値を、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策と有機的に連携させ、文化芸術立国の実現を目指すことが明記されている。

さらに、各地方公共団体においても、「地方文化芸術推進基本計画を策定に努める等、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策のより積極的な推進に努めることを期待したい」と明記されている。

文化芸術そのものの振興 (本質的価値)	関連分野との連携による価値の活用 (社会的・経済的価値)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●豊かな人間性を涵養し、想像力と感性を育む。</li> <li>●国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相互理解の促進と、多様性を受け入れる心豊かな社会の形成。</li> <li>●文化芸術が持つ様々な価値を活用し、文化芸術の継承、発展、創造につなぐ好循環を生み出す。</li> </ul>

こうした動きに合わせて、国では様々な法律を整備し、文化芸術の振興とその活用に取り組んでいる。

#### ・文化経済戦略（平成29年（2017年））

文化芸術と他分野が一体となって新たな価値を創出し、自立的・持続的に発展していくメカニズムを形成することを目的とする。

#### ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年（2018年））

障害者による文化芸術活動を推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

#### ・文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成31年（2019年））

地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

#### ・文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年（2020年））

文化振興を観光振興と地域の活性化につなげ、その経済効果が文化振興へ再投資される好循環を創出することを目的とする。

## ② 兵庫県の動向

兵庫県では、平成27年（2015年）に「第2期芸術文化振興ビジョン」を策定し、令和3年（2021年）には「第3期芸術文化振興ビジョン」として改定される予定である。「第2期芸術文化振興ビジョン」では、基本目標として「芸術文化立県ひょうご～芸術文化が暮らしに息づき、芸術文化で人や地域を元気にする社会の実現～」を掲げ、4つの重点取り組み項目を定めている。

【重点1】 県民誰もが身近に芸術文化に親しむ環境の充実

【重点2】 「ふるさと意識」に根ざした兵庫の文化の継承・発展

【重点3】 兵庫の分厚い文化力の国内外への積極的な情報発信

【重点4】 芸術文化施設の適切な維持・保全と活性化の推進

また、令和元年（2019年）には「兵庫県地域遺産活用指針」、令和2年（2020年）には「兵庫県文化財保存活用大綱」を策定し、地域文化の継承と活用に取り組んでいる。

## ③ 姫路市の動向

平成27年（2015年）は「姫路市文化振興ビジョン」と「姫路市教育振興基本計画」が策定され、同時期に姫路城大天守の保存修理完成記念式典の開催や、姫路市文化コンベンションセンターの基本計画が出来上がる等、本市の文化への期待が高まった年となった。

平成28年（2016年）には「手柄山中央公園整備基本計画」を策定し、JRの新駅整備構想や姫路市文化センターの移転等に対応している。また、平成29年（2017年）～令和元年（2019年）には銀の馬車道、西国三十三所観音巡礼、北前船の3つが「日本遺産」に認定された。ル・ポン国際音楽祭 赤穂・姫路も平成28年（2016年）に10周年を迎え、東京特別公演を開催、「音楽のまち・ひめじ」事業や「高校生による演劇公演」（現「キャスパシアタープロジェクト」）事業も開始された。

文化国際交流財団では、平成30年（2018年）に芸術監督、音楽プロデューサーが就任し、姫路市文化コンベンションセンターの開館に向け、「音楽のまち・ひめじ」事業の更なる活性化を目指している。また、令和2年（2020年）には日本センチュリー交響楽団と「音楽フレンドシップ協定」を締結し、演奏会の開催だけでなく、ワークショップやアウトリーチ<sup>1</sup>事業、学校の部活動や姫路市ジュニアオーケストラでの指導等で連携し、市民が参加し活動できる環境整備に取り組んでいる。

また、令和2年（2020年）1月には、音楽を通じた交流を通したまちの賑わい創出を図る試みとして、JR姫路駅中央コンコースにストリートピアノを設置した。

しかし、令和2年（2020年）当初から新型コロナウイルス感染症が拡大し、多くの文化事業が中止・延期される事態となった。そのため、本市のホームページ上で、市にゆかりのある団体やアーティストの動画を紹介する「おうちで楽しむ 音まち・ひめじ♪」や、市内の文化ホールを動画撮影と配信を条件に無償で使用できる「文化ホール活用動画配信事業」等を実施した。

---

1 「手をのばす」との意味から、出張サービス等の意味で多用されているが、芸術家が学校や現場に出向いて、芸術に興味を持ってもらう活動のこと。

## (2) 前ビジョンにおける姫路市の主な事業の評価

前ビジョンに基づく施策の実施状況について、施策の柱ごとに検査し、課題の抽出を行った。

### ■前ビジョンにおける施策体系図

基本方針	施策の柱	具体的施策
文化を担う人づくり	① 文化芸術に触れる機会の提供	①-1 子どもたちが文化芸術に出会う機会の拡充
		①-2 市民が文化芸術に出会う機会の拡充
		①-3 鑑賞、発表の機会の充実（質の向上を含む）
	② 次世代を育てる施策の実施	②-1 文化芸術を担う人材育成
		②-2 人材活用の仕組みづくり
	文化を支える環境づくり	③ 文化芸術を支える基盤の整備
③-2 文化芸術振興の拠点施設の整備		
③-3 文化芸術の振興と経済（観光等）との連携の促進		
④ 文化芸術活動への支援		④-1 創作、発表機会の提供
		④-2 情報収集・発信
		④-3 顕彰及び活動助成事業の充実
歴史文化遺産を未来に活かす	⑤ 個性ある文化芸術の振興	⑤-1 市民の文化芸術に対する意識の高揚
		⑤-2 文化芸術を生かした地域の活性化
		⑤-3 文化芸術による交流の促進及び新たな文化の創造
	⑥ 地域に伝わる歴史文化遺産の保存と活用	⑥-1 世界遺産姫路城の保存と活用
		⑥-2 多彩な文化財の保存と活用
		⑥-3 伝統文化・歴史的文書の継承と活用

## 施策の柱① 文化芸術に触れる機会の提供

具体的施策		主な事業の実施状況
①-1	子どもたちが文化芸術に触れる機会の拡充	<p>プロオーケストラメンバーやオルガニストが市内小学校に出向いて音楽や楽器の素晴らしさを伝えるワークショップや、幼児から入場でき、親子で楽しめる参加型のコンサート等の子どもが文化芸術の楽しみに触れることのできる催しを開催した。</p> <p>また、「魅力ある姫路の教育創造プログラム」に基づき、市内小中学校を対象とした音楽活動発表会、美術作品展等を実施した。</p>
①-2	市民が文化芸術に出会う機会の充実	<p>自宅や工房等を無料で開放し、各自の企画で展示やコンサート等を行う「こころの祭 姫路」を実施した。</p> <p>地域の公民館等を活用し、文学や歴史、地域の生活文化等を題材とした文化講座、「高齢者教養講座」、「生涯現役フェスティバル」を開催した。</p>
①-3	鑑賞、発表の機会の充実 (質の向上を含む)	<p>文化国際交流財団が主体となり、幅広い世代を対象とした音楽や演劇、古典芸能等多様な事業を実施した。</p> <p>樫本大進氏を音楽監督とし、同氏と親交のある世界で活躍中のアーティストによる「ル・ポン国際音楽祭 赤穂・姫路」を開催した。</p> <p>交響楽、吹奏楽、合唱、バレエ、邦楽、舞踊、民謡等各分野で活躍する団体が参加し、日頃の練習成果を披露して市民に鑑賞していただく文化の祭典「姫路市民文化祭」を開催した。</p>

文化国際交流財団が主催する全国レベルの催しや、「ル・ポン国際音楽祭 赤穂・姫路」の開催は、質の高い文化芸術の鑑賞機会の提供に大きな効果を上げている。

子どもや若い世代が文化芸術への関心を高める事業については市民からの要望も強く、より一層の充実が求められる。また、今後は、法律等の改正を踏まえ、社会包摂<sup>2</sup>の観点から、市民がその年齢、障がいの有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、等しく、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるようにするための取り組みも積極的に実施する必要がある。

2 社会的に弱い立場にある人々を社会から隔離排除するのではなく、社会の一員として取り込み、支え合う考え方のこと。

## 施策の柱② 次世代を育てる施策の実施

具体的施策		主な事業の実施状況
②-1	文化芸術を担う人材育成	<p>将来性豊かなアーティストの発掘と、本市における音楽活動支援を目的とした「姫路パルナソス音楽コンクール」を実施した。コンクール入賞者による演奏会も開催した。</p> <p>地元高校生自身が出演はもとより演劇制作にかかわる多くの業務に携わり作り上げた「高校生による演劇公演」を実施し、中学生から25歳以下の若者にまで対象を拡大した「キャストシアタープロジェクト」へと発展した。</p> <p>また、「パルナソス楽器普及事業」として、オルガン講座、チェンバロ講座、フルート教室を実施した。</p> <p>オーケストラという集団での演奏活動を通して児童生徒の社会性、自主性を育む姫路市ジュニアオーケストラを創設し、活動を開始した。</p>
②-2	人材活用の仕組みづくり	<p>文化国際交流財団において、「文化ボランティア登録制度」を実施し、各種文化イベントを支える活動に従事した。</p> <p>また、文化国際交流財団に音楽の舞台演出や企画制作等に関する専門家として音楽プロデューサーを配置した。</p>

「高校生による演劇公演」は、出演のみならず舞台準備、チラシ作成等演劇制作の大部分を高校生自らが行うもので、幅広い人材育成につながる好事例と捉えており、令和2年度（2020年度）以降は「キャストシアタープロジェクト」と名称を改め、事業対象を中学1年生から25歳以下の若者に拡大して実施を継続する。

また、パルナソスホールでは、専属オルガニストを配置し、オルガンの普及事業を実施するほか、音楽ホールの特徴を活かし、チェンバロやピアノのマスタークラスをはじめ、多様な楽器普及事業が実施されており、次代を担う子どもたちに楽器に触れる楽しさを伝え、音楽に対する裾野を広げることに大きな効果を発揮している。

文化国際交流財団における音楽プロデューサーの配置は、同財団実施事業の質の向上だけでなく、施設運営スタッフ育成の一助にもなっている。

今後も、子どもから高齢者まで、誰もが楽しみながら文化芸術の担い手として活動できるようサポートするとともに、専門的なスキルを備えた施設運営スタッフや文化ボランティア等、文化芸術を支える人材の育成を進めていく必要がある。

### 施策の柱③ 文化芸術を支える基盤の整備

具体的施策		主な事業の実施状況
③-1	市民が利用しやすい施設運営等の環境づくり	文化施設を安全・安心して利用していただけるよう、施設の不具合箇所を修繕する等、適切な施設管理を実施した。 また、施設利用者に対するアンケートや、文化国際交流財団が主催するコンサート等の鑑賞者に対しアンケートを実施し、市民のニーズ把握に努めた。
③-2	文化芸術振興の拠点施設の整備	姫路市文化コンベンションセンターの開館後は、新施設が市民や文化団体の相互交流と中心市街地の賑わい、都市の発展に大きな役割を果たすことができるよう、既存施設と連携した運用について検討する必要がある。
③-3	文化芸術の振興と経済（観光等）との連携の促進	姫路市観光案内所や観光イベント会場において、デジタルサイネージ等を活用し文化事業のPRを実施した。 姫路城・コンウィ城姉妹城提携記念レセプション等において、音楽演奏や伝統芸能の披露を行った。 また、イオン株式会社との包括連携協定に基づき、ショッピングセンター内でコンサートを実施した。

老朽化が進んでいる姫路市文化センターやキャスパホール等の文化施設が適切に維持管理されており、市民の文化芸術活動を支える一助となっている。

姫路市文化コンベンションセンターの開館後は、広く播磨地域を見渡した地域の文化芸術の創造・発信・交流拠点となるよう、利用者の視点に立った活用方策を検討するとともに、本センターを中心に他の文化施設等と連携した、市域全体で文化芸術を振興していく方策を検討する必要がある。

国際交流や観光振興の場で、文化芸術及び伝統文化を活用した取り組みが効果をあげていることから、今後も観光、福祉、国際交流等様々な分野と文化芸術を連携させることで、新たなまちの魅力づくりに取り組んでいく必要がある。

#### 施策の柱④ 文化芸術活動への支援

具体的施策		主な事業の実施状況
④-1	創作、発表機会の提供	①-3参照
④-2	情報収集・発信	<p>播磨圏域のコンサートや美術展等の催物情報を掲載した「文化情報姫路」を発行・配布するとともに、市内の音楽イベント等をまとめた「音楽のまち・ひめじ」リーフレットを市内全小学生へ配布した。</p> <p>また、市ホームページだけでなく、SNS（Twitter、Facebook）を活用し幅広く情報発信を行った。</p>
④-3	顕彰及び活動助成事業の充実	<p>「姫路市芸術文化賞」「和辻哲郎文化賞」「姫路市美術展」等の顕彰事業を実施した。</p> <p>文化芸術活動に係る経費の一部を補助する「文化活動助成制度」「文化芸術事業会場費補助金制度」を運用した。</p> <p>また、市民活動団体のノウハウ等を活用した活動を、市と協働して実施する「提案型協働事業」を、文化芸術をテーマとして実施した。</p>

SNSを活用した情報発信や、市内全小学生へのリーフレット配布は、活動や鑑賞等の文化情報を、子どもだけでなく大人も含めた幅広い市民に周知することに大きな効果を発揮している。

文化芸術の振興に取り組まれている方のモチベーションを高めるための「姫路市芸術文化賞」等の顕彰事業は、今後も継続的に取り組んでいく必要がある。

コロナ禍における新たな文化活動様式への対応等の面でも、今後インターネットを通じた情報の収集・発信については、一層の強化が求められる。

また、市民の主体的な文化芸術活動を促進させるための、多様な支援制度を検討する必要がある。

## 施策の柱⑤ 個性ある文化芸術の振興

具体的施策		主な事業の実施状況
⑤-1	市民の文化芸術に対する意識の高揚	姫路市立美術館、姫路文学館、書写の里・美術工芸館において、幅広い年齢層をターゲットにした多彩な展覧会や、展示内容に合わせたコンサート、子どもを対象としたセミナー、市民講座の開催等、文化芸術を楽しむ多様なスタイルのイベントを実施した。
⑤-2	文化芸術を活かした地域の活性化	各連合自治会が行う地域内の文化的な活動や地域資源を利用したイベント活動等に対し、その経費の一部を助成する「コミュニティ活動助成事業」を実施した。
⑤-3	文化芸術による交流の促進及び新たな文化の創造	姉妹都市等の海外からの来賓の訪問の際に、市内高校生や文化団体による楽器演奏等を披露し、交流を図った。 姫路市立美術館のアートライブラリーの市民への無料開放、ボランティアによる活動、姫路文学館でのトライやるウィーク、大学生を対象とした博物館実習を実施した。 また、市民活動・ボランティアサポートセンターにおいて文化活動団体を含む市民団体の相談機能の充実を図った。

姫路市立美術館、姫路文学館等で開催されているコンサートは、美術と音楽、文学と音楽をつなぐ取り組みであり、文化芸術の融合による新たな文化の創造につながる好事例と捉えている。

また、自治会で行われているイベント活動に対する助成は、本市の特徴でもある熱心な自治会活動をさらに活性化させることが期待され、継続的に取り組んでいく必要がある。

姫路市立美術館の一部を市民へ開放する取り組みや、ボランティア活動を推進することは、文化施設を新たな交流拠点として活用する非常に有意義な取り組みである。このような文化施設が、市民の誰もが安心して集える場所となるような方策を検討する必要がある。

## 施策の柱⑥ 地域に伝わる歴史文化遺産の保存と活用

具体的施策		主な事業の実施状況
⑥-1	世界遺産姫路城の保存と活用	<p>「姫路城平成中期保存修理計画」に基づき、帯郭櫓、太鼓櫓、ぬの門等の建造物の漆喰塗り替え、瓦差し替え等の保存修理を実施した。石垣についても、「特別史跡姫路城跡石垣修理計画」に基づき、専門家の指導を受けながら、車門跡石垣や船場蔵南石垣、清水門跡石垣等を計画的に保存修理した。</p> <p>「リビングヒストリー（生きた歴史体感プログラム）促進事業」として、千姫・忠刻体験事業・姫路城侍体験事業・大名行列事業を企画・実施した（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い一部中止）。</p>
⑥-2	多彩な文化財の保存と活用	<p>林田大庄屋旧三木家住宅等の文化財を会場とした展示会の開催や、文化財が多数ある地区でのまち歩きイベントを実施した。</p> <p>また、市内の文化財を気軽に散策することができるルートマップを作成するとともに、案内看板を設置した。</p>
⑥-3	伝統文化・歴史的文書の継承と活用	<p>本市の歴史を体系的にまとめ、後世に引き継ぐために市史の編纂に取り組んだ。</p> <p>姫路城に関連する古文書類の調査研究を実施するとともに、デジタル化された資料のインターネット公開を進めた。</p> <p>また、伝統行事等の保存継承等の活動に助成を行う「郷土文化財保存事業補助金」を交付したほか、子どもたちに伝統文化を学ぶ機会を提供する「伝統文化親子教室事業」を実施した。</p>

本市の象徴というべき姫路城を適切に保存、管理することは、文化面だけでなく観光面、経済面等様々な分野に大きな波及効果をもたらしている。

本市には指定・未指定を問わず有形、無形の多彩な文化遺産があり、適切に保存していくことを大前提として、市民や外国人観光客等、誰にとってもわかりやすい情報発信や、新たな用途への活用等、文化遺産の持つ力を最大限に活かす方策を検討する必要がある。

古文書類のデジタル化は、資料の保存の面でも活用の面でも有意だが、今後はより公開件数を増やす工夫が必要である。

伝統行事や伝統芸能を未来の世代に確実に継承していくため、助成事業は継続して取り組んでいく必要がある。

### (3) 姫路市文化コンベンションセンターの新設

令和3年(2021年)9月、JR姫路駅東側のイベントゾーンに、本市の新しい交流拠点として、文化芸術の拠点としての機能と、「ものづくり力の強化」「地域ブランドの育成」「交流人口<sup>3</sup>の増加」を促進する機能をあわせ持った姫路市文化コンベンションセンターが開館する。これにより、本市の市民文化の振興並びに都市魅力の創造、発信を図り、市民の相互交流と中心市街地の賑わい、都市の発展に大きな役割を果たすことが期待される。

#### ■姫路市文化コンベンションセンターの概要

住所	姫路市神屋町143番地2 他
位置	JR姫路駅から東へ徒歩約10分
構造	鉄骨造 一部鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造
延床面積	約29,000m <sup>2</sup>
階数	地下1階、地上5階、棟屋1階
ホール	大ホール(2,010席)、中ホール(693席)、小ホール(164席)、メインスタジオ(リハーサル室)
スタジオ	計6室 うち約140m <sup>2</sup> (1室)、約70m <sup>2</sup> (2室)、約17m <sup>2</sup> (3室)
展示場	屋内(約4,000m <sup>2</sup> 3分割可)、屋外(約1,600m <sup>2</sup> )
会議室	約230m <sup>2</sup> (3室) ※一体利用可(約690m <sup>2</sup> )、約80平方m <sup>2</sup> (5室)、約35m <sup>2</sup> (2室)
駐車場等	平面駐車場(約400台)、駐輪場(約200台)



外観(イメージ)



大ホール(イメージ)



大ホール緞帳(イメージ)

3 その地域に訪れる人々のこと。その地域に住んでいる人(定住人口又は居住人口)に対する概念。

### 3. 市民意識調査の結果

#### (1) 市民意識調査の概要

市民の文化芸術に対する意識について、市民の文化芸術への関心度合、本市の文化芸術の現状に対するイメージ、今後の本市の文化芸術に対するニーズ等について調査を実施した。調査は、市民（個人）だけではなく、文化芸術活動等を実施している文化芸術団体に対しても実施した。また、平成26年（2014年）の調査結果と比較することにより、6年間の推移を分析した。

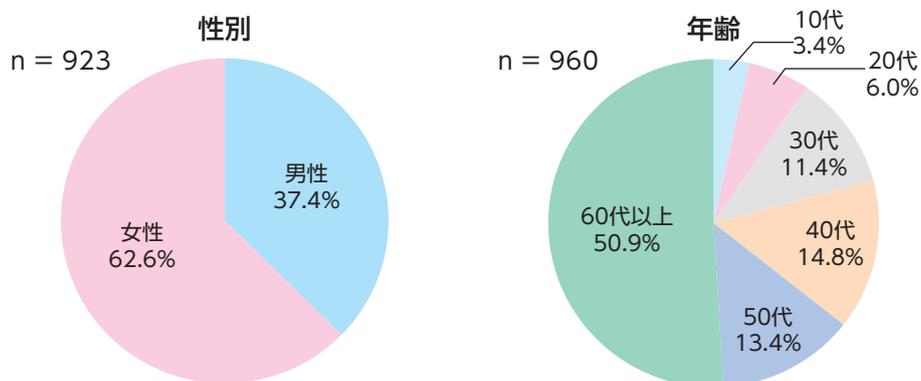
#### ■調査対象

	市民アンケート	文化団体アンケート
調査時期	令和2年（2020年）3月～4月	令和2年（2020年）4月～5月
調査対象	15歳以上 3,000人（無作為抽出）	平成31年度版姫路地方文化国際交流団体名簿に掲載されている、主に姫路市内で活動する文化芸術団体529団体
回収数	975件	285件
前回実施	平成26年（2014年）1月～2月	平成26年（2014年）4月～5月

#### (2) 市民アンケートの調査結果（主な内容）

##### ① 回答者の基本属性

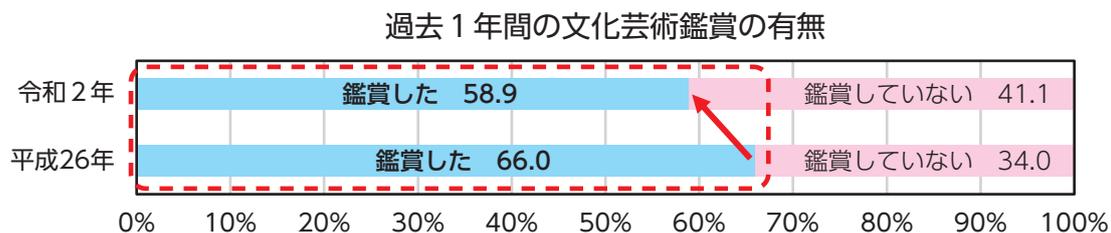
性別については、「女性」が62.6%、年齢については、「60代以上」が50.9%と、それぞれ半数を超えている。



##### ② 市民と文化芸術の関わりについて

#### ■過去1年間の文化芸術鑑賞の有無

過去1年間に文化芸術を鑑賞したことがある市民の割合は58.9%と、平成26年（2014年）（前回調査時）の66.0%より7.1ポイント下落している。

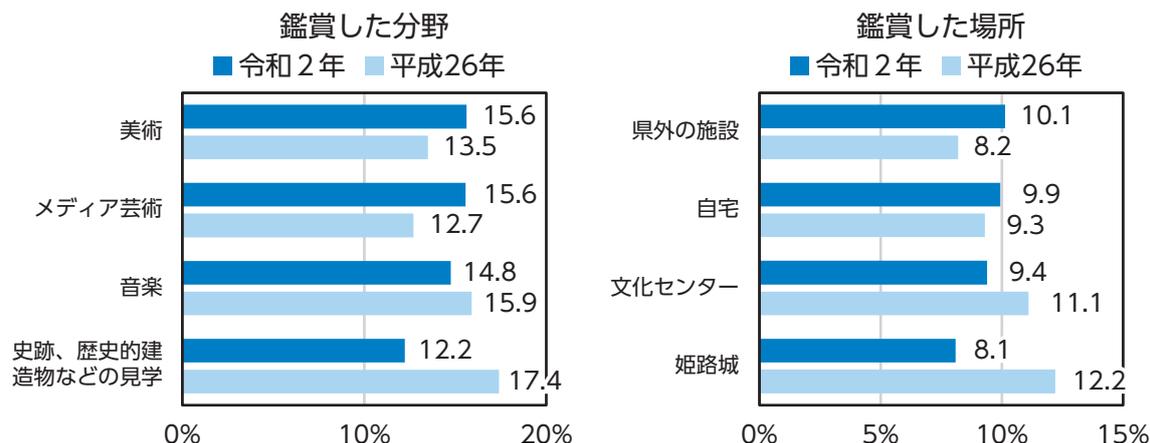


## ■鑑賞した文化芸術分野

鑑賞した文化芸術の分野の上位は、「美術（絵画、彫刻、陶芸、デザイン等）」、「メディア芸術（映画、漫画、アニメ等）」、「音楽（クラシック、ロック、邦楽等）」、「史跡、歴史的建造物等の見学」となっている。

## ■文化芸術を鑑賞した場所

文化芸術を鑑賞した場所の上位は、「県外の施設」、「自宅（DVD、書籍等）」、「文化センター」、「姫路城」となっている。



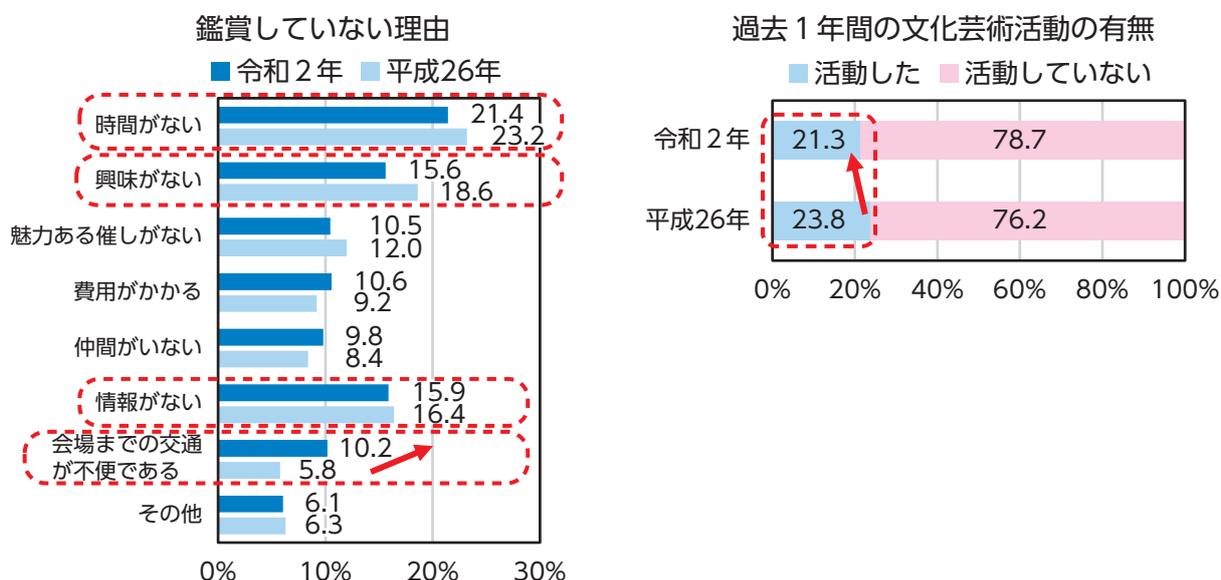
## ■文化芸術を鑑賞していない理由

文化芸術を鑑賞していない理由の上位は、「時間がない」、「情報がない」、「興味がない」となっている。

また、平成26年（2014年）（前回調査時）と比較すると、「会場までの交通が不便である」が上昇し、「時間がない」、「興味がない」は下落している。

## ■過去1年間の文化芸術活動の有無

過去1年間に自ら文化芸術の活動（ただし学校での部活動を除く）を行った市民の割合は21.3%と、平成26年（2014年）（前回調査時）の23.8%より2.5ポイント下落している。

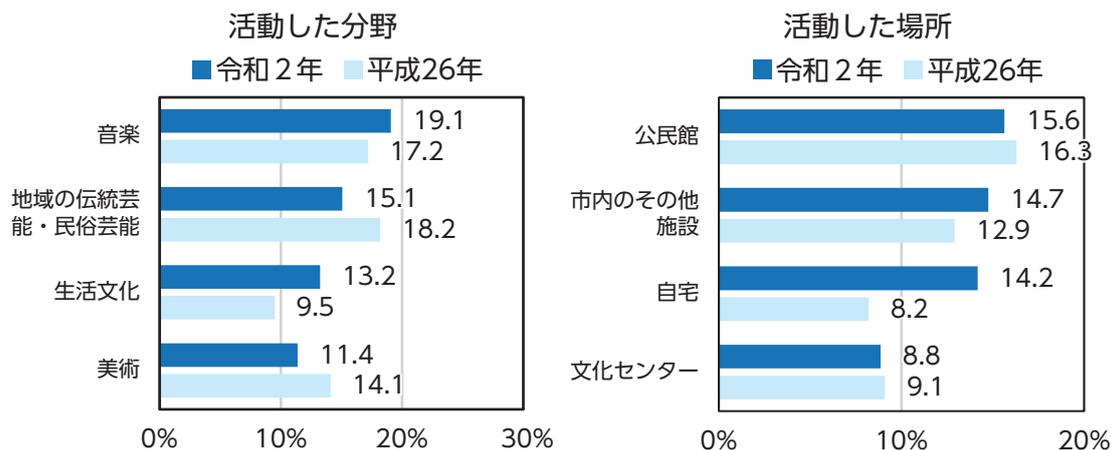


## ■活動した文化芸術の分野

活動した文化芸術の分野の上位は、「音楽（クラシック、ロック、邦楽等）」、「地域の伝統芸能・民俗芸能（祭り等）」、「生活文化（茶道、華道、書道等）」、「美術（絵画、彫刻、陶芸、デザイン等）」となっている。

## ■文化芸術活動を行った場所

文化芸術活動を行った場所の上位は、「公民館」、「市内のその他施設」、「自宅」、「文化センター」となっている。



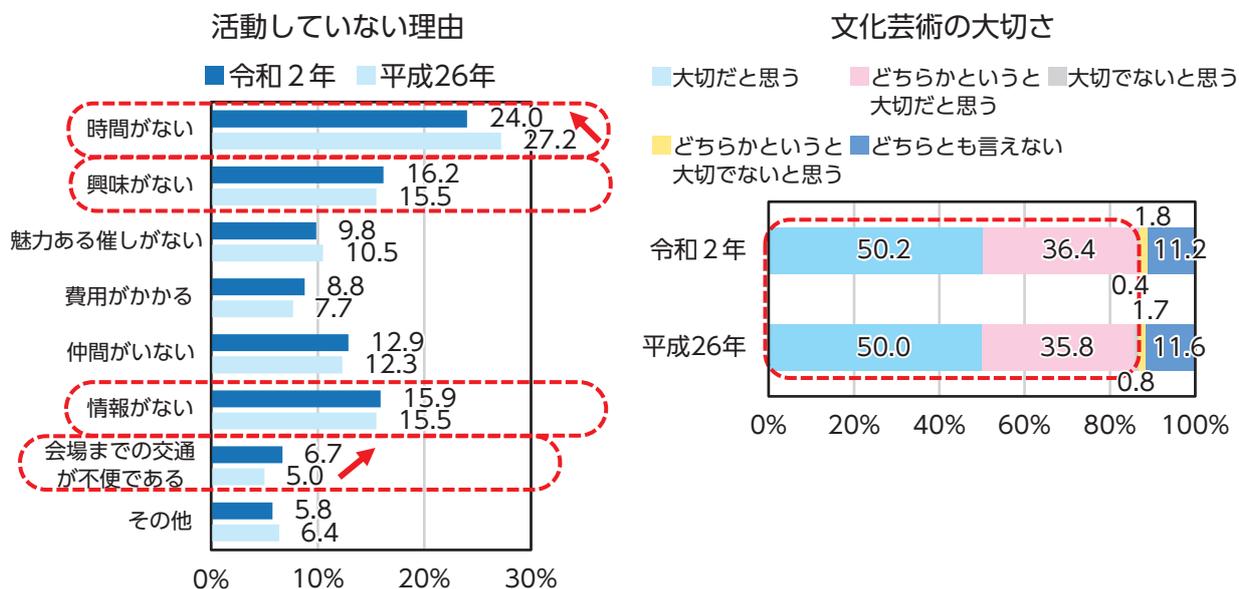
## ■文化芸術活動を行っていない理由

文化芸術活動を行っていない理由の上位は、「時間がない」、「興味がない」、「情報がない」となっている。

また、平成26年（2014年）（前回調査時）と比較すると、「会場までの交通が不便である」が1.7ポイント上昇、「時間がない」は3.2ポイント下落している。

## ■文化芸術の大切さ

文化芸術を鑑賞したり、自ら文化芸術の活動を行ったりすることを「大切だと思う」「どちらかという大切だと思う」と回答した市民の割合は86.6%と、平成26年（2014年）（前回調査時）の85.8%とほぼ同値となっている。



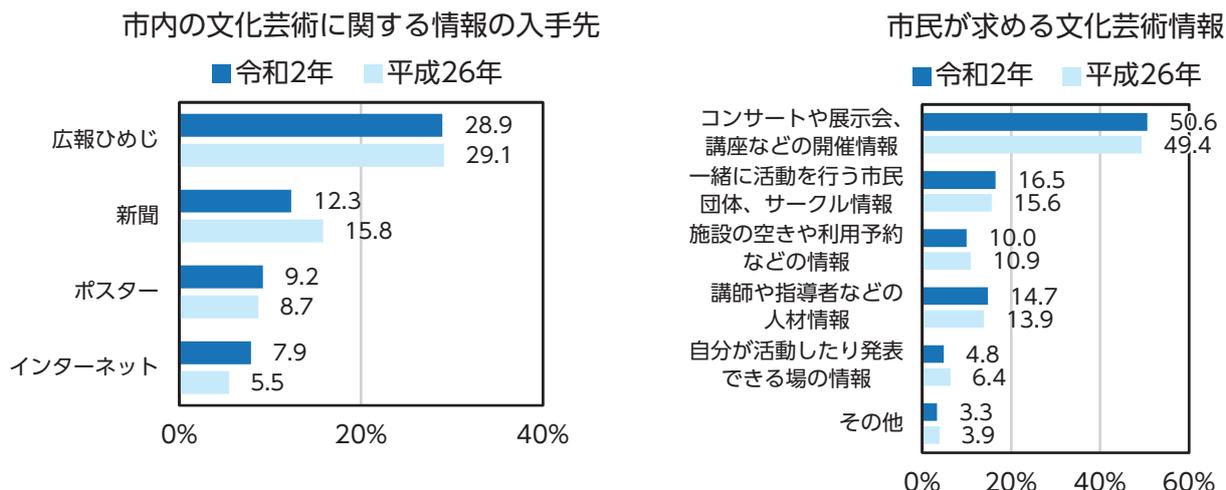
③ 市民の文化芸術に関する情報について

■市内の文化芸術に関する情報の入手先

市民が文化芸術に関する情報を得ている媒体は、「広報ひめじ」が28.9%、「新聞」が12.3%の順で高くなっている。

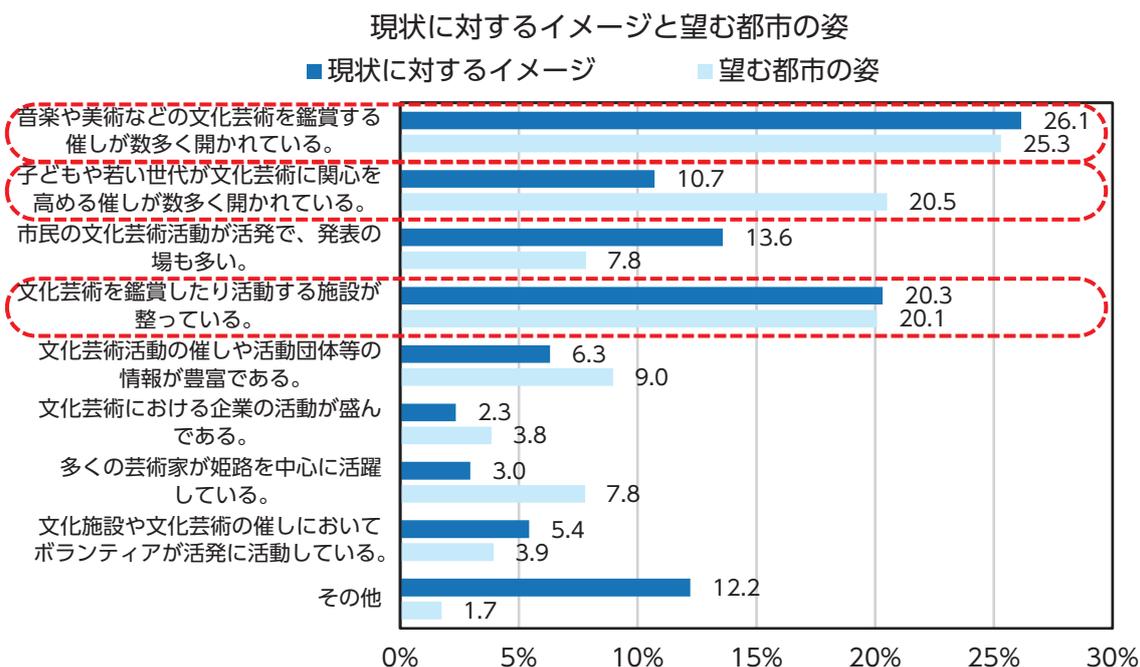
■市民が求める文化芸術情報

文化芸術に関して欲しい情報は、「コンサートや展示会、講座等の開催情報」が50.6%、「一緒に活動を行う市民団体、サークル情報」が16.5%の順で高くなっている。



④ 市民の現状に対するイメージと望む都市の姿について

本市の文化芸術について、市民が抱く現状イメージと望んでいる都市の姿は、いずれも「音楽や美術等の文化芸術を鑑賞する催しが数多く開かれている」、「文化芸術を鑑賞したり活動する施設が整っている」の順で高くなっている。また、「子どもや若い世代が文化芸術に関心を高める催しが数多く開かれている」は現状と要望の差が9.8%と大きく乖離している。



### (3) 文化団体アンケートの調査結果（主な内容）

調査対象は、平成31年度（2019年度）版姫路地方文化国際交流団体名簿に掲載されている、主に姫路市内で活動する文化芸術団体529団体としたが、名簿掲載団体は減少傾向にあり、会員数も70,902名から56,332名へ減少している。

	平成26年（2014年）	令和2年（2020年）
団体数	623	529
会員数※	70,918	56,332

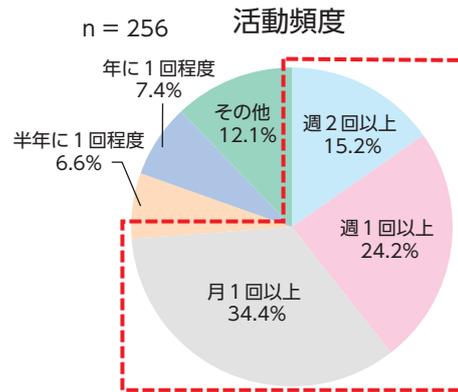
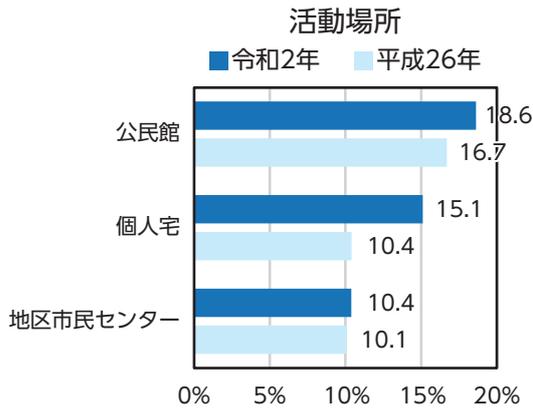
※会員数の登録のある団体のみ  
 (平成26年（2014年）：583団体、令和2年（2020年）：506団体)

#### ① 団体の活動状況について

##### ■活動場所と頻度

団体の練習、創作等の活動場所の上位は、「公民館」が18.6%、「個人宅」が15.1%となっている。

また、活動頻度は、「月1回以上」が34.4%と最も高く、次いで「週1回以上」が24.2%、「週2回以上」が15.2%の順となっている。

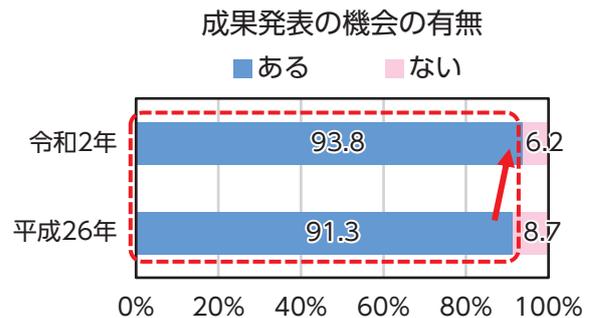
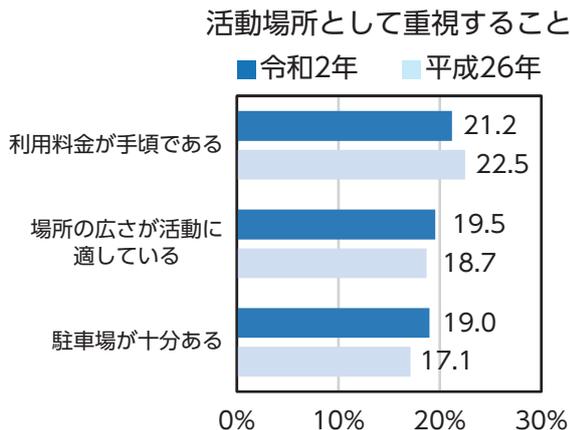


##### ■活動場所として重視すること

活動場所として重視することは、「利用料金が手頃である」が21.2%、「場所の広さが活動に適している」が19.5%の順で高くなっている。

##### ■成果発表の機会の有無

活動成果を市民等に発表する機会がある団体の割合は93.8%と、平成26年（2014年）（前回調査時）の91.3%より2.5ポイント上昇している。

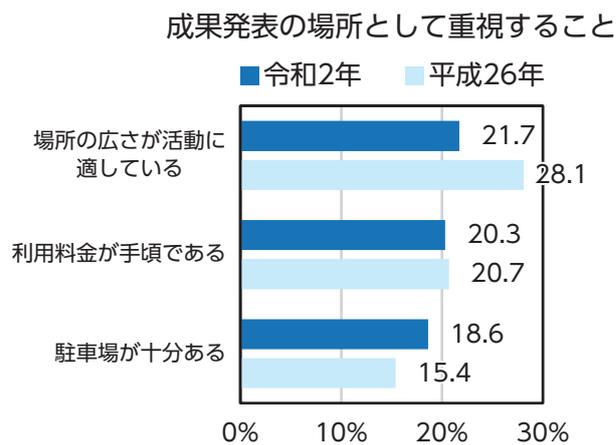
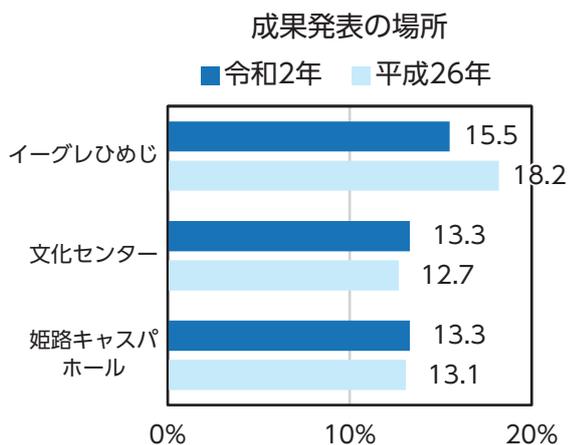


## ■成果発表の場所

活動成果を発表する場所の上位は、「イーグレひめじ」、「文化センター」、「姫路キャスパホール」となっている。

## ■成果発表の場所として重視すること

成果発表の場所として重視することは、「場所の広さが活動に適している」が21.7%、「利用料金が手頃である」が20.3%の順で高くなっている。

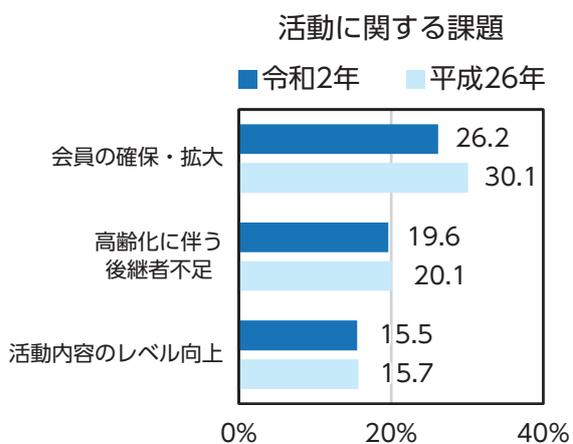


## ② 活動への課題について

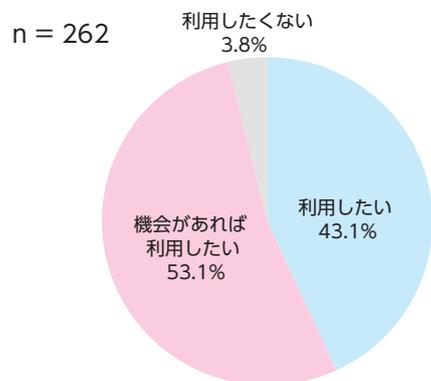
団体の活動を行なっていくうえでの課題は、「会員の確保・拡大」が26.2%、「高齢化に伴う後継者不足」が19.6%の順で高くなっている。

## ③ 姫路市文化コンベンションセンターの利用要望について

姫路市文化コンベンションセンターの利用要望については、「利用したい」「機会があれば利用したい」と回答した団体の割合が96.2%と、非常に高くなっている。

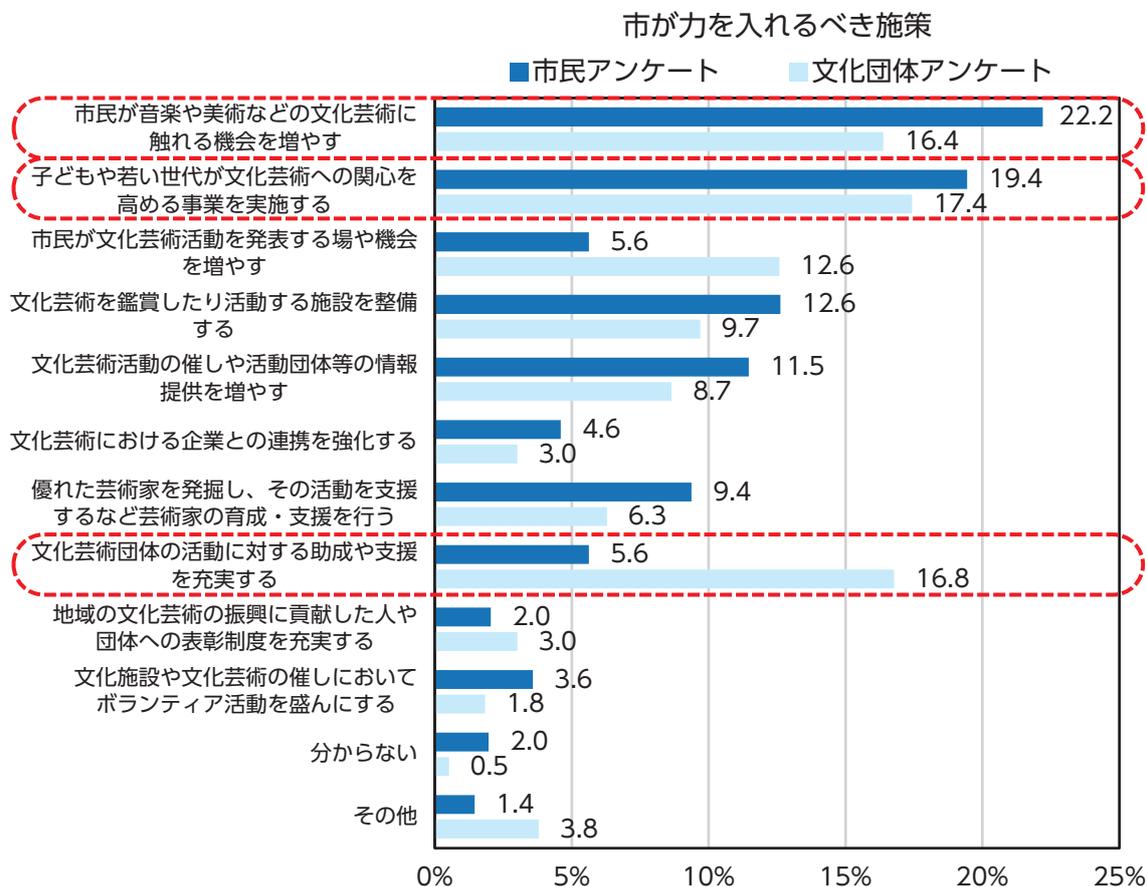


## 姫路市文化コンベンションセンターの利用要望の有無



④ 本市が力を入れるべきことについて（市民アンケートと文化団体アンケートの比較）

姫路市の文化芸術をより豊かにするために、市が力を入れるべきことについては、市民及び文化団体ともに、「市民が音楽や美術等の文化芸術に触れる機会を増やす」、「子どもや若い世代が文化芸術への関心を高める事業を実施する」が上位に入っている。一方、文化団体は「文化芸術団体の活動に対する助成や支援を充実する」が16.8%で2番目に高くなっている。



(4) 文化芸術の振興についての主なご意見（市民アンケートより）

- ・ 姫路の歴史遺産や伝統文化の継承や深掘り。
- ・ 若い世代が関心を持つアーティストの招聘。
- ・ 身近で気軽に文化芸術に触れる機会の充実。
- ・ 特徴のあるイベント等の開催。
- ・ 姫路市文化コンベンションセンターの開館が楽しみ。
- ・ 情報発信の充実。

等

## 4. 文化芸術振興のため取り組むべき課題

本市を取り巻く社会情勢の変化やアンケート調査結果等を踏まえて、本市が重点的に取り組むべき課題を整理する。

### (1) 文化芸術に触れる機会の創出アプローチ

#### ■幅広い文化芸術の対象、多種多様な接し方

メディア芸術の普及等により、文化芸術の対象が幅広く、また接し方も多種多様になっている。県外施設を利用して鑑賞する市民も多く、神戸・大阪・京都に交通の便が良い本市の特徴が出ている。自宅でのDVD鑑賞等も多く、本市の果たすべき役割を常に模索する必要がある。

#### ■アフターコロナ・ウィズコロナ時代における「新しい生活様式」にあった文化芸術活動の推進

コロナ禍において、インターネットを活用した鑑賞・活動機会が脚光を浴びたが、5G<sup>4</sup>の普及等通信環境の変化も視野に入れ、今後の対応を検討する必要がある。

#### ■身近な環境で文化芸術に触れる機会づくり

市民に身近な環境で文化芸術に触れる機会創出のため、「こころの祭姫路」や市立公民館活用事業等のほか、アウトリーチ活動の継続や、まちなか（大手前通り・駅前広場等）利用の促進が課題となっている。

### (2) 文化芸術に関わる人材の確保・育成

#### ■次代の文化芸術を担う子どもや若者の育成

小中高校生の学校単位での鑑賞機会の増大を望む声は多く、部活動指導者への実力者の配置や、市の行事での若手アーティストの登用を検討する必要がある。

#### ■芸術監督、音楽プロデューサーの設置

文化国際交流財団に芸術監督及び音楽プロデューサーが設置され、ホール等における文化芸術活動の具体的事業の推進を図っている。音楽事業におけるコンサート誘致、オリジナルの音楽事業制作、文化団体の助成に加え、施設運営スタッフの育成等においても、その専門性を十分に生かした幅広い活動の展開が期待される。

---

4 第5世代移動通信システムの略。従来よりも高速大容量・低遅延・多数同時接続が可能な通信システムとして、現在世界的に開発導入が進められている。

### (3) 文化芸術環境の更なる強化

#### ■文化コンベンションセンター等、文化施設の連携の強化

姫路市文化コンベンションセンターが開館することに伴い、これまで本市の文化芸術の拠点であった姫路市文化センターは閉館となる。

新施設を新たな文化芸術の拠点として、本市の文化芸術環境の充実を図るため、現在多様な利活用がなされている既存の文化芸術施設についても、機能に応じた役割分担や、施設間ネットワークの構築により、拠点施設との連携の強化が求められる。

### (4) 市民文化芸術活動の促進

#### ■市民が利用しやすい施設運営

イーグレひめじ地下の市民プラザは人気が高く、予約が困難との声があり、同種の展示施設への需要の高さが感じられる。

また、市内全域へのホール整備の声があるが、既に市内には13館のホール（総席数7,082席）があり、整備済みのホールの利用促進を図る必要がある。

#### ■創作、発表機会の提供

現在本市では、「姫路市民文化祭」や「市民センターまつり」、「公民館まつり」、「高齢者作品展」、「高齢者芸能発表会」等のイベントを開催し、複数の団体が集まって、相互に活動の成果を披露しあえる機会を創出しており、今後とも、個人では対応困難な創作・発表機会の創出を工夫する必要がある。

#### ■顕彰及び活動助成

市民や文化団体は、まずは自身が実施する文化芸術活動への十分な理解を本市に求めている。

「文化活動助成事業」、「姫路市文化芸術事業会場費補助金」等の助成制度については、利用者からも高い評価を得ており、今後とも継続して実施するとともに、各団体の活動状況の把握に努め、積極的に意見を交換し、活動助成についての有効な方策を模索する必要がある。

#### ■情報の発信

「広報ひめじ」や「BanCul (バンカル)」、「音楽のまち・ひめじ」季刊リーフレット等の紙媒体による情報発信を継続して実施するとともに、ホームページやソーシャルメディアを活用し、世代に応じたより効果的な情報発信手法を研究する必要がある。

## (5) 文化芸術の社会的・経済的価値への展開

### ■個性ある文化芸術の振興

現在本市では、「音楽のまち・ひめじ」事業を展開し、音楽を通じた文化力の向上と交流機会の創出、まちの賑わいづくりに取り組んでいる。

特に、世界遺産姫路城及び新たに開館する姫路市文化コンベンションセンターは、本市が文化芸術創造都市として施策展開するうえで、国内外に高い発信力を有する中核拠点として、有効に活用していくことが望まれる。そのため、姫路城と姫路市文化コンベンションセンターにおいても、今後は演劇や伝統文化等、幅広いジャンルの文化芸術の振興への取り組みを強化する必要がある。

### ■文化芸術を活かした地域の活性化

「姫路市提案型協働事業」を活用した地域イベントの共催や、市の観光や国際交流施策、姫路市立美術館とのコラボレーションによるコンサート等を開催し、文化団体の協力を得て新たな文化創造を図る必要がある。

### ■文化芸術を活かした社会包摂の取り組みの推進

社会的な孤立が課題となっている中、高齢者や障害者、外国人、子育て中の母親といった芸術文化に触れることの少ない人々に、芸術文化に触れる機会をつくる。障害やひきこもりなどの社会的課題に対し、ダンスや演劇等の芸術活動を通して、社会とのつながりづくりを支援する事業の検討が求められる。

### ■本市特性を活かしたシビックプライド<sup>5</sup>の創出

「音楽のまち・ひめじ」のブランド構築に向けて、シビックプライドの創出とシティプロモーション<sup>6</sup>の両面から取り組むことが求められる。

また、本市の元気な地域力を最大限に活かし、コミュニティを中心とした地域資源活用・伝統文化継承に取り組む必要がある。

---

5 都市に対する市民の誇りを指す言葉で、「郷土愛」等の愛着を示す言葉とはニュアンスが異なり、「自分がこの都市の未来をつくっている」という当事者意識を伴う自負心を意味する。

6 地方自治体が行う宣伝・広報・営業活動を指し、地域の魅力を発掘・発信し、定住人口や交流人口の増加につなげるための取り組み。

## 1. 基本目標

### 「文化芸術新拠点の形成と歴史文化の継承」

本ビジョンの計画期間（令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度））は、約半世紀ぶりとなる文化拠点施設の開館という大事業からスタートし、オープニングシリーズ（開館記念事業）の展開、新たなホール運営方法の導入等に加えて、文化国際交流財団の移転、同財団の芸術監督、音楽プロデューサーによる本格的な事業始動等、まさに本市の文化行政の節目を迎えており、市民の大きな期待を担っている。

市民の意見に十分に耳を傾けながら、新ホールの門出を成功に導くことが求められる極めて重要な時期を迎えている。

また、「文化芸術基本法」の改正では、文化芸術固有の意義と価値を尊重し、文化芸術そのものの振興を図ると同時に社会的・経済的価値にも着目し、関連分野との連携による価値の活用も求められている。

そして平成30年（2018年）には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障害者による文化芸術活動の推進を図ることが明記されており、文化芸術には多様な目的に向けての効用が求められている。

一方、本市には、日本を代表する世界遺産姫路城をはじめとして、有形・無形の文化財が多くあり、長い歴史の中で連綿と培われてきた本市の過去の姿を現在、そして未来に伝える貴重な財産となっている。今後、これらの多彩な文化財を未来に継承し、その価値を伝え、活用するため、継続的な調査を行うとともに、文化財に関する情報発信により、愛護意識の啓発に努めていくことが必要である。

文化芸術は、人々の創造性や表現力、伝統文化を尊重する心を育てるとともに、人々の心のつながりや相互理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するために欠かすことができないものである。また、将来を担う子どもたちに、夢や希望、そして生きる力を与えるものでもあることから、本市としてもより一層の振興を図ることが求められる。

よって本ビジョンの計画期間においては、前ビジョンの基本方針として掲げた「文化を担う人づくり」、「文化を支える環境づくり」、「歴史文化遺産を未来に活かす」という基本的精神をベースにしながら、新たな拠点の誕生や技術革新等による新たな手法も取り入れ、市民文化の一層の発展に寄与することを基本目標とする。

## 2. 基本方針

この基本目標のもと、3つの基本方針と6つの施策の柱を次に掲げる。

### (1) 文化を支える環境づくり

姫路市文化コンベンションセンターが新たな文化拠点としての役割を背負い始動する。

新施設は姫路駅から徒歩約10分の位置にあり、その立地を活かした利便性の高さに期待が寄せられている。運営面においても、利用料金制度<sup>7</sup>が導入され、新たな指定管理者への期待は大きい。

新施設が市民に愛され、十分に活用される文化拠点となることを目指して、文化国際交流財団の芸術監督や音楽プロデューサーによるオープニングシリーズの展開や、市民文化祭等の発表機会の提供、各種助成制度の活用により新文化拠点の定着を目指す。

#### ■施策の柱

- ・文化芸術を支える基盤の整備
- ・文化芸術活動への支援

### (2) 文化を担う人づくり

約半世紀ぶりの新たな文化拠点の誕生に際し、開館後は約3年間にわたりオープニングシリーズが繰り広げられる予定となっており、その中には池辺晋一郎氏による新作オペラ「千姫」の初演も含まれている。

また、子どもたちが文化芸術の楽しさや奥深さに触れ合う機会の提供を求める声は非常に多い。子どもたちは新しい文化の創造において無限の可能性を秘めており、本市としても新施設を積極的に活用し、子どもたちの豊かな感性や想像力を育むための機会の創出に努めなければならない。

新施設誕生の一方で、これまで行ってきた文化芸術に関わる人材の育成の重要性に変わりはない。アウトリーチ事業や文化ボランティア事業の継続はもちろんのこと、姫路市ジュニアオーケストラの創設という新事業にも取り組み、継続的なテーマにおいても、新たな試みを導入し、市民文化活動の深化を図る。

#### ■施策の柱

- ・文化芸術に触れる機会の拡充
- ・文化芸術に関わる人材の育成

---

<sup>7</sup> 公の施設の使用料について指定管理者の収入とすることができる制度で、指定管理者の経営努力が発揮しやすくなると共に、地方公共団体の会計事務の効率化が図られる。

### (3) 文化芸術を未来に活かす

世界遺産姫路城は、本市の存在を世界に知らしめる市民にとって誇るべき存在ではあるが、一方において後世に引き継がれるべき人類の宝としての保存の責務を市民は担っている。

同時に姫路城は、文化観光施設の拠点としての活用も求められており、本市においても、その保存・活用方法を常に模索し続けている。

姫路城以外にも、有形・無形の文化財を継承し、地域の祭礼行事をはじめとする固有の伝統文化を積極的に活用することが求められており、デジタル化技術の導入、インターネット上での公開等、新しい技術を用いた工夫にも取り組む必要がある。また、市内に散見されるパブリックアート作品等の、近代の文化芸術作品についても、周知等を怠らないよう配慮が求められる。

このように継続すべき事業においても、単なる継続にとどまらず、新しい手法の試み等により一層の深化を果たすことを目指す。

また、文化芸術を地域の活性化に活用するため、地域団体等との連携を深めるとともに、観光、産業、福祉等の関係分野とも連携し、文化芸術の多様な価値を未来に活かす施策を展開する。

#### ■施策の柱

- ・ 地域に伝わる歴史文化遺産の保存と活用
- ・ 文化芸術を活用したまちづくり

1. 計画体系図

基本目標	基本方針	施策の柱	具体的施策
文化芸術新拠点の形成と歴史文化の継承	文化を支える環境づくり	① 文化芸術を支える基盤の整備	①-1 文化芸術の創造発信拠点の整備・活用
			①-2 文化関係施設の適切な維持・管理
		② 文化芸術活動への支援	②-1 創作、発表機会の充実
			②-2 文化活動助成事業の充実
			②-3 情報収集・発信
			③ 文化芸術に触れる機会の拡充
	文化を担う人づくり	③-1 幅広い分野の文化芸術に親しむ機会の充実	
		③-2 質の高い文化芸術の鑑賞	
	文化芸術を未来に活かす	④ 文化芸術に関わる人材の育成	④-1 文化芸術を担う人材の育成
			④-2 文化芸術を支える人材の育成
		⑤ 地域に伝わる歴史文化遺産の保存と活用	⑤-1 世界遺産姫路城の保存と活用
			⑤-2 多彩な文化財等の保存と活用
⑤-3 伝統文化・歴史的文書の継承と活用			
⑥ 文化芸術を活用したまちづくり		⑥-1 文化芸術を活かした地域との連携・協働	
	⑥-2 文化芸術と様々な関係分野との連携の促進		

## 2. 具体的施策の展開

### 施策の柱① 文化芸術を支える基盤の整備

本市の文化芸術の創造・発信拠点である文化関係施設について、効果的に、また中長期的に活用できるよう整備し、適切な維持・管理に取り組む。

#### 【具体的施策①-1】文化芸術の創造・発信拠点の整備・活用

姫路市文化コンベンションセンターを始めとして、市内のホールや博物館、市立公民館を市民が積極的に利活用できるよう、施設運営者と連携しながら事業実施や環境整備に取り組む。

また公共施設だけでなく、市内民間施設とも連携し、市内の文化芸術環境の充実を図る。

#### ■施策の実現に向けて実施すべき事業例

主な事業	内容	主な主体
ホールの活用	姫路市文化コンベンションセンターのオープニングシリーズ（開館記念事業）を展開する他、パルナスホールや姫路キャスパホール等、市内ホール・劇場の活用に取り組む。	市、外郭団体、指定管理者
博物館等の活用	姫路市立美術館や姫路文学館、書写の里・美術工芸館等、市内博物館等の活用に取り組む。	市
地域拠点施設の活用	市民の身近な文化芸術活動拠点である市立公民館（68館）活動の充実に取り組む。あわせて、各市民センターや図書館ホールの貸館利用推進を図る。	市、指定管理者
施設運営者との連携の充実	市民や文化団体とのネットワークを持つ文化国際交流財団や、各施設の指定管理者との連携を充実し、それぞれのノウハウや強みを活かしながら本ビジョンの推進に取り組む。	市、外郭団体、指定管理者
活動環境の整備	芸術活動環境を整備するために、施設間の機能分担の最適化を目指し、練習場及び関係施設・備品の整備に取り組む。	市、外郭団体、指定管理者
民間施設等との連携強化	市内の県立・民営の文化関係施設との連携を強化し、文化施設等のネットワーク強化を図る。また、共通チケットの導入など、公営・民営の垣根なく、それぞれの施設を周遊しやすい取り組みを検討する。	県、市、外郭団体、指定管理者、民間事業者

### 【具体的施策①-2】文化関係施設の適切な維持・管理

本市文化関係施設の利活用を促進するため、オンラインによる予約システムを充実するとともに、適切な品質の備品等の補充・修繕等に取り組む。また、利用者にアンケートを行うことで、運営へのフィードバックを行い、適切な維持・管理に努める。

#### ■施策の実現に向けて実施すべき事業例

主な事業	内容	主な主体
オンライン予約システムの充実	「公共施設予約システム」の活用や、施設独自の予約システムの導入により、利用者の利便性向上を図る。	市、指定管理者
利用者アンケートの実施	施設利用者を対象としたアンケート調査を定期的実施し、回答結果を施設運営にフィードバックすることで、利用者目線に立った施設の維持・管理につなげる。	市、指定管理者
多様な決済手段の検討	市文化施設利用料の支払いについて、キャッシュカードやQRコードによる決済手段の導入を検討し、利用者の利便性向上を図る。	市、指定管理者
老朽化施設の適切な維持管理	不具合箇所の修繕等を実施し、市民が安心して施設を利用できるよう適切に管理する。	市、指定管理者

## 施策の柱② 文化芸術活動への支援

本市で活動するアーティストや文化団体を支援するため、制作・発表機会の充実を図るとともに、助成や資金調達支援等に取り組む。

また、インターネットを活用し、文化芸術活動の情報を収集・発信するだけでなく、市内で発表される文化芸術活動をオンラインで配信・鑑賞できる環境を整備する。

### 【具体的施策②-1】 創作、発表機会の充実

市民が本市で開催される文化芸術活動・イベントに参加・交流できる機会を創出する。また、市民による文化芸術の創作、発表機会を充実するため、文化国際交流財団芸術監督や音楽プロデューサー等専門家の助言を受けられる仕組みを検討する。

### ■ 施策の実現に向けて実施すべき事業例

主な事業	内 容	主な主体
発表機会の充実	「姫路市民文化祭」や「こころの祭 姫路」等、市民が参加・交流できるイベントを開催する。	市、外郭団体
市民の芸術発表の場の提供	姫路市立美術館では兵庫県内で最も古い公募展として姫路市美術展を開催している。15歳以上であれば国籍、居住地を問わず、だれでも応募できる開かれた展覧会であり、審査員による公開講評会も開催。市民が参加、交流できるイベントを行っている。	市
アーティストバンクの活用	市内で文化芸術活動に積極的に携わる個人・団体の情報（活動ジャンル、実績等）を収集し、地域住民に紹介することで、地域住民が開催する公演・講座等でのアーティストの活動機会を増やし、地域における文化の振興を図る。	市、外郭団体

### 【参考】 姫路市民文化祭

交響楽、器楽、吹奏楽、合唱、バレエ、邦楽、舞踊、能楽、民謡、詩舞道、演劇、茶華道、俳句、盆栽等各分野で活躍する郷土の団体が参加し、日頃の練習成果を披露して市民に鑑賞していただく文化の祭典。昭和21年（1946年）姫路市文化祭としてスタートし、令和元年度（2019年度）開催の第74回では、227団体、5,681人の参加を得て22の催物を開催し、14,598人の来場を得た。



会場のひとつである姫路市市民会館

## 【具体的施策②-2】文化活動助成事業の充実

市民や文化芸術団体の活動について、助成や補助金による支援だけでなく、クラウドファンディング<sup>8</sup>や他団体が設立する基金を活用した資金調達が行えるよう、支援に取り組む。

また、一定の成果を挙げた文化芸術活動について、顕彰する。

### ■施策の実現に向けて実施すべき事業例

主な事業	内容	主な主体
助成事業の拡充	「文化活動助成」制度の充実を図る。また、姫路市文化芸術事業会場費補助金の充実に取り組む。	市、外郭団体
多様な資金調達の支援	市内で活動する文化芸術団体が、クラウドファンディングや国等が実施する助成制度、財団等が設立する基金を活用した資金調達ができるよう、情報収集と発信に取り組む。	市、外郭団体
顕彰事業の実施	「和辻哲郎文化賞」や「姫路市芸術文化賞」、「姫路文化賞」（姫路地方文化団体連合協議会主催）、「有本芳水賞」（姫路信用金庫主催）等、芸術文化・学術研究活動の顕彰に引き続き取り組む。	市、外郭団体、民間事業者

### 【参考】姫路市文化芸術事業会場費補助金

平成31年4月1日より、市施設使用料の後援による減免制度が廃止されたことを受け、同日より文化芸術事業の実施に要する市施設使用料の一部（30%（附属設備使用料を含む））を補助する制度を創設。幅広い世代の市民が参画できる多様な文化芸術活動を促進させ、市民文化の更なる醸成を推進する。



パルナソスホール

### 【参考】和辻哲郎文化賞

姫路市制100周年と、姫路出身の哲学者・和辻哲郎（明治22から昭和35）の生誕100年を記念して、研究者の育成と市民の文化水準の向上に資するため、昭和63年度に創設した。令和元年度は一般部門108点、学術部門86点の応募の中から、各1点を選出した。



姫路文学館

8 不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うこと。

### 【具体的施策②-3】 情報収集・発信

コロナ禍での「3密」の回避等、「新しい生活様式」を取り入れることが求められていることから、文化芸術活動のオンライン配信の支援に取り組む。

また、市内の文化芸術活動の情報を一元的に収集・提供できるよう、これまで以上に情報発信力の充実を図る。

#### ■施策の実現に向けて実施すべき事業例

主な事業	内容	主な主体
コロナ禍におけるオンライン配信支援	コロナ禍でもインターネットを通して市民が文化芸術にアクセスできるよう、ホールのリアルタイム配信への対応について検討する。また、市民がオンライン配信のノウハウを学ぶ講座の開催等を検討する。	市、外郭団体
インターネットによる情報収集・発信の充実	多様な市民文化情報を収集し、編集・提供する。 また、5Gによる高精細・高臨場感の映像コンテンツの利活用を研究する。	市、外郭団体
美術館 ICT サービス戦略	平成25年度より構築してきたデジタルデータをHP上で公開、作品情報の発信・更新・管理を行っている。館蔵品の画像および作品情報をHPで早く・見やすく・分かりやすく国内外の多くのひとに提供することを目的に、特に今後は来館者に対して携帯電話端末を利用した多様な鑑賞サービス（例：音声解説アプリやQRコードを用いた解説ツール等）を導入し、常設展示室および恒久設置作品（前庭の彫刻）をはじめとした館蔵品についての丁寧な解説を多言語で提供することを目指す。	市

#### 【参考】 コロナ禍におけるオンライン配信支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、多くの文化イベントが中止や延期を余儀なくされる中、本市ゆかりのアーティストや音楽団体を支援するため、令和2年（2020年）7月より、文化芸術活動の動画配信を条件に、利用予定のない文化ホールを無償で貸し出す「文化ホール活用動画配信事業」を実施した。



配信された動画の一例

### 施策の柱③ 文化芸術に触れる機会の拡充

市民ニーズにあった文化芸術に触れる機会を創出するとともに、文化芸術関連団体と連携しながら多様で質の高い文化芸術を鑑賞する機会を提供する。

#### 【具体的施策③-1】幅広い分野の文化芸術に親しむ機会の充実

メディア芸術の浸透、インターネットの普及に伴い、自宅で文化芸術を鑑賞する機会がますます増加することが見込まれる。

ホールでのコンサートのほか、市内でのまちかどコンサートや姫路市立美術館や商業施設でのミニコンサート等、生の音やほんものの絵画に気軽に触れることができる環境づくりが求められる。

一方で、今後はインターネットを利用し、会場に足を運ばない市民に対する配信や、ライブビューイングの実施にも簡単に取り組めるような施設整備が重要となる。

#### ■施策の実現に向けて実施すべき事業例

主な事業	内容	主な主体
市民ニーズに応じた機会の創出	平成29年（2017年）の文化芸術基本法の改正に際し、振興を図ることと明示された食文化や園芸等の生活文化を含む、多彩なジャンル・内容の文化芸術を市民が鑑賞・体験・創造できるよう、文化振興事業を展開する。	市、外郭団体
市立文化施設における展覧会事業の実施	姫路市立美術館、姫路文学館、書写の里・美術工芸館の各文化施設において、特別展・企画展・常設展等の展覧会事業を通して、美術や文学、美術工芸の素晴らしさや魅力を市民に発信する。	市
美術館におけるギャラリートーナメントの開催	文化芸術を楽しむ多様なスタイルを開拓するため、姫路市立美術館企画展示室において、絵画と音楽を同時に鑑賞するイベントを開催する。プロ演奏家を招いての、展示内容に合わせたプログラムのコンサートを開催する。	市、外郭団体

#### 【参考】ストリートピアノの設置

「音楽のまち・ひめじ」事業の一環として、令和2年1月よりJR姫路駅中央コンコースに、誰もが自由に弾くことができるストリートピアノを設置している。市民や駅利用者に鑑賞や発表の機会を提供し、音楽を通じた交流とにぎわいの場となっている。



姫路駅のストリートピアノ

### 【具体的施策③-2】 質の高い文化芸術の鑑賞

「質の高い芸術を鑑賞する機会」を本市に望む、市民や文化団体からの声は多い。

本市では、赤穂市と共同で、「ル・ポン国際音楽祭 赤穂・姫路」を毎年10月に開催しており、全国的に定評を得ている。

また、芸術監督及び音楽プロデューサーの配置により、文化国際交流財団の事業の方向性が明確になりつつあり、「池辺晋一郎Presents シンフォニック・プリンセス」等の自主制作公演の実施や、日本センチュリー交響楽団との「音楽フレンドシップ協定」締結、パルナソスホール専属オルガニストによるオルガンシリーズ等、質の高い新たな鑑賞機会の創出に取り組んでいる。

#### ■施策の実現に向けて実施すべき事業例

主な事業	内容	主な主体
質の高い文化芸術の鑑賞機会の提供	「ル・ポン国際音楽祭 赤穂・姫路」や、姫路市文化コンベンションセンターのオープニングシリーズ等を通して、市民が“ほんもの”の文化芸術を鑑賞できる機会を創出する。	市、外郭団体、指定管理者
連携事業の実施	文化国際交流財団と各種事業を連携し、「音楽フレンドシップ協定」を締結した日本センチュリー交響楽団を始めとして、今後も兵庫県立芸術文化センター等、様々な文化芸術関連団体と連携し、質の高い文化芸術の取り組みを実施する。	市、外郭団体
文化事業の発信	市民参加型創作オペラ「千姫」の制作・上演や、文化国際交流財団の芸術監督による制作公演等、本市の地域特性や歴史文化を題材とした文化芸術事業を制作し、国内だけでなく世界に向けても発信する。	市、外郭団体

#### 【参考】ル・ポン国際音楽祭 赤穂・姫路

世界的ヴァイオリニストでベルリン・フィルハーモニー管弦楽団首席コンサートマスター榎本大進氏を音楽監督に迎え、赤穂市と共同開催する。10回目となる平成28年（2016年）には、サントリーホールにて東京特別公演を行い、好評を博した。



東京公演の様子

## 施策の柱④ 文化芸術に関わる人材の育成

本市に対して、「子どもや若い世代が文化芸術に関心が高める催しが数多く開かれている」ことを希望する声が多く、本市がこれまで培ってきた文化芸術の火を絶やさないため、これからの文化芸術を担う人材や支える人材の育成に取り組む。

### 【具体的施策④-1】文化芸術を担う人材の育成

本市で育つ子どもたちが文化芸術を鑑賞・体験・創造することで、これからの豊かな生活につなげていく。

また、中学生や高校生の青少年が主体的に文化芸術に関わる機会を提供するとともに、本市でアーティストとして活動したい若者を支援していく。

プロのアーティストを目指す若者の登竜門として、多様なジャンル・分野のコンテストやマスタークラスを開催し、文化芸術の裾野を広げる基盤づくりに取り組む。

### ■施策の実現に向けて実施すべき事業例

主な事業	内容	主な主体
子どもが文化芸術に触れる機会の強化	子どもたちが幅広い分野の文化芸術に触れ、興味を持つ機会となるよう、アウトリーチ事業に引き続き取り組む。また、姫路市ジュニアオーケストラを始め、面白山ヴァイオリン教室や姫路市児童合唱団等、学校以外でも子どもたちが文化芸術を鑑賞・体験できる機会を強化する。	市、外郭団体
若い文化芸術関係者の育成	「キャスパシアタープロジェクト」事業や姫路市吹奏楽団の活動を通じて、若者が文化芸術活動に取り組める環境を整備する。また、芸術家の育成促進のため、芸術家が制作した作品を市民と交流しながら販売できる機会を支援する。	市、外郭団体
コンテスト・マスタークラスの拡充	本市で実施されている「姫路パルナソス音楽コンクール」や「上田晴子ピアノスクール『マスタークラス』」、「『交響詩ひめじ』合唱コンクール」、「姫路市美術展」、「藤原正彦エッセイコンクール」等の拡充を図り、若い文化芸術関係者が世界に羽ばたく機会を創出する。	市、外郭団体

## 【参考】小学生を対象としたアウトリーチ事業

小学生への音楽教育の一環として、楽器の音を生で聴くことにより、子どもの情操教育の充実をめざし、感性を豊かに育むとともに、地域文化の向上も図る。プロのオーケストラメンバーによるワークショップとコンサート、パルナソスホールオルガニストによる移動可能な小型のパイプオルガン（ポジティブオルガン）を用いたワークショップを実施している。



ポジティブオルガンのワークショップ

## 【参考】姫路市ジュニアオーケストラの創設

令和2年（2020年）に、活動を通して音楽の素晴らしさ、演奏の楽しさを体験することで、「音楽のまち・ひめじ」の次代を担う人材の育成や、音楽文化の更なる発展に寄与することを目的に、姫路市ジュニアオーケストラを創設。講師は、文化国際交流財団と「音楽フレンドシップ協定」を結ぶ日本センチュリー交響楽団のメンバーや、姫路出身のプロ奏者、関西で活躍する若手演奏家等が務める。



練習の様子

## 【具体的施策④-2】文化芸術を支える人材の育成・活用

本市の文化芸術活動を運営面から支えるボランティア等の市民が活躍できる機会の増加に努める。

また、本市の文化芸術を支える各種友の会の活動を支援する。

### ■施策の実現に向けて実施すべき事業例

主な事業	内容	主な主体
ボランティアの育成・活用	姫路市文化センターや姫路文学館、姫路市立美術館における文化ボランティアの活動の充実を図る。 また、市民の身近な文化芸術活動拠点である市立公民館において、公民館活動のリーダーの育成に取り組む。	市、指定管理者
サポーターシステムの拡充	本市の文化芸術を支える「文化国際交流財団友の会」や「姫路市立美術館友の会」について、会員の維持・増加に取り組む。	市、外郭団体

## 施策の柱⑤ 地域に伝わる歴史文化遺産の保存と活用

本市には世界遺産姫路城を始めとして、市内全域に多彩な文化財が継承されている。これらを適切に保存・管理するとともに、教育・学習支援機能の充実を図りながら、文化財の保存継承の意義を広く啓発する。

### 【具体的施策⑤-1】世界遺産姫路城の保存と活用

本市の誇りである世界遺産姫路城は、令和5年（2023年）に世界遺産登録30周年を迎える。姫路城を適切に保存するとともに、文化観光等にも活用していくため、匠の技の継承や景観形成に取り組む。

#### ■施策の実現に向けて実施すべき事業例

主な事業	内容	主な主体
未来に引き継ぐ姫路城の保存	建造物、石垣の保存修理や史跡の整備、匠の技の継承を通して、「特別史跡姫路城跡整備基本構想」と、それに基づく「整備基本計画」、「保存活用計画」の推進に取り組む。	市
姫路城にふさわしい周辺景観の形成	姫路城と調和した景観形成の誘導に取り組む。また、市民の景観形成への意識の醸成を図る取り組みを推進する。	市

### 【参考】特別史跡姫路城跡整備基本構想

昭和61年4月策定の基本構想を全面的に見直し、平成20年3月に策定。世界遺産姫路城を内曲輪、中曲輪、外曲輪及びバッファゾーンに分け、長期的な観点に立って、それぞれのエリアごとに保存継承、景観誘導、文化観光拠点として周辺整備等の考えを示すことで姫路城跡の将来のあるべき姿を示している。



世界遺産姫路城

## 【具体的施策⑤-2】 多彩な文化財等の保存と活用

本市には多彩な文化財が継承されており、これらの保存・活用に努める。特にインターネットを活用した古文書類のデジタル化や、市内各所に存在している、“埋もれた” 芸術作品の周知と活用に取り組む。

### ■施策の実現に向けて実施すべき事業例

主な事業	内容	主な主体
地域文化資源の発掘と活用（教育等）	貴重な古文書類のデジタル化とインターネット上での公開に取り組む。 また、埋蔵文化財センターの充実や、文化財散策ルートの整備と活用に取り組む。	市
多彩な文化財の保存と活用	多彩な文化財を調査、保存し、その価値を伝えるとともに活用を図る。また、埋蔵文化財センターにおける企画展、体験学習等の開催により学習機会を提供するとともに、刊行物やホームページを通じた積極的な情報発信により文化財への愛護意識の啓発に努める。	市
近代芸術作品の保存と活用	市内に設置されているパブリックアート作品や、特別史跡姫路城跡の指定区域外にあたる大手前通りに設置された彫刻作品の周知と活用を推進する。	市

### 【参考】 本市の岡本太郎作品

本市内には岡本太郎氏によるパブリックアート作品が3点あり、姫路市立総合スポーツセンター前に「躍動」（1981年）が、書写山ロープウェイ山上駅前広場に「椎名麟三文学碑」（1980年）が、バースタウン（夢前町）に「若い泉」（1974年）が、それぞれ設置されている。



【若い泉】

### 【具体的施策⑤-3】 伝統文化・歴史的文書の継承と活用

本市の伝統文化や歴史的文書、地域の伝統行事について、継承と活用に取り組むとともに、小学校や中学校と連携し、本市の伝統文化や歴史文化を学ぶ「播磨学」の研究支援に取り組む。

#### ■施策の実現に向けて実施すべき事業例

主な事業	内容	主な主体
伝統文化の継承と活用	兵庫県が設置する兵庫県伝統文化研修館等とも連携し、文化伝承活動の振興や学びの機会の創出に努めるとともに、工芸技術の担い手の育成に取り組む。 また、播磨学の研究支援に取り組む。	県、市、外郭団体
地域の伝統行事の継承と活用	市民に守り伝えられている祭りや獅子舞等の伝統行事は、地域への誇りと愛着を育む貴重な文化資源であるが、担い手の高齢化が課題となっていることから、若者の自主的な活動を促す必要がある。	市、地域団体
歴史的文書の継承と活用	本市の歴史を体系的に後世に引き継ぐため発刊する姫路市史については、引き続き最終16巻別編「年表・索引」の編纂に取り組む。また、古文書類の調査・保存活用に取り組む。	市、地域団体

#### 【参考】文化伝承活動の振興

伝統行事等の保存活動団体が実施する民俗文化財の保存活動や史跡管理事業に対して、事業費補助を行う「郷土文化財保存事業補助金」を交付する。令和元年度は38団体に対し助成を行った。



関の火まつり

#### 【参考】兵庫県伝統文化研修館特別事業

世界遺産姫路城等の歴史的な文化資源を活用した文化・観光振興を図り、兵庫県と本市の共催で実施する。令和元年度より開始し、同年度は「姫路城ゆかりの伝統文化魅力発信プロジェクト」と題し、姫路城関連施設において、奉賀舞等のイベントを実施するとともに、播磨地域の文化の検証映像を作成し、国内外へ発信した。



兵庫県伝統文化研修館

#### 【参考】播磨学

私たちのふるさと播磨地域の過去から現在に至るさまざまな事象を明らかにし、日本史の中における播磨地域の実像を浮かび上がらせるとともに、研究を通して播磨の未来に向けてのビジョンを構築しようとする研究活動。その対象範囲は歴史学（考古学）、民俗学、経済学、政治学にまで及び、時間的な流れも古代から近現代までをカバーする播磨地域の総合的な研究である。

## 施策の柱⑥ 文化芸術を活用したまちづくり

文化芸術の本質的価値だけでなく、社会的・経済的価値の普及とくらしの中への波及に取り組むため、地域との連携・協働や、様々な関係分野との連携に取り組む。

### 【具体的施策⑥-1】文化芸術を活かした地域との連携・協働

文化芸術をそれぞれの地域で活用し、シビックプライドの創出を図るため、地域との連携・協働に取り組む。

#### ■施策の実現に向けて実施すべき事業例

主な事業	内容	主な主体
文化芸術を活かした地域連携・協働事業の推進	文化をテーマとした「提案型協働事業」を実施する。 また、「コミュニティ活動助成事業」を活用し、市内の地域の連携の輪を広げ、コミュニティ活動を推進し、文化芸術を活かして、地域の活性化を図る。	市、市民活動団体

#### 【参考】文化をテーマとした提案型協働事業

地域の課題等に取り組む市民活動団体から、団体と行政が協働して行う事業を提案してもらい、その公益性や実効性、継続性等について書類審査、プレゼンテーション審査を行った上、50万円を上限として助成する「姫路市提案型事業」において、文化に関する募集テーマを提案する。「文化芸術を活用した地域活性化」が募集テーマとして採用された令和元年度は、3事業の応募を得、うち2事業が採択された。



第2回姫音祭 (R1)

## 【具体的施策⑥-2】文化芸術と様々な関係分野との連携の促進

文化芸術を、観光や産業振興、福祉やまちづくり等他分野と連携させ、文化芸術の社会的・経済的価値の促進につなげる。

また、多様な価値観の尊重と他者との相互理解の促進を図るため、文化芸術を活用した社会包摂の取り組みを推進する。

### ■施策の実現に向けて実施すべき事業例

主な事業	内容	主な主体
「ユニークベニュー <sup>9</sup> HIMEJIプラン」の促進	世界遺産姫路城をはじめ、好古園や姫路市立美術館等の歴史的、景観的に価値がある施設を、特別感を演出できる会場として活用することで、本市におけるMICE <sup>10</sup> の推進及び施設の維持管理、魅力向上等のための財源確保を図る。	市、民間事業者
姫路観光コンベンションビューローとの連携	姫路観光コンベンションビューローは、姫路市における観光事業の振興とコンベンションの誘致、開催支援及び国内外の映画、テレビ等のロケーション撮影の誘致に積極的に取り組み、もって、地域経済の活性化、市民文化の向上を図り、国際観光都市・姫路の構築に寄与することを目的としている。姫路市文化コンベンションセンターの開館に伴い、文化国際交流財団と連携し、双方の誘致活動の中で、MICE、文化振興の観点も意識しながら、情報共有、連携事業の実施による相乗効果を高めていく。	市、外郭団体、民間事業者
「オール・ひめじ・アーツ&ライフ・プロジェクト」に基づく事業の推進	文化の理解を深めるための観光＝文化観光を推進すべく、姫路市立美術館が行政の観光部局や姫路観光コンベンションビューロー、民間事業者等と連携し、姫路城・圓教寺という姫路の二大文化資源をつなぐ結節点としての役割を果たすことで、姫路市がもつ有形・無形の文化資源の新たな価値を創出・発信するための文化クラスターを形成する。 主要事業は、アートプロジェクト、メディア横断型現代美術、デジタルアート、建築・都市デザイン等の各分野から「コアアーティスト」として招聘する第一人者たちによる一連の表現活動として展開される。	市、外郭団体、民間事業者

9 歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場のこと。

10 企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称。

文化芸術を活用した社会包摂の取り組み	障害者作品展や、障害のある児童を対象としたワークショップの実施、アーティスト等の幼稚園・保育園・こども園や高齢者施設への派遣等、文化芸術事業を通じた社会包摂の取り組みを推進する。	市、外郭団体、民間事業者
企業等の文化芸術活用の促進	「ひめしん文化会」、「公益財団法人グローリー小學生育成財団」等、企業等と連携した文化芸術の支援に取り組む。	市、市内企業

### 【参考】 姫路城薪能

世界遺産姫路城を背景に、歴代姫路藩主にも愛好された日本を代表する伝統芸能である能楽、狂言を広く市民に鑑賞していただくため、昭和46年より、姫路お城まつりにおいて開催されている。姫路薪能奉賛会主催、兵庫県・姫路市・文化国際交流財団等後援。



姫路城薪能

## 1. 進行管理等

### (1) 進捗管理

本ビジョンを着実に推進し、実効性を高めるためには、PDCAサイクル（Plan（計画）- Do（実行）- Check（評価）- Action（改善））によりビジョンの進行管理を実施することが重要である。施策の推進については、年度ごとに庁内関係部署より各施策の進捗状況を聴取し、文化国際課で取りまとめる。

### (2) 計画の評価

(1) で取りまとめた各施策の進捗状況をもとに検証・評価し、必要に応じて本ビジョン策定に関与した検討懇話会のメンバー等の学識経験者や文化団体代表者等から意見や提言を受ける。

### (3) 施策等の見直し

施策を実施するにあたっては、(2) でいただいた意見や提言を踏まえ、必要に応じて施策の見直しを行う。

## 2. 庁内関係部署の協力体制の構築

事業を実施するだけでなく、本ビジョンの施策の推進について検討するため、教育委員会や観光、産業等の関係部署と連携・協力体制を構築する。

## 3. 文化国際交流財団との連携の強化

文化国際交流財団は、その設立経緯から、市内の文化芸術振興活動の中心的役割を担ってきた。姫路市文化コンベンションセンターの開館後は、同センターにおいて市民文化醸成事業を実施するとともに、引き続き、文化芸術に触れる機会を提供し、市民の文化芸術活動の支援及びネットワークを醸成する等、市民が文化芸術を享受するだけでなく、活発に文化芸術活動を行えるよう本ビジョンに掲げる文化芸術振興施策の実施について連携を強化する。

# 参考資料

## 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

---

1. 姫路市文化振興ビジョン検討懇話会開催要領	49
2. 姫路市文化振興ビジョン検討懇話会委員名簿	50
3. 文化芸術基本法	51
4. 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	58
5. 姫路市の主要な文化施設の利用状況推移	62
6. 市民アンケート調査結果	63
7. 文化団体アンケート調査結果	80



## 姫路市文化振興ビジョン検討懇話会開催要領

### 1 目的

姫路市文化振興ビジョン検討懇話会（以下「懇話会」という。）は、平成27年3月に策定した姫路市文化振興ビジョンを改定するにあたり、関係者から広く意見等を求めるために開催する。

### 2 検討事項

懇話会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 本市の文化行政における現状と課題の整理に関すること
- (2) 姫路市文化振興ビジョンの改定に関すること

### 3 構成員

懇話会は、次に掲げる者のうちから市長が指名した10名以内の者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 各種団体等の代表
- (4) 公募市民

### 4 運営

- (1) 懇話会に会長及び副会長を置く。
- (2) 会長は、構成員の互選により定める。
- (3) 副会長は、構成員の中から会長が指名する。
- (4) 会長は、懇話会を代表し、会務を統括する。
- (5) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (6) 懇話会の会議は、市長が招集する。
- (7) 会長は、懇話会での検討に必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

### 5 その他

- (1) 懇話会の庶務は、文化国際課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

## 姫路市文化振興ビジョン検討懇話会 委員名簿

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	市川 一夫	兵庫県立大学名誉教授
文化関係者	尾崎 美紀	児童文学者
	加茂田陽一	姫路市民劇場事務局長
	黒田美江子	公民館講座講師
	芳賀 一也	郷土史家、写真家
	麥倉 直子	声楽家
市 議 会	松岡 廣幸	経済観光委員会委員長 (令和 2 年 8 月 1 日~12月 8 日)
	今里 朱美	経済観光委員会委員長 (令和 2 年12月 9 日~令和 3 年 3 月31日)
教育委員会	平田 貴洋	教育委員会 教育総務部長
公 募 委 員	小坂 学	
	小林ゆかり	

# 文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）

## 改正 平成二十九年六月二十三日

### 目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

### 前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にあいながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自

主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を

深めるように努めなければならない。

#### (文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

#### (関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 文化芸術推進基本計画等

### (文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

### (地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

### 第三章 文化芸術に関する基本的施策

#### (芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう

努めなければならない。

#### (芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学

習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

#### (情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

#### (関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機

関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

#### (顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

#### (政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

#### (地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

## 第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

### (文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

### (都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

## 附則 (平成十三年十二月七日法律第百四十八号) 抄

### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則 (平成二十九年六月二十三日法律第七十三号) 抄

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

### (文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 (平成三十年法律第四十七号)

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 基本的施策（第九条—第十九条）
- 第四章 障害者文化芸術活動推進会議（第二十条）
- 附則

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動（文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

#### (基本理念)

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。
- 二 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。
- 三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等（以下「障害者の作品等」という。）の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。
- 2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

#### (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総

合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (財政上の措置等)

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本計画等

### (基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針

二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 基本計画に定める前項第二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### (地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

## 第三章 基本的施策

### (文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設（劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。）を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑

賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (文化芸術の創造の機会の拡大)

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し（障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。）の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (芸術上価値が高い作品等の評価等)

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (権利保護の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (文化芸術活動を通じた交流の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (相談体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (情報の収集等)

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

#### (関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

### 第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

- 2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

### 附則抄

#### (施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

## 姫路市の主要な文化施設の利用状況推移

※太字・下線・色付きセルは5年間のピーク時

施設名	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
姫路市文化センター	362,443	321,173	<u>372,062</u>	338,445	314,765
姫路キャスパホール	47,668	<u>52,128</u>	44,589	45,704	38,825
市民会館 <sup>*1</sup>	280,775	254,841	228,674	<u>300,855</u>	252,881
姫路市民プラザ <sup>a</sup> (市民ギャラリー)	<u>198,091</u>	195,586	184,561	181,874	134,208
姫路市音楽演劇練習場	35,038	36,502	<u>37,167</u>	36,888	31,747
パルナソスホール <sup>*2</sup>	63,880	<u>80,920</u>	30,087	29,547	47,284
美術館 <sup>*3</sup>	115,150	95,714	86,483	16,439	<u>236,053</u>
姫路文学館 <sup>*4</sup>	34,278	71,108	70,255	95,077	<u>95,497</u>
書写の里・美術工芸館	40,096	36,823	41,532	<u>41,822</u>	40,722
兵庫県立歴史博物館	107,688	<u>113,410</u>	80,409	81,513	89,593

※ 1 平成29年(2017年)8月～9月の間、改修工事により一部利用制限

※ 2 平成29年(2017年)10月～平成30年(2018年)10月の間、大規模改修により休館

※ 3 平成30年(2018年)8月～平成31年(2019年)2月の間、環境改善工事により休館

※ 4 平成27年(2015年)7月～平成28年(2016年)6月の間、大規模改修により休館

## 市民アンケート調査結果

## 1. 調査概要

## (1) 調査の目的

市民の文化芸術に対する意識について、市民の文化芸術への関心度合、本市の文化芸術の現状に対するイメージ、今後の本市の文化芸術に対するニーズ等について調査を実施した。

また、平成26年（2014年）の調査結果との比較も行った。

## (2) 調査対象

姫路市住民基本台帳から15歳以上の市民3,000名を無作為抽出

## (3) 調査方法

郵送による配布および回収

## (4) 調査期間

令和2（2020）年3月27日～4月17日（締切期日以降に回収したものも含む）

## (5) 調査内容

- ・ A4版 4 ページ（14設問）
- ・ 平成26（2014）年1～2月に実施された同様の市民アンケートの集計結果と比較

項目	主な内容
回答者の属性	性別、年齢、職業
文化芸術の鑑賞	文化芸術の鑑賞経験、鑑賞分野と場所、鑑賞しない理由
文化芸術の活動	文化芸術の活動経験、活動分野と場所、活動しない理由
文化芸術に対する意識	文化芸術の大切さ、姫路市の文化芸術に対する現状イメージ
文化芸術の情報	文化芸術の情報入手方法、市民が求める文化芸術情報
文化芸術施策への要望	文化芸術に関して姫路市に望むこと、力を入れるべき施策、文化芸術の振興についての意見

## (6) 回収結果

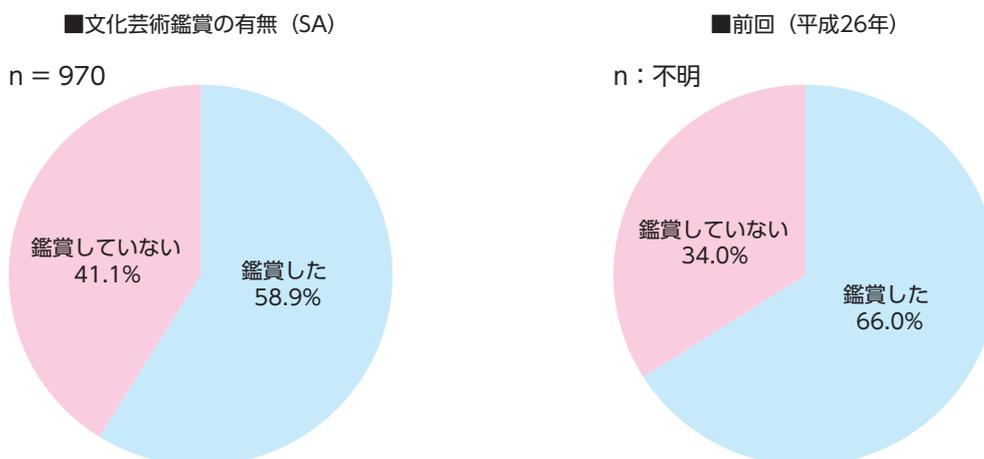
配布数	回収数	有効回収数	回答率
3,000件	975件	972件	32.4%

## (7) 記載について

- ・ (SA) (MA) (FA) は、それぞれ単数回答、複数回答、自由回答の設問に関する集計。
- ・ グラフに記載する「n」は設問に対する対象者数。構成比は「n」を基数とする。

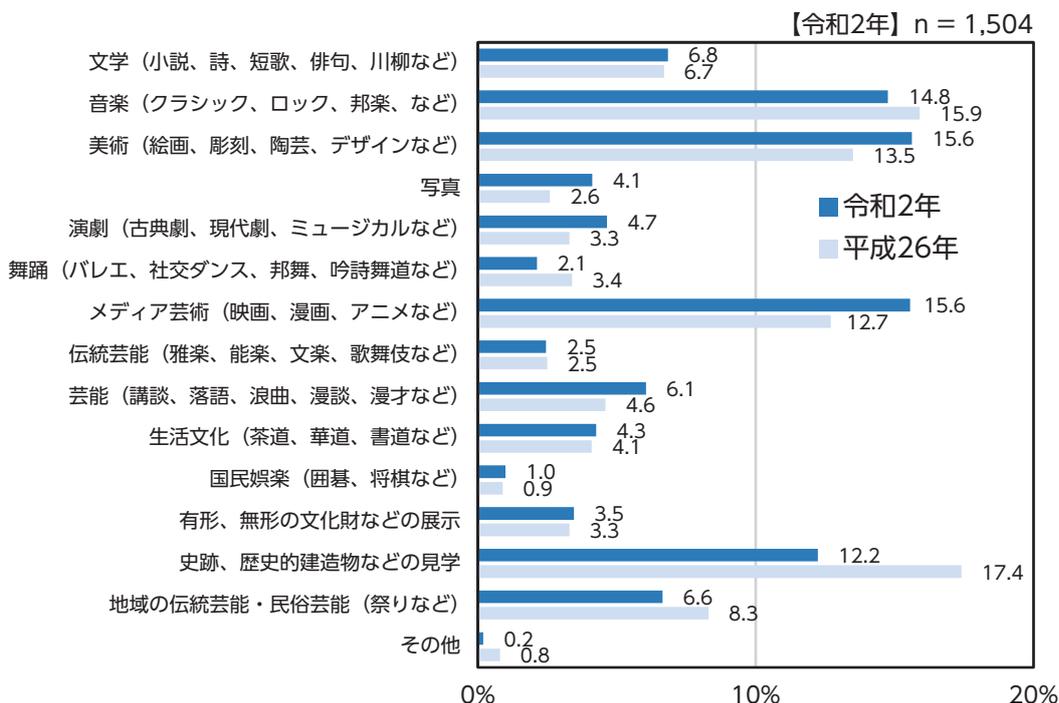
## 2. 調査結果

問1 あなたは、過去1年間に文化芸術を鑑賞されたことがありますか。どちらかを選び○印をつけてください。

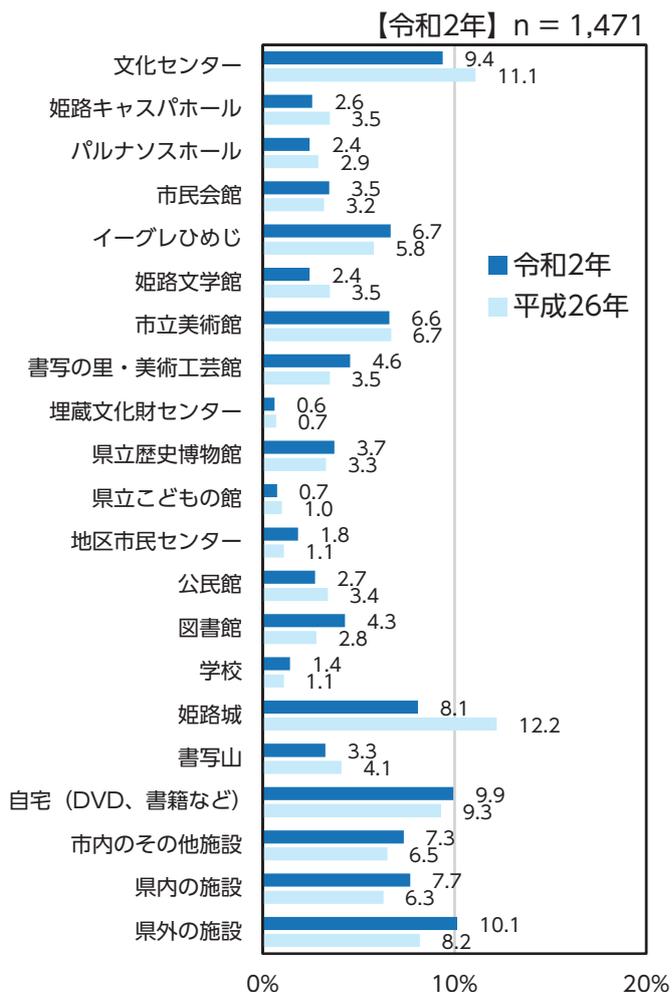


問2 問1で「1 鑑賞した」を選んだ方はどのような分野の催しをどこで鑑賞しましたか。それぞれについて主なものを3つまで選んで○印をつけてください。

### ■鑑賞した分野 (MA)

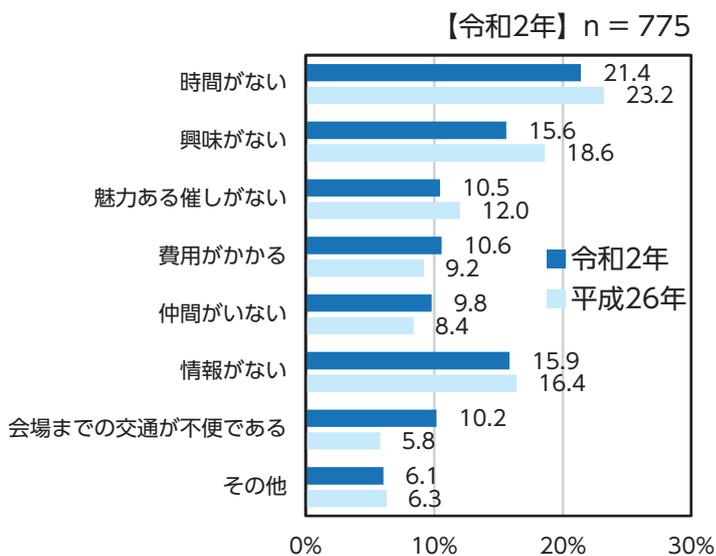


■鑑賞した場所 (MA)

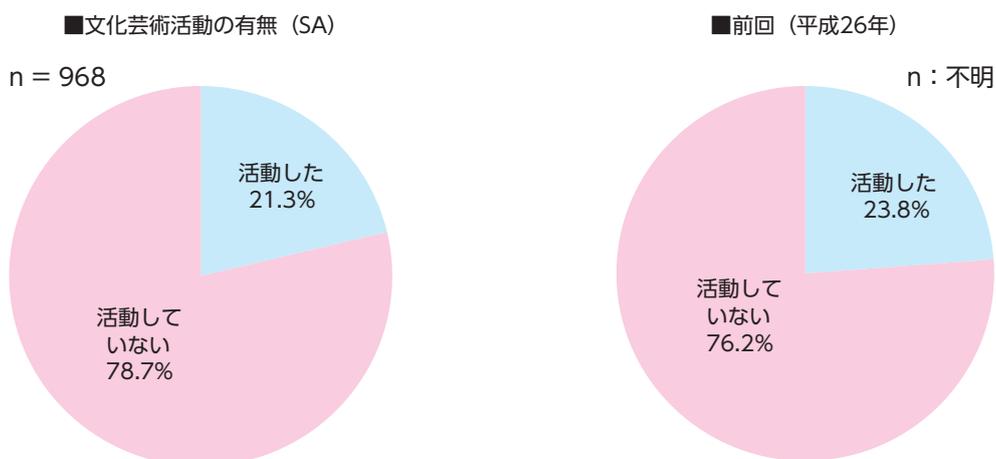


問3 問1で「2 鑑賞していない」を選んだ方にお聞きします。鑑賞していない理由は何ですか。あてはまるものに3つまで○印をつけてください。

■鑑賞していない理由 (MA)

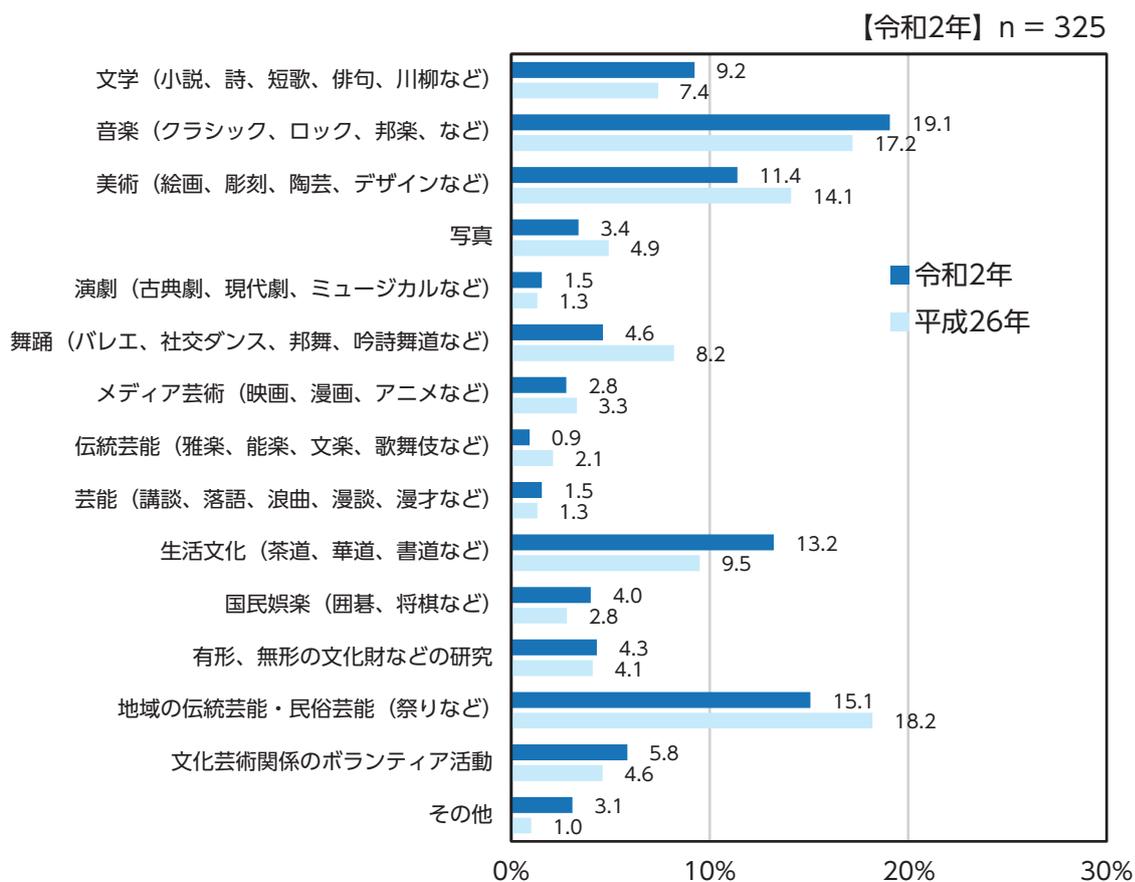


問4 あなたは、過去1年間に自ら文化芸術の活動（創作や練習への参加など、ただし学校での部活動を除く）をしましたか。どちらかを選び○印をつけてください。

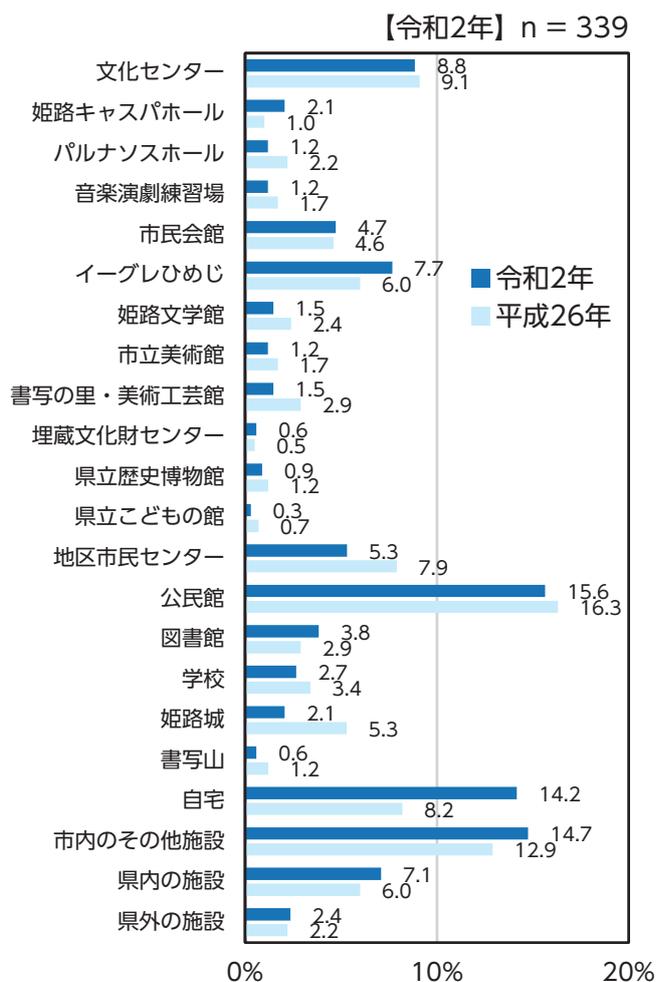


問5 問4で「1 活動した」を選んだ方はどのような分野をどこで活動しましたか。それぞれについて主なものを3つまで選んで○印をつけてください。

■活動した分野 (MA)

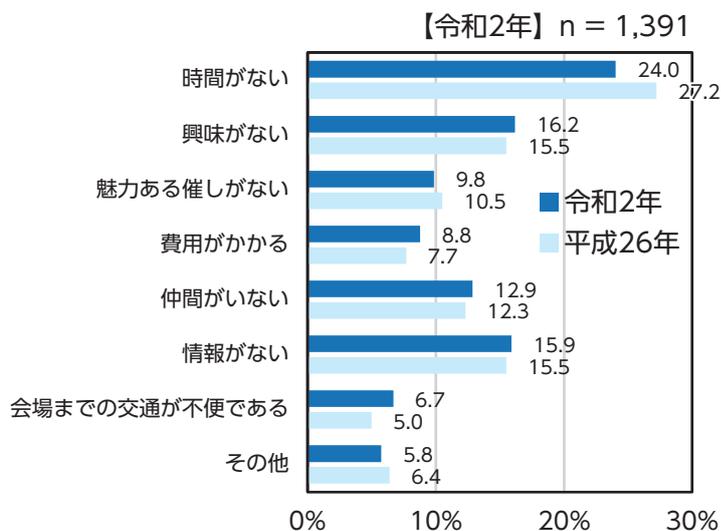


■活動した場所 (MA)



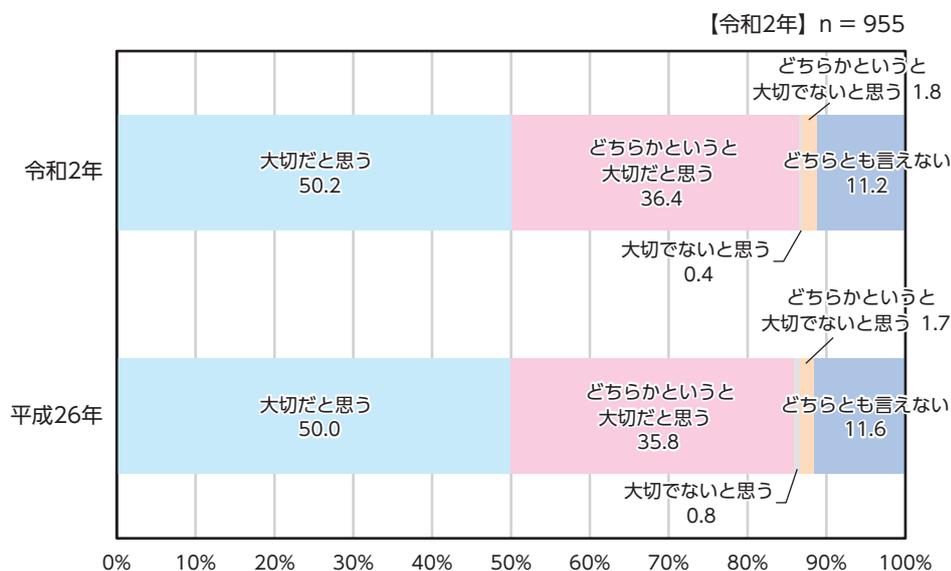
問6 問4で「2 活動していない」を選んだ方にお聞きします。活動していない理由は何ですか。あてはまるものを3つまで選んで○印をつけてください。

■活動していない理由 (MA)



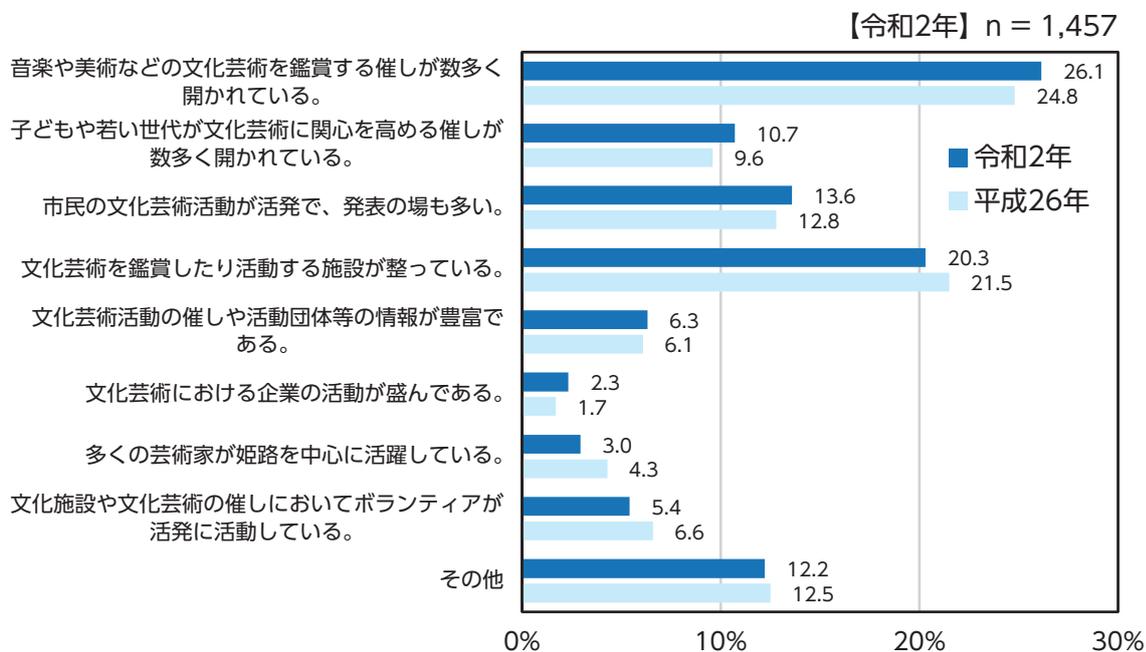
問7 あなたは日常生活の中で、文化芸術を鑑賞したり、自ら文化芸術の活動を行ったりすることは大切だと思いますか。あてはまるものを選んで○印をつけてください。

■文化芸術の大切さ (SA)



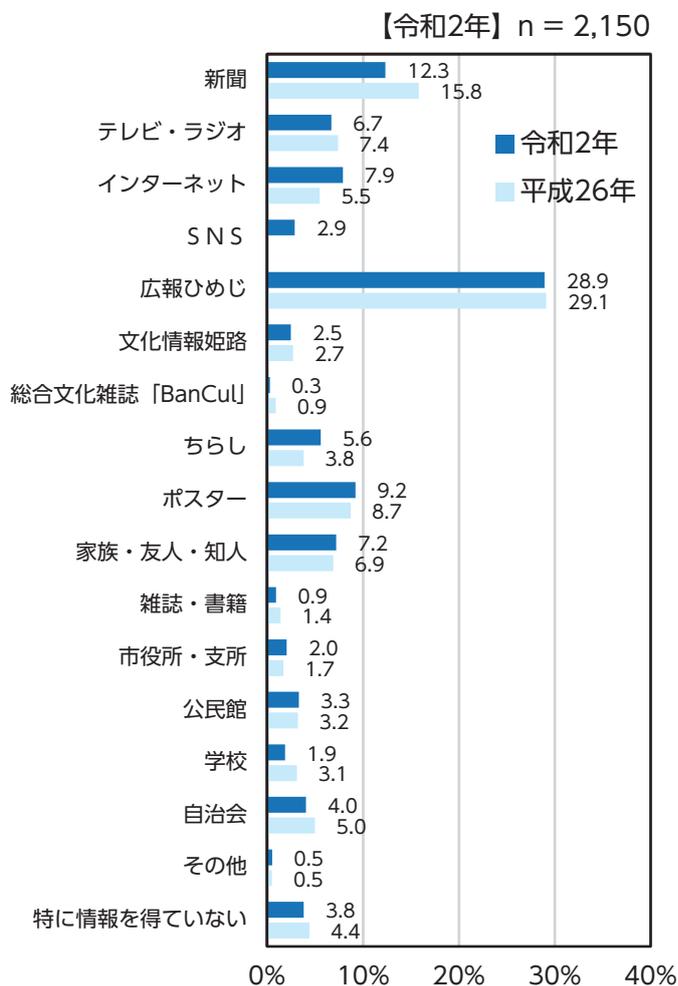
問8 あなたは、「姫路市の文化芸術」の現状についてどのようなイメージを持っていますか。あてはまるものを3つまで選んで○印をつけてください。

■姫路市の文化芸術に対する現状イメージ (MA)



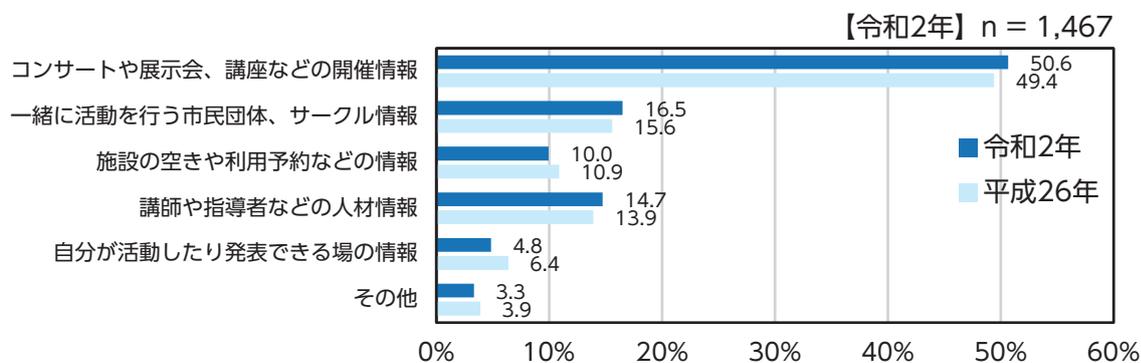
問9 あなたは、市内の文化芸術に関する情報を何から得ていますか。あてはまるものを3つまで選んで○印をつけてください。

■市内の文化芸術に関する情報の入手先 (MA)  
 (「SNS」は令和2年調査のみ)



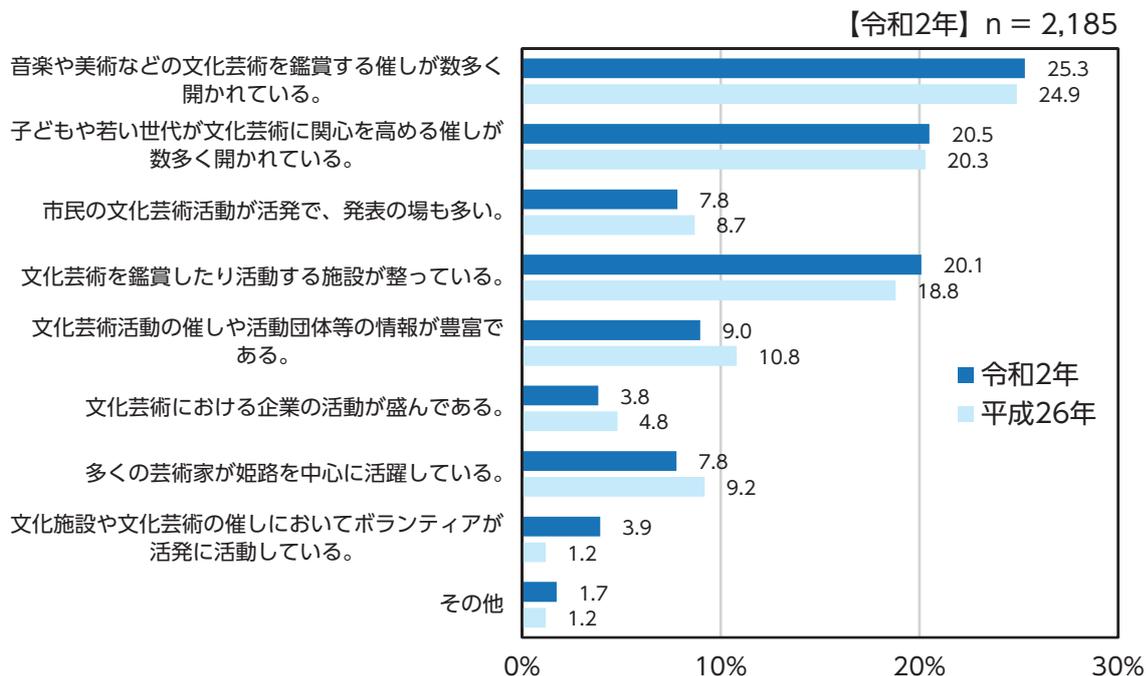
問10 あなたは、文化芸術に関してどのような情報がほしいですか。あてはまるものを3つまで選んで○印をつけてください。

■市民が求める文化芸術情報 (MA)



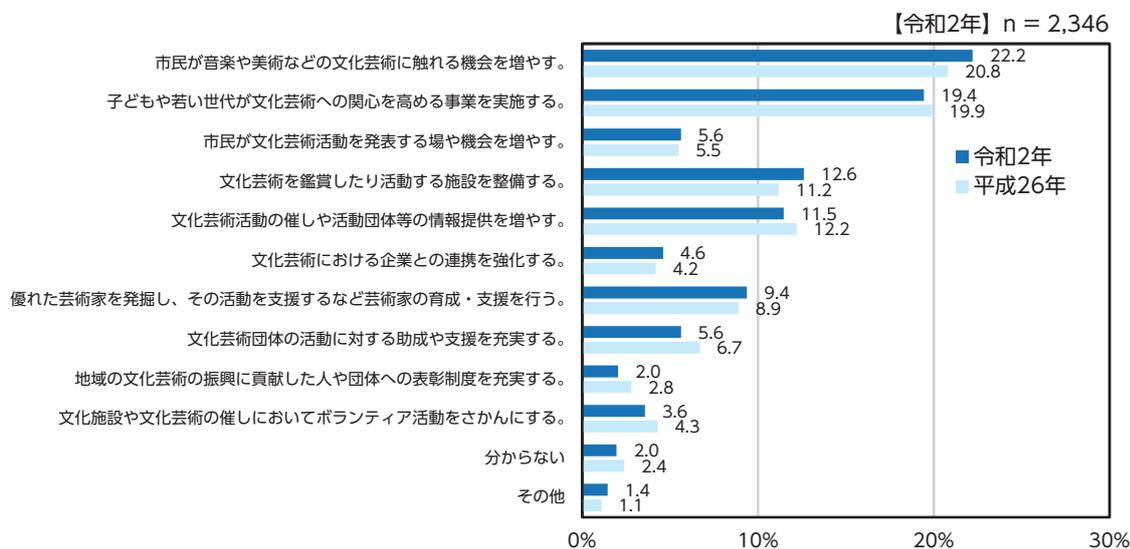
問11 あなたは、文化芸術に関して姫路市がどのような都市であることを望みますか。あてはまるものを3つまで選んで○印をつけてください。

■文化芸術に関して姫路市に望むこと (MA)



問12 あなたは、姫路市の文化芸術をより豊かにするために、姫路市が力を入れるべきことは何だと思いますか。あてはまるものを3つまで選んで○印をつけてください。

■姫路市が力を入れるべきこと (MA)



問13 その他、文化芸術の振興についてご意見があれば自由にご記入ください。

性別	年齢	職業	内容
<b>文化振興施策に関する意見</b>			
男性	20代	公務員	人材を育てられるような環境・利便性を改善してほしい。どんな育成に注力しているのか、しっかり知らせてほしい。
男性	20代	公務員	これからは若い人にも目を向けるべきである。成功している施設や方針を参考にしてほしい。
男性	30代	会社員	義務教育の中で、個々の子ども達が楽しく才能を発揮できる場を提供してほしい。授業では一人ひとりを見ることができないと考えている。
男性	30代	会社員	子ども世代を中心に考えて欲しい。
男性	30代	公務員	地域の歴史学をもっと掘り下げて、姫路独自の歴史文学を中心とし、他の地域との違いを出していくといいと思う。
男性	30代	公務員	姫路市は歴史・文化ともに多くの遺産があり、新幹線も停車するなど他の地方都市に比べて強みがあるが、遺産や施設を点でなく面で繋げて相乗効果を得る施策を推進すると良い。市の文化振興施策として統一感を感じられない。
男性	30代	自営業	姫路を音楽を通じた国際都市にしてはどうか。世界中から人が集まり、世界の音楽が集まる芸術の街にしても面白い。また、神戸市で開かれている六甲meets artを見習うべきで、郊外を芸術作品で交流できる街にしていくべきである。
男性	40代	会社員	姫路市民だけをターゲットにするのではなく、市外・県外の方も「参加したい・うらやましい」と思えるような企画・活動を行うつもりで取り組んでほしい。
男性	40代	会社員	市民が幅広く楽しめる、これからの姫路市の活動を応援している。頑張ってもらいたい。
男性	40代	会社員	社会保障よりも文化芸術に税金を使うべきだ。
男性	50代	会社員	世界文化遺産・姫路城がある地域であり、伝統芸能を基軸にして若い方にも興味を持たれるように進めることが良いのではないかと考える。
男性	50代	自営業	新しい分野のアーティストの新人に、場所を与える施策を進めると良い。
男性	50代	自営業	老若男女が文化芸術により触れやすくなるよう、市民の証明書の提示で割引するシステムがあれば良い。新しいコンベンションセンターに大いに期待している。
男性	50代	その他	街中で開催するアートフェスティバルや、空き店舗を市が借り上げてギャラリーとして貸し出すしてはどうか。
男性	60代以上	会社員	皆が集う場及び1人でも行ける場など、65歳以上でも話せる場、仲間が作れる場があれば良いと思う。
男性	60代以上	自営業	美術家を発掘してほしい。
男性	60代以上	その他	いつでも身近に音楽・絵画・舞台などが感じられる、文化芸術に溢れる街を目指してほしい。
男性	60代以上	その他	行政ができることは限られているため、最小限にすべきである。

性別	年齢	職業	内容
男性	60代以上	その他	指導者の後継者不足が気になる。市の尽力で指導者の育成等を行う場も必要だと思う。
男性	60代以上	その他	身近なところで気軽に文化芸術に触れる機会を作って欲しい。例えば公民館や地域の集会所など。ボランティア活動への助成金で援助するなどしてほしい。
男性	60代以上	その他	大屋の彫刻、豊岡の演劇といった、姫路といえればこれというものがほしい。
男性	60代以上	その他	日本の伝統文化である邦楽を、もっと若い世代（小・中・高生）に伝え、広めていく姫路市であってほしい。
男性	60代以上	その他	姫路駅前や広場で路上ライブや駅ピアノなど、そんなに注意しなくても自然と文化が入って来る事が必要だと思う。神戸のようになって欲しい。ジャズライブ店や現代の芸術、神戸港の様な姫路に似合うもの。いつでも行ける昔の歌声喫茶、店によって演歌、フォーク、ポップスなどジャンルを変えて、毎日一定の地域で店を出すなど。西二階町は落語にいい。
女性	10代	学生	みんなが参加しやすいよう、気軽さも必要だと思う。
女性	20代	会社員	文化芸術と聞けば年齢層が高いイメージ。若い層（20代、30代）、女性など、ターゲットを絞れば興味を持つかもしれない。
女性	30代	会社員	小さな子どもでも一緒に鑑賞できる、芸術に触れる機会、場がより多ければ良いと思う。子どもが小さいうちに本物に触れさせたい。
女性	30代	主婦・主夫	子どもと高齢者のふれあいの場をつくり、姫路の歴史や戦争の話を語り継いでほしい。
女性	30代	主婦・主夫	長野のクラフトフェアや倉敷のようなアーティストの人たちが目指す場所、イベントがあると良い。特に倉敷の美観地区のように、古い町に新しく特別なお店やスペースが隠れていて、アートを見つける楽しさがあり、若手のアーティストを育てる町になって欲しい。
女性	30代	その他	催しを「ボランティア」に頼っているのは、時間とお金がある人に限られる。催し自体の金額を下げる、いくらかの手当てや公演の割引などのメリットを付け、催しへの垣根を下げるのが、芸術への親しみにつながるのではないか。
女性	40代	会社員	仕事をしながら文化芸術に触れるのは、すごく興味がない限り難しいと思う。学生生活の中で機会が増えたと、将来、行動の範囲が広がった時に、記憶に残った文化芸術への関心が湧き、施設に足を運びきっかけになると思う。
女性	40代	会社員	姫路駅のコンコースへの「駅ピアノ」の設置は、とても素敵な企画だと思う。
女性	40代	公務員	ジュニアオーケストラを楽しみにしている。
女性	40代	その他	音楽、教育、文化によって友好関係を築き、深い交流の場が広がればいいと思う。
女性	50代	会社員	個人で制作され、費用やスタッフなどが足りず世に出ない作品などを支援し、発表する場が増えれば、他府県に負けなくなるのではないか。

性別	年齢	職業	内容
女性	50代	会社員	文化芸術が盛んになるのは大いに歓迎するが、市が考えているのはコンベンションホールのように中央に大きな施設を造ることであり、ヨーロッパのように、小さな村でも気軽に触れあうことが大切だと考える。
女性	50代	主婦・主夫	芸術のもたらす心の豊かさを、文化芸術の振興におけるどの過程においても感じ取れることを願っている。
女性	50代	主婦・主夫	大人のピアノ教室を、多くの公民館で実施して欲しい。
女性	50代	その他	芸術家・アーティストとコラボした企画や、ワクワクする質のいいマルシェがあるといい。コロナの影響はあるが、国際化も含め世界文化遺産をうまく活用する場や人の協力がほしい。みんなが集まれる大手前公園や美術館も有効活用してほしい。
女性	50代	その他	病気や怪我で外出があまりできず、特に人混みが怖いので、以前は普通に掛かっていた事が今は全くできない。芸術などは個人や社会が健康であれば豊かになると思っている。外出が思う様にできない生活をしている者でも、気軽に芸術や文化に触れる生活ができるようになれば良いと思っている。
女性	50代	不明	姫路は特に芸術文化に関心のある方が少ないと思う。身近にふれる機会が少ないからではないか。自身は神戸でクラシックの活動をしているが、地元では理解してもらえない。
女性	60代以上	会社員	活動の参加（練習、受講料）費を一部補助する。例えば、高齢者には無料は無理かもしれないが、低料金にしてほしい。
女性	60代以上	主婦・主夫	高齢になると交通機関を使って出かけることが大変になるため、出かけやすい所、身近な所で触れる機会が多くあると嬉しい。
女性	60代以上	主婦・主夫	参加したい時もあるが一人では参加しづらいため、一人参加も呼びかけてほしい。
女性	60代以上	主婦・主夫	入場チケットを安く、たくさん入場できるようにし、行きやすい時間帯に開催してほしい。
女性	60代以上	主婦・主夫	年金生活であり、少額で参加できるコンサート、無料で体験できるサークル、図書館には新書を多く入れてほしい。
女性	60代以上	学生	姫路の文化に興味のある人は50%で、興味のない人が50%程度いると思う。
女性	60代以上	その他	文化芸術に触れるための経済的余裕がない人たちに、生活の支援があればと思う。
女性	60代以上	不明	老人でも、各自の家から市バスを利用して行けるようにできないか、市で考えて欲しい。
不明	60代以上	自営業	姫路城がある姫路の美術館には、琳派のような時代のものがマッチすると思う。以前、姫路にゆかりのある酒井抱一の企画展が開催されていたが、常設してほしい。市は古い文化を大切にしてほしい。観光客は城単体ではなく、古い文化にも触れたいはずだ。集客数向上にもつながると思う。
不明	60代以上	主婦・主夫	それぞれの分野で頑張っている方には、益々力が出せるように、また継続できる環境が必要だと考える。

性別	年齢	職業	内容
文化芸術の催しに関する意見			
男性	10代	学生	お笑いライブなど、老若男女が共に楽しめるようなイベントをもう少し活発に行えば良いと思う。
男性	20代	会社員	姫路市内に限らず、県内または関西を中心に活躍する楽団、芸術家を定期的に招聘して（月に1回など）紹介する機会があると嬉しい。
男性	20代	公務員	高齢者向けのコンサート等が多い。姫路といえば「ここ」という場所がない。
男性	20代	不明	若い人が興味を持つアーティスト（音楽）を招いて欲しい。音楽に触れる機会を増やして欲しい。
男性	30代	会社員	世界遺産等で観光客を呼びだけでなく、世界的なイベントを誘致し、姫路市をイベント都市として発展させることで、国内外から芸術家が集まり、市内の若者が刺激を受けるような市になって欲しい。
男性	30代	会社員	古典、伝統芸能等をもっと開催して欲しい。
男性	30代	会社員	姫路城での野外コンサート等がもっと増えればと思う。
男性	30代	不明	だれでも参加可能な、身近な芸術活動を多く開催してほしい。
男性	40代	会社員	現在、歴史に関する市民講座が開催されているが、平日中心のため、土・日開催も検討してほしい。
男性	40代	公務員	メジャーなアーティストは姫路で一度公演を行っても、その後は来なくなる。その理由を考える必要がある。若者が集まるコンサート等が頻繁に開催されれば、自然に人の流れが生まれ、また文化的教養や感覚が市民にも備わるのではないか。
男性	40代	公務員	市外からも多くの人々が姫路市を訪れ滞在できるような催し、特に若者が興味を持つような音楽、映画等の催しを行って欲しい。
男性	50代	会社員	たつの市は（姫路市よりも）祭事が多いように思う。
男性	50代	不明	家族で行けるイベントや活動があると参加しやすい。
男性	60代以上	会社員	多くの市民が利用している市役所、または支所等のロビーの一角を、展示発表の場として提供し、市民に関心を持たせるべきではないか。担当者は文化・芸術・鑑賞等の言葉を気にしすぎており、レベルを下げてほしい。
男性	60代以上	公務員	公民館における文化芸術講座の講師の発掘と紹介を、更に進展させて欲しい。
女性	10代	学生	有名アーティストに来てもらいたい。そうすれば若い世代からも支持されると思う。
女性	20代	会社員	子どもが文化芸術を学ぶために施設に連れて行きやすいよう、子どもの関心が高まるものがあれば助かる。
女性	20代	学生	チームラボや東京で開催される展示会の巡回展があると関心が高くなる。
女性	30代	会社員	若い世代が文化芸術への関心を高められるよう、有名アーティスト等をたくさん呼んで欲しい。
女性	30代	会社員	瀬戸内国際芸術祭のような、若者が集まるイベントやビエンナーレなどを姫路でやってみてはどうか。

性別	年齢	職業	内容
女性	30代	会社員	足を運んでみたいと思うが、大体大阪や神戸で実施されている。姫路も野外を含め幅広く実施してほしい。野外でのオーケストラもしてほしい。
女性	30代	主婦・主夫	新しく建設されるコンベンションセンターに期待している。若者に人気のあるアーティストのコンサートや、有名な方の講演会を開催すれば、他方面からの観光客も増えるのではないか。姫路市民も今は神戸や大阪まで行かなければ、文化芸術に触れる機会が少ないが、地元で開催してもらえれば嬉しい。将来的にスポーツも行えるアリーナも建設して欲しい。
女性	40代	会社員	音楽フェスがあれば応援したい。
女性	40代	会社員	平日の催しを増やしてほしい。
女性	60代以上	会社員	催しは多い方が良い。
女性	60代以上	会社員	新能など素晴らしい催しをいつまでも続けて欲しい。
女性	60代以上	主婦・主夫	歌舞伎を文化センターで見たい。
女性	60代以上	主婦・主夫	参加したいと思える文化芸術が少ないと思う。老人会等の自己満足の発表会は、誰も見たいと思わない。
女性	60代以上	主婦・主夫	新しい文化コンベンションセンターが早くできて、多くのイベントが開催される事を楽しみにしている。子ども達に本物の音楽、芸術を体験できる機会を増やして欲しいと思う。
女性	60代以上	主婦・主夫	大阪などに行かないと鑑賞できない、有名な音楽家やオーケストラのコンサートや演劇公演などが、もっと多く姫路で開かれるようになって欲しい。市立美術館での美術展をもっと充実させて欲しい。
不明	50代	主婦・主夫	気軽に参加できる催しもあれば、もっと興味を持つ人が増えるかもしれない。

#### 文化施設に関する意見

男性	10代	学生	市民センターなどの公共施設のレンタル料を、若者でも借りられるよう安い価格にして欲しい。
男性	20代	会社員	新しいコンベンションセンターに期待している。定期的に吉本を呼んでほしい。
男性	30代	会社員	集約施設はあると認識している。地域の生活エリアで楽しめる豊かである。
男性	30代	会社員	図書館を増やして欲しい。
男性	40代	会社員	開催場所の駐車場整備やアクセスを良くしてほしい。バスでは本数が少なく、時間も正確ではないので不便である。
男性	40代	会社員	姫路城の入城料を下げてもらいたい。
男性	60代以上	会社員	新しい文化コンベンションセンターのオープンで、文化芸術により一層参加しやすくなると、楽しみにしている。トータルな会員登録でポイントが加算されるカード提携（ワオンやニコパ）をして欲しい。姫路の文化芸術の発信・発展に期待しており、東大阪市文化創造館のように人気のある会館になってほしい。

性別	年齢	職業	内容
男性	60代以上	会社員	地域の歴史と伝統を担っている「祭り」を広く世間に知らしめる、屋台の展示会館を作って欲しい。
男性	60代以上	自営業	図書の充実、将棋などの情報がほしい。
男性	60代以上	その他	姫路市の端に住んでいるため、市の中心地へ行く機会がない。高齢者福祉優待カードもいただいたため、好古園などへ行きたいが、遠いため使用したことがない。市の端の地域にも、もっと文化芸術に触れる場所を増やして欲しい。
女性	20代	公務員	高校までは自分の興味のあることを見つける大切な時期であり、市立施設の入館料を無料にして門戸を開いてほしい。
女性	30代	会社員	土日しか休日がないが、展示などが平日で終わってしまい見られないことが多いため、期間も考えてもらいたい。
女性	30代	主婦・主夫	入場料をリーズナブルにして、芸術に触れる機会を増やせるようにして欲しい。
女性	50代	主婦・主夫	姫路市文化コンベンションセンター建設にとっても期待している。駅近が何よりありがたい。
女性	50代	その他	文化センターも市民会館もパルナスホールも駅から遠い。しかもバスの本数も少ない。また、車で行くにも駐車場が遠いか少なく不便すぎる。
女性	60代以上	主婦・主夫	大きな施設（文化センター、市民会館等）があり、いろいろな催しに参加してきた。特に市の中心から離れたところに住んでおり、文化センターは車で行くの都合が良かった。同じような規模の施設がもう少し点在していればと思う。
女性	60代以上	主婦・主夫	東京、大阪と2箇所の図書館を利用しましたが、とても本の種類が多くびっくりし、姫路の図書の貧弱さを痛感した。やはり文化芸術にはお金をかけるべきであり、建物が立派でも中身が充実しないと意味がない。
女性	60代以上	主婦・主夫	姫路の西にある網干に、もっと文化芸術的な施設が欲しい。
女性	60代以上	その他	どうしようもないことですが、施設は整っているが分散しすぎている。
女性	60代以上	その他	市民センター、公民館等、古い建物のトイレを洋式に替える（洗面台も）。
女性	60代以上	その他	施設に入りやすいこと（階段の少ないこと）を望む。私はよくロビーコンサートに行き、時間も30分で丁度良い。先日、高校生の演奏会が予定されていて楽しみにしていたが、中止となりとても残念だった。

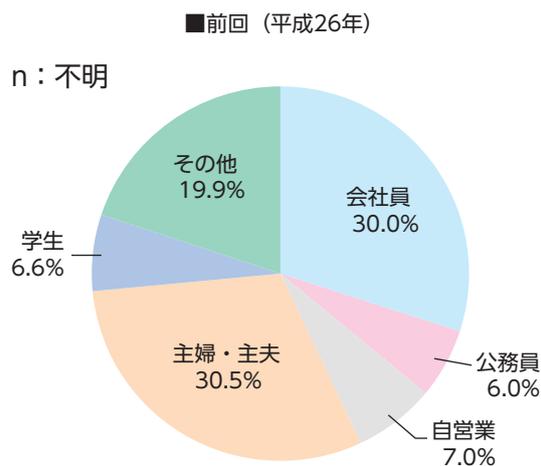
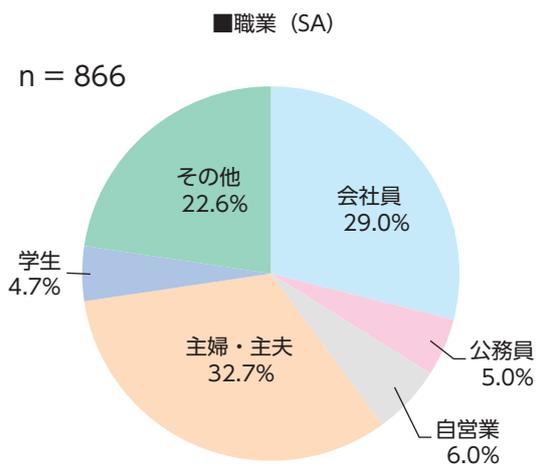
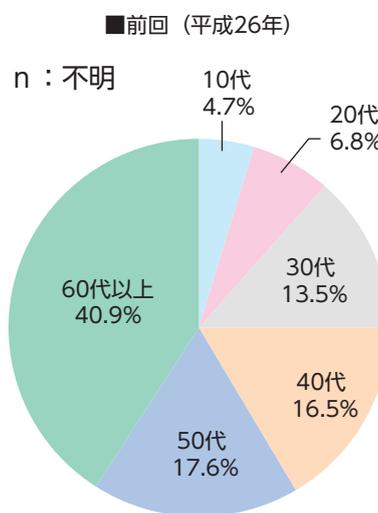
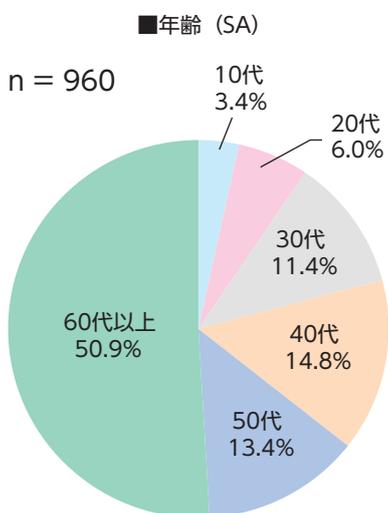
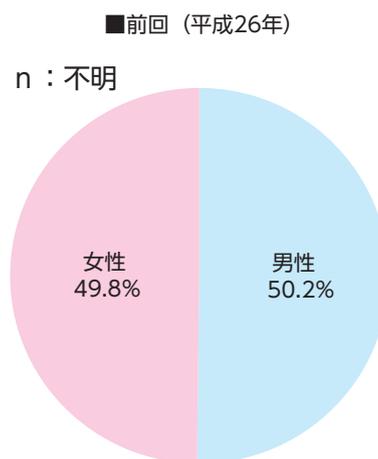
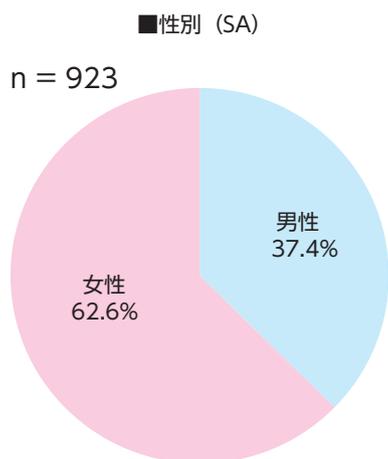
#### 情報発信に関する意見

男性	10代	学生	現在、新型コロナウイルスにより外国人や観光客などが減少しているが、ウイルスが収まった時に数多くの人に来ていただけるよう、呼びかけや活動をする。
男性	10代	学生	広報や支所などで、文化芸術のポスターや情報を手にすることがあるが、大人は見ても学生などの目には付きにくいと思う。
男性	40代	会社員	情報発信の充実を期待する。

性別	年齢	職業	内容
男性	50代	会社員	文化芸術活動の催しの情報に触れる機会が殆どない。どこに自分の知りたい活動が載っているのか知りたい。分からない。
男性	60代以上	会社員	公民館でイタリアオペラをやっていて鑑賞しましたが、発表の情報をもっと広報すれば人数も増えると思う。
男性	60代以上	会社員	姫路市文化コンベンションセンターについて、今後のPRを頑張してほしい。姫路市文化国際交流財団のプレイガイドについて、FMげんきで大々的にCMを行い、FMげんきのサテライトスタジオも開設して欲しい。
男性	60代以上	自営業	広報手段の拡充を期待する。
男性	60代以上	その他	広報が貧弱すぎるため、もっと充実したものにしてほしい。広報には行事の結果を載せているが、行事の予告をしていない。広報の月間予定欄に大手前公園の催しの予定も載っていない。
女性	20代	会社員	催しがあることをポスターなどでもっと宣伝して欲しい。もっと人目につくところがあれば、行く機会が増える気がする。
女性	30代	会社員	子ども用のイベント情報をまとめて見られるツールがなく、ママ友からの情報に頼っている（赤ちゃんも行けるコンサートなど）。そういった総合案内HPが欲しい。子育てサービスの一貫性は近隣より良くないと感じる。
女性	30代	主婦・主夫	チラシ等ではなく、一覧があればいい。もっと幅広い時間帯で楽しみたい。参加したくてもできない。教室のようなものの場合、初めてだとやはり参加しにくい。
女性	40代	会社員	新型コロナウイルス感染症のために、多くの文化芸術イベントが中止や延期になり寂しい毎日である。また心おきなく楽しめる日が1日でも早く来るよう祈っており、その時にはラジオやTV、ネットや雑誌などでしっかりPRしていただき、市民が文化を楽しむ喜びを再確認できるようにお願いしたい。
女性	40代	会社員	太子町やたつの市の方がコンサート情報の発信が多く、姫路文化センターでの開催が少ない印象である。大手前通りや城近辺、駅近辺、屋外での催しの広報もお願いしたい。
女性	40代	会社員	姫路市に観光に来られる方を巻き込んで、文化芸術だけではなく、市外県外へのPRを拡充してほしい。
女性	40代	主婦・主夫	身近で文化芸術に触れられる情報を、より多くの人に提供して欲しい。例えば、スーパー、コンビニにチラシを置くなどしてほしい。
女性	50代	主婦・主夫	全ては情報からスタートするので、知る機会を増やして欲しい。
女性	60代以上	その他	文化芸術に特化した姫路のホームページを立ち上げて、盛り上げて欲しい。しろまるひめがもっともっと前面に出てアピールしてほしい。かわいいのにもったいない。
不明	60代以上	公務員	市の催しポスター等が、図書館本館に掲示されていると思うが、あまり目立っていないと思う。イメージが暗い掲示方法であり、インパクトがあると違うと思う。

性別	年齢	職業	内容
不明	不明	不明	現在、サンテレビで「姫路のひろば」及び「はりまサタデー9」等が放映されているが、もっと幅広く催し物の内容や解説を放映して、市民が興味を持つ工夫をしてはどうかと思う。
<b>アンケートに関する意見</b>			
男性	20代	学生	「文化芸術」という言葉を聞くと古いイメージがあるため、「アート」や「ミュージック」、総称として「クリエイティビティ」等、名称に「かわいい」イメージや「新しい」感じがあれば良いと思う。
男性	40代	会社員	選出人員ではあるが、姫路市民の意見を聞いて頂けるということは素晴らしいと思う。これからも良き姫路市を維持するよう頑張ってもらいたい。
女性	40代	不明	アンケートの答えが選びづらい。分かりづらい。
女性	60代以上	その他	文化芸術という言葉が難しいように思う。単純に歌、映画、お茶、生け花などと呼ぶのはどうか。係の皆様方には元気で頑張ってもらいたい。
<b>その他</b>			
男性	50代	会社員	新型コロナ、インフルエンザの早期終息によって、足元の文化（姫路市）の今後の活性化を心より願っている。今一度助け合い、思いやりの精神でこの危機を乗り越えて行きたい。
男性	60代以上	会社員	他の都市は市長が市民の発表会に参加されている。姫路市長も力を入れていただきたい。
男性	60代以上	自営業	現状で満足している。
男性	60代以上	その他	あまり関係ないと思うが、街を緑豊かにきれいにしてほしい。
男性	60代以上	その他	文化芸術だけでなく、生活上の知恵、裏技、健康についての講座等を希望する。
女性	50代	その他	文化芸術も良いが、生活にゆとりがなければ楽しめないため、まず生活困窮者に目を向けた方が良いと思う。
女性	60代以上	主婦・主夫	70歳までは美術館・映画館へと出かけ、絵手紙もたしなんでいたが、今は動くのも大変でアンケートも理想・希望であり、自分では何もできない。
女性	60代以上	主婦・主夫	申し込む方法として、葉書か電話なら可能だが、インターネットなどになると出来ない人もいるため無理な場合がある。
不明	60代以上	その他	明石市のように子ども世帯の援助に力を入れてほしい。
不明	60代以上	不明	マイクロバスでも通っていただければと思う。不便である。

問14 最後にあなたについてお聞きします。



## 文化団体アンケート調査結果

## 1. 調査概要

## (1) 調査の目的

本市で文化芸術活動等を実施している文化芸術団体に対して、文化芸術に関する現状及び課題を分析するため調査を実施した。

また、平成26年（2014年）の調査結果との比較も行った。

## (2) 調査対象

公益財団法人姫路市文化国際交流財団が3年に1度作成する「姫路地方文化国際交流団体名簿」（平成31（2019）年3月発行分）に掲載された文化団体529団体

## (3) 調査方法

郵送による配布および回収

## (4) 調査期間

令和2（2020）年4月30日～5月22日（締切期日以降に回収したものも含む）

## (5) 調査内容

- ・ A4版 4 ページ（11設問）
- ・ 平成26（2014）年4～5月に実施された同様の文化団体アンケートの集計結果と比較

項目	主な内容
団体の概要	活動分野、構成人数
団体の活動状況	活動場所、活動頻度、活動場所として重視すること、成果発表の機会の有無、成果発表の場所、成果発表の頻度、成果発表の場所として重視すること
活動への意向	活動に関する課題、市が力を入れるべき施策
姫路市文化コンベンションセンターについて	利用要望の有無、運営、設備などへの意見
姫路市の文化芸術振興について	市の文化芸術振興についての意見、災害や感染症拡大時の活動継続に対する意見

## (6) 回収結果

配布数	回収数	有効回収数	回答率
529件	285件	284件	53.9%

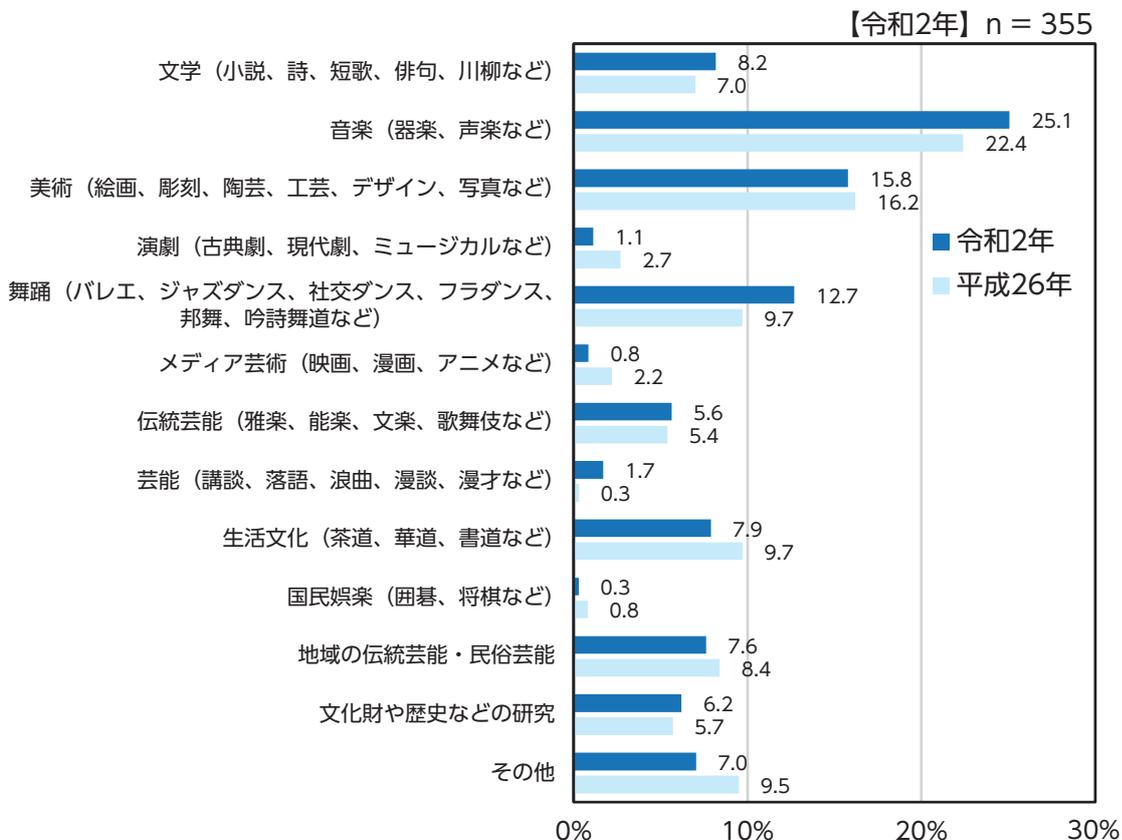
## (7) 記載について

- ・ (SA) (MA) (FA) は、それぞれ単数回答、複数回答、自由回答の設問に関する集計。
- ・ グラフに記載する「n」は設問に対する対象者数。構成比は「n」を基数とする。

## 2. 調査結果

問1 団体の活動分野について、あてはまるものに○印をつけてください。

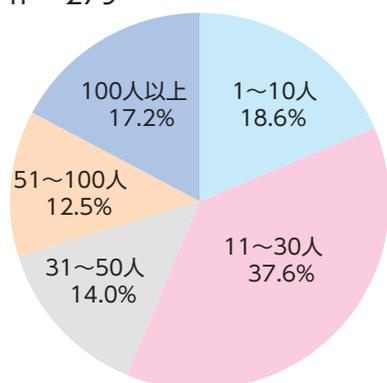
### ■活動分野 (MA)



問2 団体の構成人数について、あてはまるものに○印をつけてください。

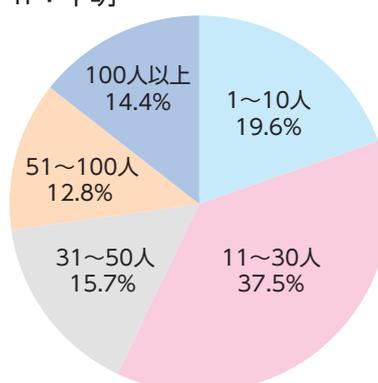
### ■構成人数 (SA)

n = 279



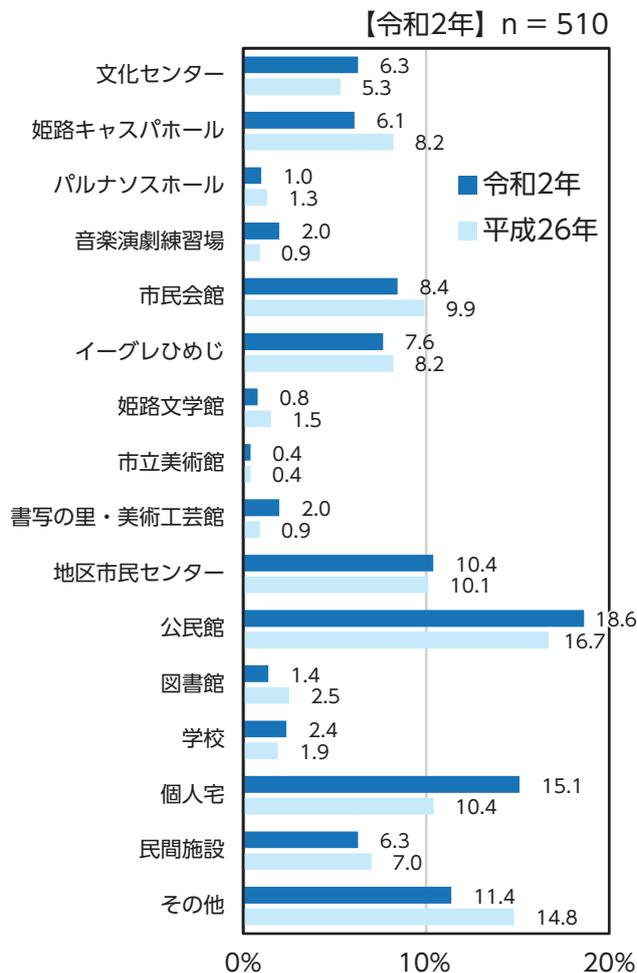
### ■前回 (平成26年)

n : 不明



問3-1 団体の練習、創作などの活動場所として主に利用している施設を2つまで選んで○印をつけてください。

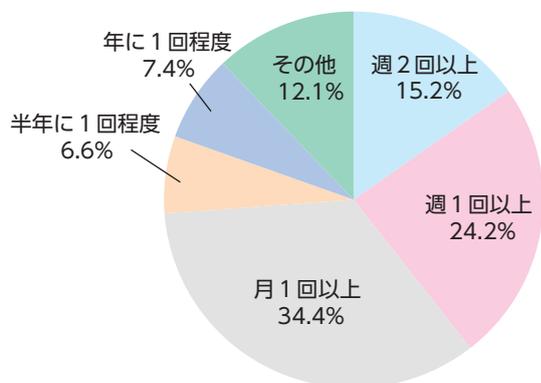
■活動場所 (MA)



問3-2 団体の練習、創作などの回数について、あてはまるものに○印をつけてください。

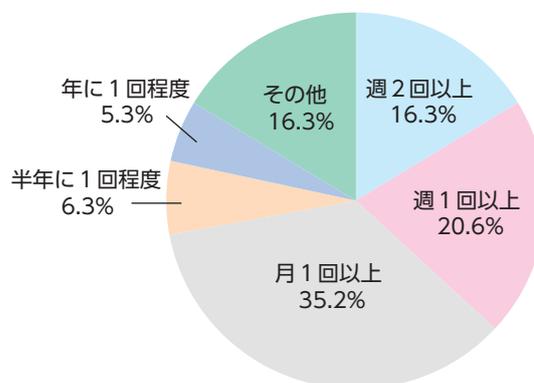
■活動頻度 (SA)

n = 256



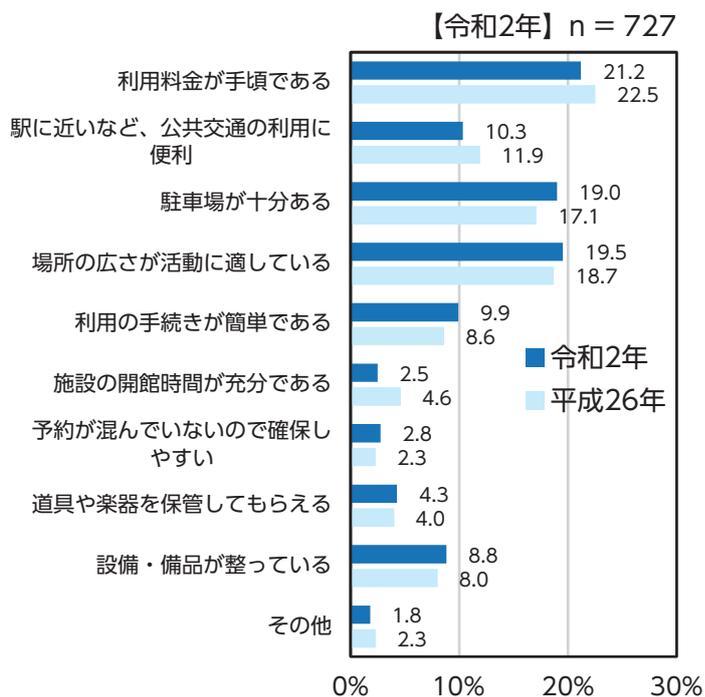
■前回 (平成26年)

n : 不明



問 4 団体の練習、創作などの活動場所としてどのようなことを重視していますか。  
あてはまるものを3つまで選んで○印をつけてください。

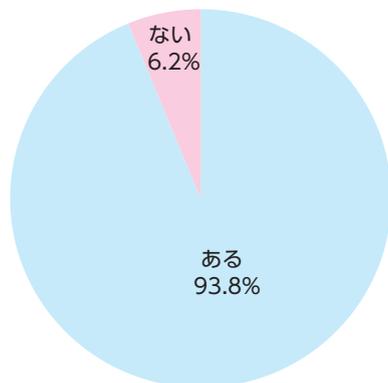
■活動場所として重視すること (MA)



問5-1 団体の活動成果を市民等に発表する機会がありますか。

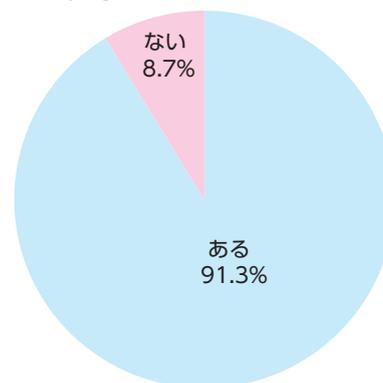
■成果発表の機会の有無 (SA)

n = 274



■前回 (平成26年)

n : 不明

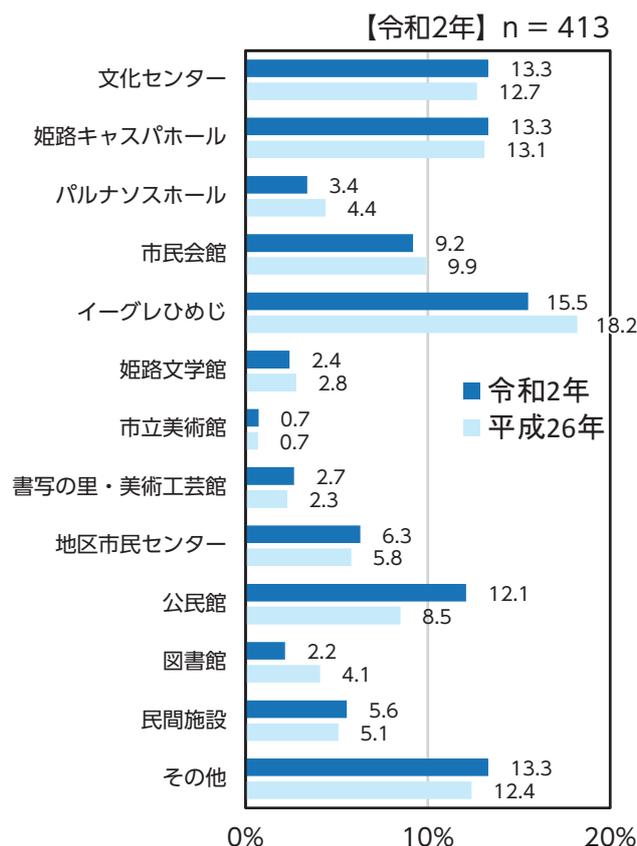


### 【成果発表の機会がない理由】

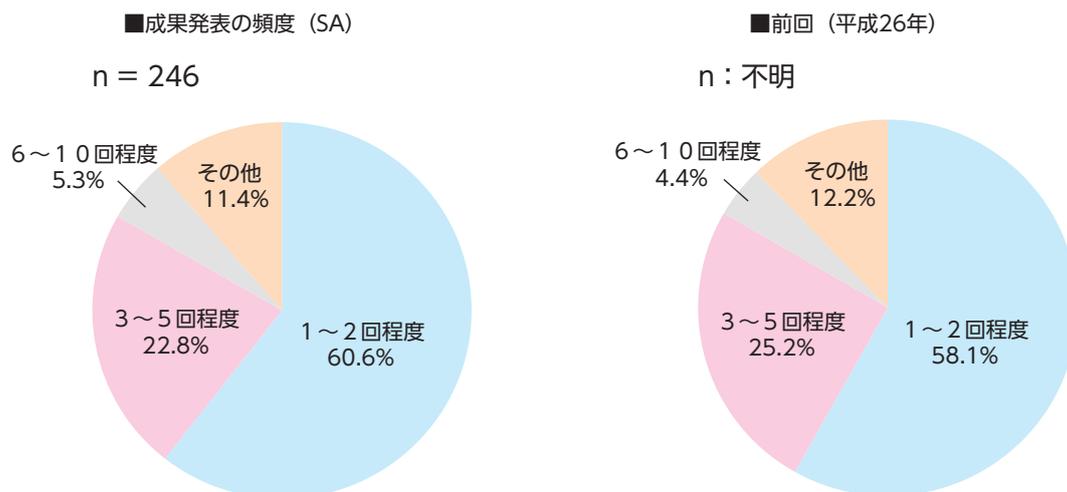
- ・ 会員の高齢化に伴う後継者不足と、椿を育成する場所がない人が増えたことなど。
- ・ 駐車場や駐車料金等に問題がある。会員の高齢化により、駐車場から展示会場までの道具等の運搬が困難。イーグレひめじは駐車料金や1階の寂れた雰囲気が良くない。
- ・ 歌誌などに発表している。
- ・ 伝統的の神事、行事である。
- ・ 協会員ではないため。
- ・ 企画する側である。
- ・ かつてはお城まつりや市のイベントに申し込み、チャンスがあったが、最近は活動に適した場所でのイベントがない。
- ・ 昨年度は218回あり、9年間で1000回を超えていたが、2020年3月からは全くない。
- ・ 現在活動を一時休止中。
- ・ 現在展覧会を休止中。

問5-2 団体の活動成果を発表する場所として主に利用している施設を2つまで選んで○印をつけてください。

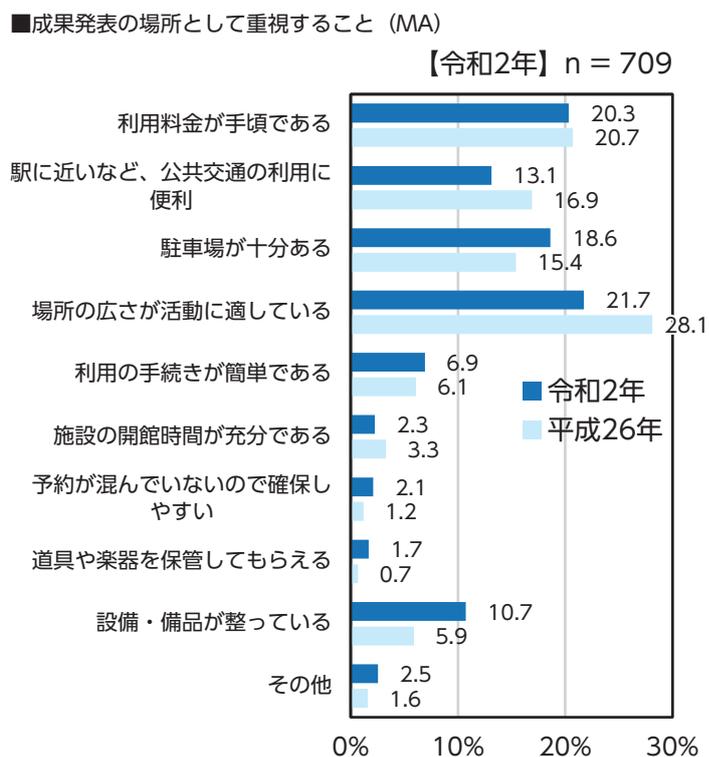
■成果発表の場所 (MA)



問5-3 団体の活動成果を市民等に発表する機会は年に何回ありますか。

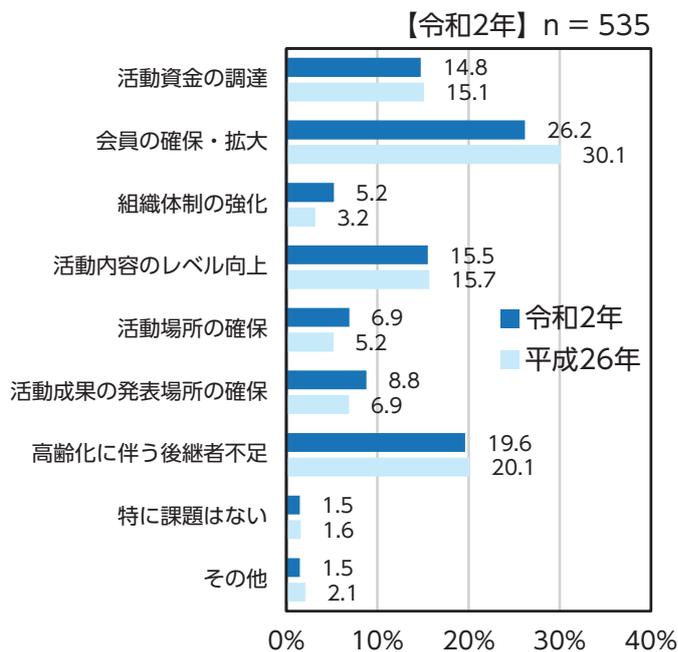


問5-4 団体の活動成果を発表する場所としてどのようなことを重視していますか。  
あてはまるものを3つまで選んで○印をつけてください。



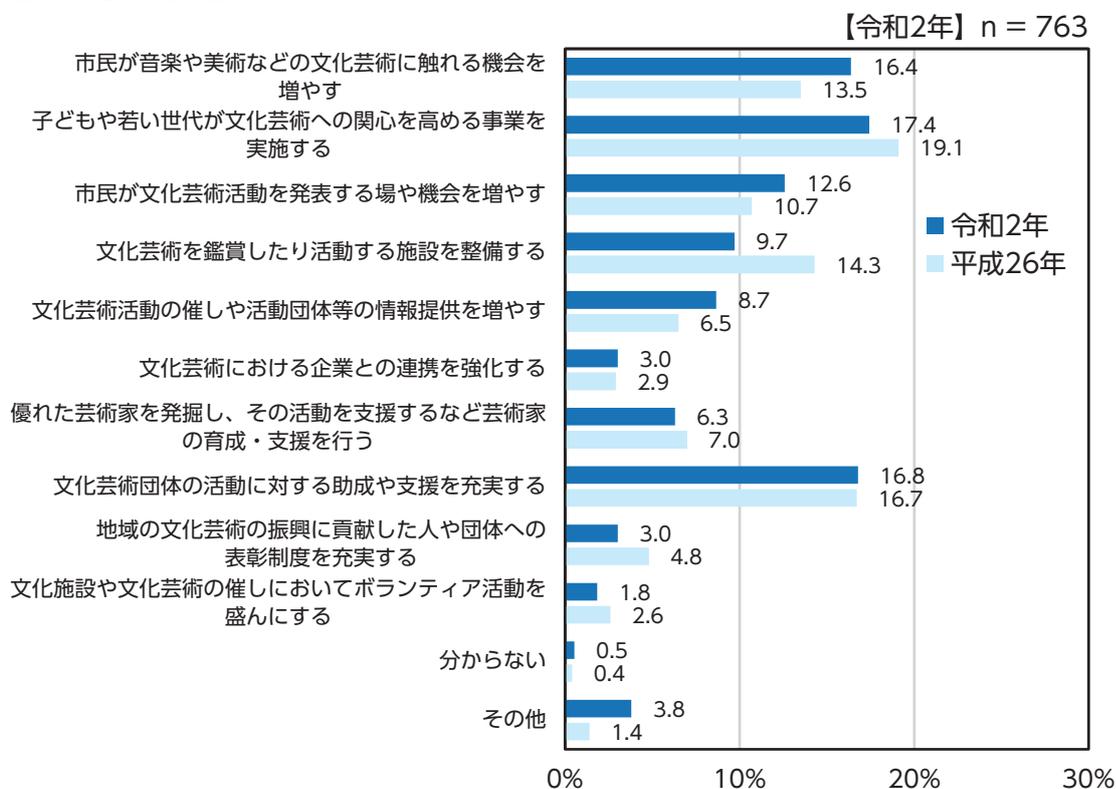
問6 団体の活動を行なっていくにあたり、どのような課題をお持ちですか。  
あてはまるものを2つまで選んで○印をつけてください。

■活動に関する課題 (MA)



問7 姫路市の文化芸術をより豊かにするために、市が力を入れるべきことは何だと思えますか。あてはまるものを3つまで選んで○印をつけてください。

■市が力を入れるべき施策 (MA)



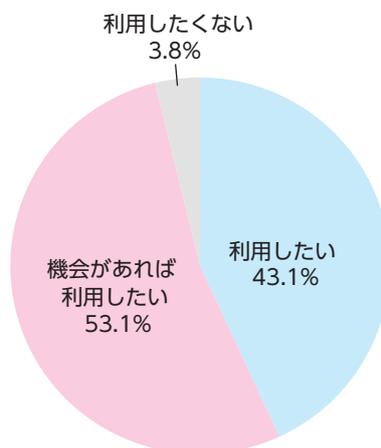
問 8 現在、姫路市神屋町に、文化センター、音楽演劇練習場の機能を統合した文化コンベンションセンターの建設を進めています。

文化コンベンションセンターを利用したいですか。

【前回調査では同様の設問はない】

■利用要望の有無 (SA)

n = 262



【利用したくない理由】

- ・会場に至るまでの期待感、ワクワク感が皆無。そこに至るまでの道程も必要。周辺環境が良いとは思わない。利便性は良さそうだが、望んで行きたいとは思わない。
- ・現在の緑の相談所、手柄山交流ステーションで、今のところ十分である。
- ・作品展示場としての機能性を有しているのかわからない。
- ・当方の作品発表ができるセンターではないように思う。
- ・施設が大きく、立派すぎる。
- ・写真クラブには必要がない。
- ・設定料金が高く、駐車場数に限りがあるため、大会運営には不都合である。
- ・駐車場が入りづらそうに感じる。
- ・地域の文化や歴史の発表は、地元でより多くの人に伝えていきたい。

問9 文化コンベンションセンターの運営、設備などについてご意見がありましたら、自由にご記入ください。

## 運営について

発表会で使用する場合、現在午前（リハーサル）、午後（本番）、夜間（片付け）として終日予約しているが、PAや舞台担当の一部の方の契約が17時までとのことで、毎回17時近くになると、終演間近な大切な時にバタバタと片付け始める。夜間を押さえる意味はあるのか。

- ・海外からも自他共に認める素晴らしい施設とするためには、個性が重要。
- ・特色ある個性的な運営は多くの反感も買いやすく、公平原則の行政による管理運営は難しい。
- ・第3セク等の官民協働が必要。例えばアートディレクターの任命、或いは企画プロデュース委員会（議員は含まない）の設置等でユニークな事業を行う。世界的にも個性的な施設となることを期待する。

- ・自主公演を充実させる。
- ・県・全国規模を対象とした催しへの優遇、優先をお願いしたい。

定期的に利用者からフィードバックの機会を作ってほしい。

利用にあたって申請書類（事前、事後報告）をできるだけ簡素化して欲しい。

利用手続きを簡素化と低価格化を希望する。

優先順位の明確化、公平（抽選）を希望する。

利用状況の確認や予約申し込みを、センターのHPでできるようにしてほしい。

市民の優先予約。

1年前から会場を予約できるようにしてほしい。

姫路市民に寄り添った運営を行って欲しい。

運営体制に民間人を多数入れ、市民の声を十分反映させてほしい。

- ・市民の活動の場としては自由に楽しく、若い人も高齢の方も参加発表できるような場とする。
- ・市の芸術作品のコレクションを自由に鑑賞できるようにしてほしい。文化の館にする。

稽古（練習）の一般開放をしてほしい。

- ・利用することのステータス向上。そのため日常的に著名人、団体の利用機会を多くする。
- ・利用率向上の工夫として、空き情報の発信や直近予約の利用料軽減システムの導入など。

after コロナは取りも直さず、with コロナの時代となるため、三密を発生させないで安心して利用できるように整備、並びに運用をお願いしたい。またリモート配信への対応も考慮してほしい。

コンベンションセンターとしての認知度が高いように思われる。文化（音楽）ホールとしての活用を是非進めてもらいたい。

市民が主体的に活用するために、ジャンルを超えて（仮称）施設運営協議会のようなものが必要である。その際、文化施策についての学びが欠かせないため、平田オリザ氏や衛紀生氏のような方々との勉強会を数年継続して行い、市民の啓発をしっかりと行う。音楽、演劇、舞踊等ジャンルを超えた意見交換が重要である。

市制100周年シロトピアでは、中学生に歌舞伎をさせて注目された。「播州皿屋敷」や「お夏清十郎」の人形浄瑠璃を上演して、地元の伝統芸能を広めたい。

センターの立地を考えたリスクのない運営や、人の流れ、音響等の使い勝手が良く、常にセンターの使用率を高く維持し、市民が能動的に使用できるようにしてほしい。

一般市民から各年齢層に応じてオピニオンリーダーの集まりか、アドバイザーを作る。

会場スタッフのレベル向上を望む。音響、照明はプロをお願いしたい。利用者がスタッフの会社を選択できないか。

舞台管理業者の入札は、金額だけで選ばないでほしい。高い芸術性を求める利用者にとって、能力の低いスタッフとのストレスや、打ち合わせ通りに動いてもらえない不完全燃焼な舞台は、姫路のレベルを上げることに繋がらない。

自分達の公演やコンサートなどの会場運営を、自分達でやりたい。

開館までに、センター内における機械操作の養成講座を開講し、簡単な操作ができるようにしてほしい。

気軽に芸術文化に触れあえる建物であって欲しい。

建設の理念、目的には全く賛成ですが、願わくば真に市民に開放されたものとして、手続きが簡便で親しみやすく、身近で手の届きやすい施設であって欲しい。

広い空間ですが、利用者も多いと思われ、確保するのが大変なのではないか。

催しがなくてもセンターの中が賑わい、市民の散策場所としておしゃれな街になってほしい。

誰でも使用できる場所であって欲しい。

市内のどこからでも利用しやすい送迎バスを希望する。

施設によっては水の使用を断られることがあるため、花材等を展示している間は水を置く場所がほしい。

市民のための市民がつくるセンターとして、市民に必要とされる場所になってほしい。

世界の一流の音楽・芸能人に憧れてもらえるような施設になるよう運営してほしい。聴衆・観衆のマナーアップも必要である。

使用する市民側に立った運営を願う。

大阪、神戸等へ行かなくても素晴らしい体験ができ、多くの市民が文化に目覚めるような施設になってほしい。

地域文化発信、振興の拠点として活動できる場所にして欲しい。

中・小規模のイベントや展示会が気軽に開催できると良い。

芸術・文化活動を支える人材の育成等が望まれる。

一流のクリエイターが常時滞在し、出入りする仕組みを作って欲しい。一流の方に触れる機会を作って欲しい。

## 設備について

控え室内にフィッティングルームを設置してほしい。

- ・高齢者の利用も多いため、ホールはスロープ方式とし、座席は前後左右ともゆとりのあるものにしてほしい。
- ・座席のアームには座っている方のみが利用できるダウンライトがほしい（説明やプログラム用）。
- ・出演者・稽古者の準備室や控え室は、各ホールに共通で便利な位置に区切って設置してほしい。

- ・園芸品（植木鉢等）を展示できるような場所（室内、室外両方）が欲しい。
- ・特に室外で緑をバックに鉢等の展示ができる場所が欲しい。もちろん盗難等のないシステムも導入して欲しい。

音響等、良い音楽ホールを作り、やるのであればトップクラスのホールになってほしい。

入り口から楽屋、楽屋から舞台のわかりやすい動線やバリアフリー化を希望する。衣装を着て移動することも考えてほしい。

- ・木の床で100平方メートル程度の少人数で使える部屋がほしい。
- ・身障者用観覧席に、2人分の付き添い席を設けてほしい。
- ・茶室がほしい。

20坪以上の和室を作ってほしい。

舞台の音、光、動作を同調させるプログラム制御ができるようにしてほしい（人の介在では費用かかり、ミスも出る）。

市民が自由に使用できる楽器を備え付けてほしい。特に打楽器（大型のもの、ティンパニ、チャイム、ベースドラム他）。

小編成のためのオーケストラピットや、説明用プロンプターを左右にほしい。道具等の搬入動線も検討してほしい。

コーラスの練習ができる会場を作ってほしい。

コンサートグランドピアノが2台あれば演奏する曲目が増える。できればスタインウェイ、ベーゼンドルファー、ベヒシュタイン等のピアノであれば良い。

設備はプロ仕様のものにしてほしい。

パイプオルガンを備え付けて欲しい。

バレエのリハーサル用として、スタジオにリノリウムやバースタンドを置いてほしい。

小会議室をいくつかほしい。

大小の展示スペースが多数ほしい。

飲食イベントの時の使いやすさや料金に関心がある。

駅から遠く、天候によって行きにくい感じがする。病院がすぐ横にあることで雰囲気損なう。クラシックで専門的に使用するとき、設備に不備が見受けられる。

楽屋の一室にピアノを入れていただきたい。ある会場では楽屋内に防音部屋を造り、ピアノが設置されていてありがたかった。

換気と換気設備（空調機）のコロナ対策。内気循環の見直し等もお願いしたい。

机、パネル（衝立）、毛せん等の備品を揃えてもらいたい。

作品の搬入口が展示室に近く、広いエレベーターがほしい。

地域での美術活動の発表の場として活用できる、適切な設備（市立美術館並みの展示設備）を期待する。

書・絵画等を多数展示できる、広く高さのある壁面の会場がほしい。

ロビーにクロークを是非設けてほしい。

レストラン、喫茶店を設けてほしい。

高齢者が気軽に集まれる、文化交流ができる場所も入れて欲しい。

日常的に創造活動に使用できるスペース、発表等に使用できるスペースが望まれる。

天井等から映せるプロジェクターを設置して欲しい。

## 駐車場について

出演者の搬入車両数が増えることを考えると、駐車場数が不足している。駅から近いので徒歩での来場者が多いと考えていると聞いたが、車利用の方が多いと思われる。

立体化等で駐車場の台数を増やすことも検討してほしい。

文化センターよりは立地が良いが、駐車場の出入りに混雑（周辺の道路も）が考えられる。

## 文化コンベンションセンターの利用料について

会場、備品等の使用料を安くしてほしい。入場料を取れば必ず営利性があるという訳ではない。興業以外は安くすべきだ。

学校や公的団体の割引料金を設定すべきだ。

市民が発表する機会を増やすためにも、利用料金の設定を考えてほしい。手頃な料金であれば是非利用したい。

市民の利用については十分な減免をして、多くの団体が気軽に使えるようにしてもらいたい。

無料貸し出しゾーン（通路壁面）などがあると良い。

## 駐車場の利用料について

予約やチケット購入時に、駐車場の短時間利用者の無料サービスがほしい。

文化コンベンションセンターの利用者は駐車料金を割引してほしい。1日利用を定額にいただきたい。

駐車料金を安くしてほしい。

## 情報発信について

宣伝（広告）の充実を望む。

一般市民にはほとんど情報が入って来ず、回答のしようがない。

姫路や播磨の文化、美術、工芸などを全国世界へ発信してほしい。

姫路の地域色かもしれないが、文化、芸術への関心がないに等しいと感じており、何かしら発信することができるとよい。

文化コンベンションセンターが完成する前に、内覧会などがあれば良い。

## その他

神戸、大阪などの大都市に比べて、姫路は芸術・音楽鑑賞に対する対価の基準が低いと言われている。その姫路市民が芸術に対する意識を高めるためにも、芸術性の高い演奏や発表を安価で鑑賞できるよう、費用負担をお願いしたい。

若い方が利用しやすい価格、イベントを増やしてほしい。

姫路駅からの送迎バス等を運行してほしい。タクシーの客待ちが多い。

総花すぎてあまり文化とは関係がないように思える。会議場、見本市が目的ではないか。

災害や感染症拡大の際に、避難・備蓄・トリアージで活用出来る備えを充実しておいてほしい。

問10 姫路市の文化芸術振興について、ご意見がありましたら、自由にご記入ください。

#### 文化芸術団体の活動に対する助成や支援について

市民の活動について十分な理解がほしい。外部の有名人を招いて開催する行事よりも重視すべきである。

市民や民間の活動に対しての大きな理解と援助において、姫路市は県下有数の市だった。特に助成金や表彰賞金などは非常にありがたく、その継続を望む。

申請及び請求などの手続きをもう少し簡略化してほしい。

活動補助金制度があるがマンネリ化している。

貢献した人、団体への表彰の「ブランド力」の向上を望む。受賞がより自信と飛躍につながるようにしてほしい。

歴史ある民間の博物館は、国内だけでなく世界的にも高く評価されているが、調査や公的な支援がない。

助成金の（対象事業額の）制約があると、小規模団体には使用できない。

総合音楽祭に学生や生徒が費用を出している。年に1度の催しであり招待できないか。

姫路市民以外の者にも助成制度が適用され、ありがたく思っているが、団体やイベントが固定化されている。

#### 文化芸術団体の活動場所や機会について

会場のキャンセルが出た場合、申し込み順等で使用できるようにしてほしい。

入場料を取らない場合は、使用料を安くしてほしい。

共通テーマ美術展（例：家族の絵、スポーツの絵、似顔絵、写真、書道等）を市文化協会が主催して、市内各地の優秀作品を展示してはどうか。

客席が400名程度の音響板がある中ホールがほしい。規模が極端すぎる。

- ・文化コンベンションセンターは姫路駅に近く活動しやすいが、会場費、駐車費用などが高むと躊躇すると思う。
- ・文化芸術は人生を心豊かにするため、文化コンベンションセンターの建設には賛同する。

ポップス系の柱になるイベントや企画が必要である。その柱を中心に枝葉的に関連する小イベントが街中で多く開催されれば、ポップス界は活気づくと思われるため、いくつか提案する。

- ・「交響詩ひめじ合唱コンクール」と同様、親しみやすい楽曲である「夢あるまち（姫路）コンクール」を開催してはどうか。
- ・上記コンクール受賞者とプロアーティストとの共演イベントとして、「姫路ポップフェスティバル」を開催してはどうか。
- ・今後最も発展性の高い分野として、市民ミュージカルの開催とワークショップを行ってはどうか。
- ・文化コンベンションセンターのロビーや半屋外のスペースを利用して、定期的に小規模コンサートを開催してはどうか。

市内全体が文化活動の場であるとの発想で、街角コンサート、城内公園コンサートを始め、町家、神社、寺を開放して、常に市民が文化活動に参加できるようにしてほしい。

会場費を時間割にしてほしい。片付け1時間のために1日分の会場費を支払う必要がある。

高齢者にも利用しやすい場所であってほしい。聴衆・観衆のマナー向上については、市の指導・方策も必要である。

大きなホールも大切だが、小さなホール（100～300席）を校区に1つずつほしい。

姫路市立美術館の一部を一般に安価で貸し出してほしい。

姫路市役所のロビーコンサートは電子ピアノのため、アップライトでもいいのでピアノがあれば良い。

文化センターには小ホールにも大ホールにもピアノが2台ずつあるが、キャスパホールやその他は1台しかない。

文化活動に必要な様々な広さの練習室があれば助かる。廃校になった校舎に防音等の工事をして使えると喜ばしい。

### 市民が気軽に文化芸術に触れる機会について

市民が気軽に音楽や芸術等に触れる機会がほしい。

プロの方々の伝統芸能の舞台を安く見たい。全席指定で販売してほしい。

文化センター等は駅から遠く、駐車場も不便だったため、あまり行くことができなかった。今後の新施設は多人数で利用したい。

質の高い芸術を鑑賞する機会をもう少し増やしてほしい。

神戸、大阪止まりだった大型展を誘致してもらいたい。

数は少なくともトップクラスのイベントや催しをお願いしたい。量や数より質を重視してほしい。

姫路城下町を表現する創作、発表を充実させてほしい。特定の演奏団体だけでなく、全市民が参加できるようにしてほしい。

文化芸術が平和な時代においてのみ受け入れられる贅沢品などではなく、市民の生活に入り込むような政策をしてほしい。

有名でなくても素晴らしい方はたくさんいる。良い演奏に会うとまた行こうと思うものだ。

### 日本や地域文化の継承について

説明者がガイドする、播磨地区内文化財巡りハイキングの開催。

盆栽を始め古典園芸植物、庭園など、世界に誇る素晴らしい文化がある。振興すれば文化都市ができるのではないかと。

日本の伝統文化は次世代にしっかり引き継ぎたい。助成金もありがたいが、スポンサー等の紹介等もお願いしたい。

世界文化遺産の城を持つ街として「お能」の舞台を作るべきである。

日本の伝統文化にまず目を向けてもらえるよう、好古園のように当番制、曜日を決めて講師を集めれば、無償で勤める方はいると思う。古い道具の寄付を募れば集まるのではないかと。

### 次世代など文化の担い手の育成について

「音楽のまち」としてクラシックやジャズ（ブラスバンド含む）だけではなく、ポップス系分野にも助成や地元アーティスト達の演奏機会、新人奨励・発掘のチャンスを与えてほしい。

若い学生たちの支援、育成を切に願う。

- ・文化指導する学校等の担当者選定は、プロの実力者を配置してほしい。レベル向上にはこれが最も良い。
- ・文化育成には、ジャンル毎の習得コースと計画立案、市民へのPRをもっと積極的にしてほしい。

### 相談や連携、振興策などの市の対応について

伝統を守ることも大切だが、同様に力がある若者にもチャンスを与えてほしい。重鎮以外には行事への招聘がない。

文化に対して意識が高く、とても良い。新しいことに取り組み、兵庫県の先頭に立ってやってほしい。

市役所の文化国際課と文化国際交流財団との連携は不可欠だ。もっとノウハウを共有し、共働してほしい。

新たな試みに対しての相談に積極的に動き、力を貸してほしい。

多方面に渡り興味深く楽しませてもらっている。神戸にない文化事業の力が姫路にはある。本当にこれから頑張してほしい。

### 市民や団体の様々な交流機会について

いろんな団体とのコラボができると良い。動と静など。一団体では広がりが弱い。

お城周辺での記念イベントやお祭りなどで、市民の出演を募ってほしい。

地域文化の交流と発展を目指す活動を続けてほしい。

高齢化が進む中、若い人達と触れ合う機会を持ちたいと常に思っている。

### 文化芸術の力による心の豊かさや街の活性化について

芸術活動をしている人、したい人が住みたい、活動しやすい姫路にするための活動をお願いしたい。

芸術分野における社会包摂機能を充実させること。SDGsの実現においても有効で、多様性が求められる社会に対して、格差を是正し、障がい者の社会参画を促すことに力を注ぐこと。市民が豊かな文化生活をおくことを基本としなければならない。

稽古事を通じて、人間として心の修行を積みたい。様々な文化活動をやってみたい。

姫路市は顕彰制度や行事、施設は揃っているが、もっと有効活用するべきだ。文化・芸術は、経済、福祉等に比べ不要と見なされることが多いが、希望も勇気も持てないときこそ芸術・文化・芸能（宗教も）は力を発揮する。市も重要性を示すべきだ。

姫路城下町、播磨を発信する。創作、上演を活発にしたい。街角コンサートや城内公園を開放したり、市民が常に文化活動に参加できる、活気のある城下町にしたい。

### 文化芸術振興に関する情報発信について

活動案内だけでなく、各活動内容の写真等の紹介記事が広報と一緒に配られれば、もっと関心を持ってもらえるのではないかな。

チラシが多いため、行事の都度お知らせするアプリを作ってはどうか。

姫路ケーブルテレビで放送してはどうか。

### 市として音楽に力を入れていることについて

出来るだけ幅広いジャンルの文化芸術に光を当ててほしい。

姫路を音楽芸術の町にしてほしい。

### その他

ボランティア活動のみで現在まで継続しており、行政の支援をお願いしたい。

姫路市文化賞については、市民活動表彰と芸術的価値での評価を明確に分けるべきである。

活動団体の既得権益を優先するのではなく、日々進歩する文化芸術の動勢に注目して、振興の力を振り向けていただきたい。

問11 自然災害や感染症拡大などにより通常の文化芸術活動を行うことができない状況において、活動を継続するためのアイデアや、活動継続に必要な行政によるサポートなどに関する意見があればご記入ください。

#### 動画配信やインターネット、ケーブルテレビ等の活用について

Web展示会や発表会を行うサイトを常設してはどうか。月間や年間を通じての人気投票もあれば良い。

活動情報のデジタル化とアーカイブ化、自由な交流を行えるアクセスポイントを作って欲しい。

Zoom等、オンラインでの映像通話による活動を行いたい。運用面の講習と機材面のサポートを期待する。

ラジオ、テレビ、YouTubeなどで演奏、上演を配信するための行政のサポートがほしい。

ケーブルテレビを全世帯に無料で見られるように設定し、希望者にはある程度の料金（イベント主催者が支払う）で放送できるようなシステム。無観客でもテレビで観賞することができる。

公共のラジオ、テレビなどで文化、芸術の特別番組を放送してほしい。若い人達はYouTubeなどを上手く低料金で利用できるが、高齢者には少し距離があるため、無料で楽しむことができれば助かり、生活にも前向きになれる。

#### 感染症対策を行った活動や催しの開催について

1日の人数制限をして管理を十分にする。監視カメラ等の活用で注意を促す。ITの活用。

市内施設の一斉休館はやめてほしかった。講座数を減らしてでも出かけられる日を作ってほしかった。自分で責任を持って参加、不参加を決められたと思う。

街角コンサートや屋外ライブなど、気楽に、そして元気づけられるようにサポートしてもらえれば、文化都市、姫路として良くなるのではないかと。人のために役立っているか、楽しいかを基本に考えてほしい。

一斉に休みを半ば強制するのではなく、対策を十分にを行い一定の条件を満たせば活動を継続できるという選択肢があっても良いと思う。

活動の主体は本人・活動者たちであり、それぞれに工夫をすれば良い。行政は援助・支援の立場にいてほしい。

公民館の使用が禁止され、練習や発表の場がなくなってしまうと、工夫することもできなくなるため、活動の余地を残す方向で考えてもらいたい。

災害や感染症拡大の中であっても、段階を踏まえたタイミングや方法で文化・芸術に触れられる機会を設ける必要があると思う。行政には発表や展示できる場の提供をお願いしたい。

大ホールで十分な換気や空気清浄、消毒を行いながら、三密も避けてレッスンしていた。全てを一律に使用禁止にせず、使用方法、状況に応じて対応していただきたい。現在はオンラインにて交流している。

発声を伴うため、3ヶ月～半年単位で活動停止に追い込まれている。オンラインレッスンやライブの配信は、高齢者が対象では困難である。また、3密を避けるため、屋外や半屋外で音楽イベントが可能な施設や、市の主催イベントが必要ではないか。

身近にある地域の図書館、センター等の利用は、少人数（10人以内）であればできるようにしてほしい。

全面的に中止にするのではなく、3～4人ずつでも活動できるようにしなければ、高齢者は創作意欲が低下してしまう。

美術館、博物館を閉めないで欲しい。予約や入場制限を行って入場させて欲しい。

緑の庭園や美術館前の庭園、姫路城の庭園、寺院境内、神社境内など、室外の広い場所でゆったり客席をとって実施する野外活動等は可能ではないか。

### 財政や設備等の支援について

緊急事態宣言下において、文化芸術の休止などが余儀なくされても、その灯火を消すことのないように、財政支援や債務猶予に関する問題に対し、必要に応じて対処して欲しい。

閉館しているホール関係者へのサポートをお願いしたい。

国際的に高い評価を受け、今まで独立採算で運営してきた民間博物館だが、3カ月の休館で大きな赤字となり、閉館も現実味をおびてきている。現状を調査いただき、公的な支援をお願いしたい。

ホールや会場の使用料が半年程度、半額や無料などになれば、活動再開後に活動しやすい。

活動に必要な什器備品、消耗品、本来の形や機能に影響を与えず、短時間に殺菌できる装置の設置や貸与があるとありがたい。文化芸術の前提となる経済が傷ついた大変な時代だが、一方、文化芸術が時代の雰囲気を読み取ることもある。

活動を行えない期間の運営費用を助成していただきたい。

経済的に困っている芸術家の方や団体を救済するような制度があれば良い。

中止になったコンサートについて、告知宣伝や会場費の減免等で優先的にサポートしていただけると助かる。

個別で練習できる場所がもっと多くあれば、このような状況であっても活動を継続できるのではないか。音楽演劇練習場のような場所を増やして欲しい。

公民館を借りているが、エアコンはあるが換気扇がないため、換気扇を付けて欲しい。

行政ができるサポートは経済的な面が大きいと思う。

情報発信による活動内容や事業等の透明化で、市民が施設・設備・事業などを使いやすくする。

### 文化団体の組織化やガイドライン等の準備について

再開判断が個々の手探りにならないように、活動再開の条件などのガイドラインを作成して欲しい。

文化団体のジャンル毎の組織化と運営を行っておく。費用は公的支援とする。ジャンル毎に市の担当者を定めておく。

一般市民から各年齢層に応じて人を集め、オピニオンリーダーやアドバイザーを作る。

今回は会場費やチケット代等、全額返金していただけたが、今後このような事態が起きた場合、そのレベルによっては同様に措置することは難しいと思う。何かガイドラインのようなものが必要ではないか。

### 文化芸術活動に関する行政とのコミュニケーションについて

活動に対する相談窓口の充実。

活動は当事者の責任に於いて維持継続すべきもの。行政と当事者のコミュニケーションをもっと密にとつて、課題を解決していくこと。行政は業者任せにせず、もっと現状を知ることが重要だ。

市民の意見を聞き、実際の動きに沿った、市民が使いやすいシステムにしてほしい。今は制度を整えるいい準備期間だと思う。

財産は人と歴史であり、それを大切に出来る街になってほしい。市民の声を聞く耳と行動に期待する。

市民意識の高揚も重要だが、行政の力はとても大きい。非常時にこそ文化芸術が必要だという意識を職員の皆様が持ち、どんなときでも最低限の支援をするという姿勢を持つことを要望する。そうすれば自ずと市民やNPO、ボランティアから意見や行動も生まれ成長すると推察する。

## 文化芸術の重要性と相互理解について

ドイツのモニカ・グリュッター文化相は「アーティストは今、生命維持に必要な不可欠な存在」と断言している。人が人であるために芸術文化は必要なものとして、市民に接触のチャンスを多く与え、芸術家だけでなく、舞台や映像などを支える技術者も支援してほしい。日頃の活動を知ること、災害時には訪問活動やネット発信支援など、具体的な依頼や協力を求め、市民へ還元し、アイデアを出し合う環境が生まれる。

こんな時代だからこそ、汗を流して作り上げた文化の灯や、姫路だけの歴史財産を生かした身近な文化の活動が必要だ。誰もがどこでも楽しみ親しめる文化づくりに、行政も汗を流してほしい。

教育面でも次世代が伝統文化に触れる機会をサポートしてほしい。学校の責任者に理解がなければ、文化の伝承は難しい。

## 現状の悩みについて

どうすれば通常の状態で練習ができるようになるのか全く分からない。活動を休止しており、団員の意見集約もできない。

ほぼ無収入になった。

現在のところ良い策は思いつかない。自然には逆らえない。

公民館や個人宅で練習ができないため困っている。

## その他

今は各自が今までの活動について見直し、次のステップへ備える時だと考える。

芸術活動も生活の一部であり、苦しい状況の中でも表現をしたい者はしたたかに表現の場やアプローチの仕方を考える。そうして生き残るのがプロフェッショナルの表現者であり、過保護に育った者は感動を与える作品を創ることができない。

文化・芸術活動は心と気持ちや経済的にも余裕がないと難しいと感じている。その中でも誇りを持ち、しっかり踏ん張っていく。

自然災害も感染症の場合も、復旧を待つしかないのではないかと思う。

自宅にいる時間を有意義に活用するきっかけや働きかけを行う。ワークショップを設けてパーソナルな対応を行うなど。ボランティアであってもある程度の指導力は必要である。

